

地方交付税総額（マクロ）の算定の仕組みと令和４年度地方財政計画

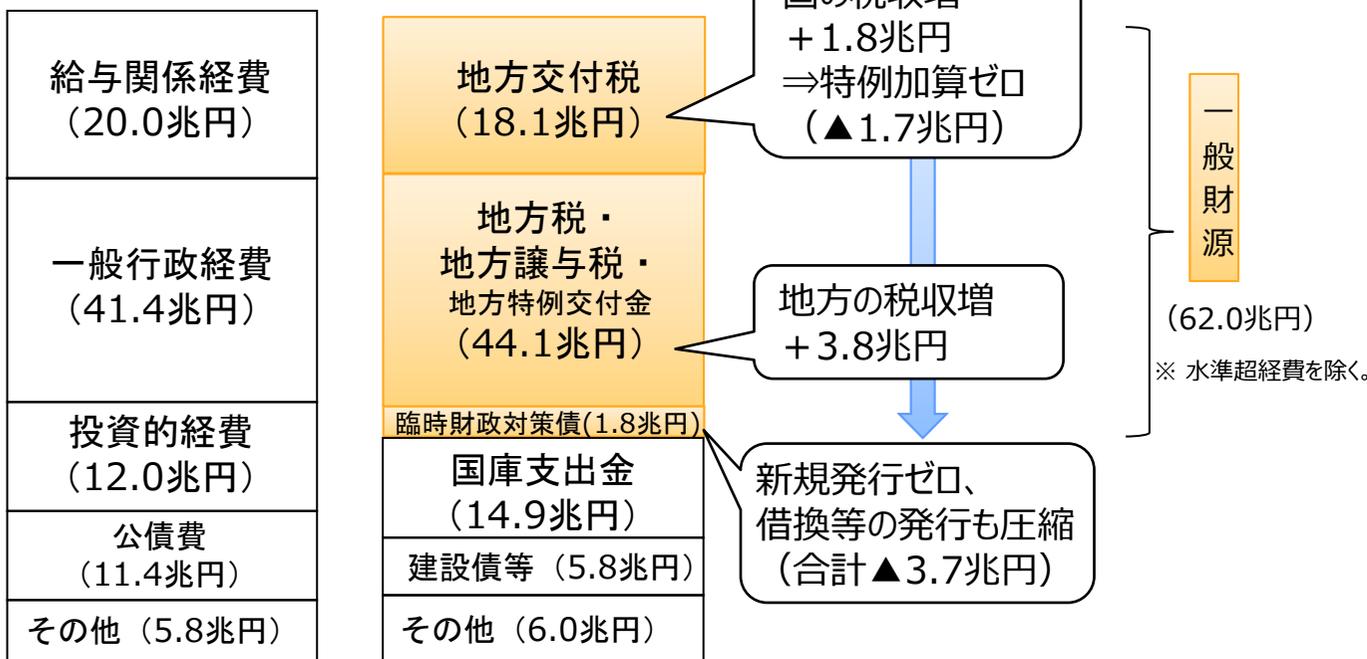
- 地方交付税総額については、財源不足に関する国・地方の折半ルール(注)と一般財源総額実質同水準ルールに基づいて算定が行われている。

(注) 地方交付税の法定率分等で不足する財源を、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により折半で負担。

- 令和４年度においては、税収増により折半対象財源不足が２年ぶりに解消し、臨時財政対策債の新規発行がゼロ(▲1.7兆円)となるほか、その借換等の発行も大幅に圧縮(▲2.0兆円)。

◆ 令和４年度地方財政計画(単位：兆円)

歳出(90.6兆円) 歳入(90.6兆円)



「骨太2021」
(令和３年６月18日閣議決定)

③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

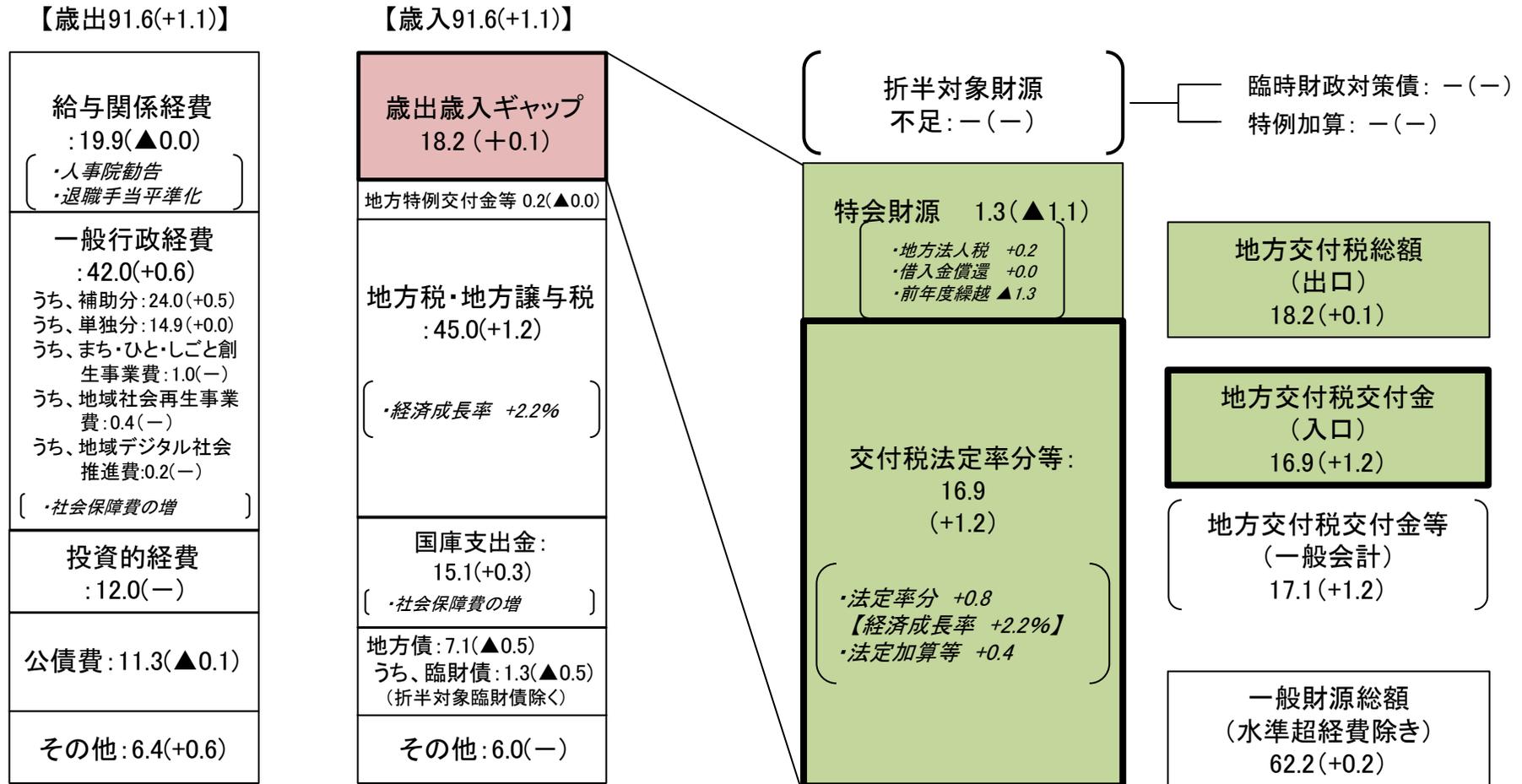
(注1) 一般財源総額とは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の総額。

(注2) 上記では、説明の簡素化のため詳細については省略している。また、計数については四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合がある。

令和5年度総務省要求（仮試算）の概要

- 令和5年度の地方財政計画に向けた総務省の要求（仮試算）においては、内閣府の中長期試算等をもとに税収増を見込み、昨年度に引き続き折半対象財源不足は生じない。一般財源総額（水準超経費除き）は社会保障費の増加等のため対前年度+0.2兆円の姿。
- 一般財源総額実質同水準ルールを着実に実施し、地方財政の健全化を進めていくことが重要。

令和5年度総務省要求（仮試算）の姿（単位：兆円、（カッコ書）は対前年度増減額）



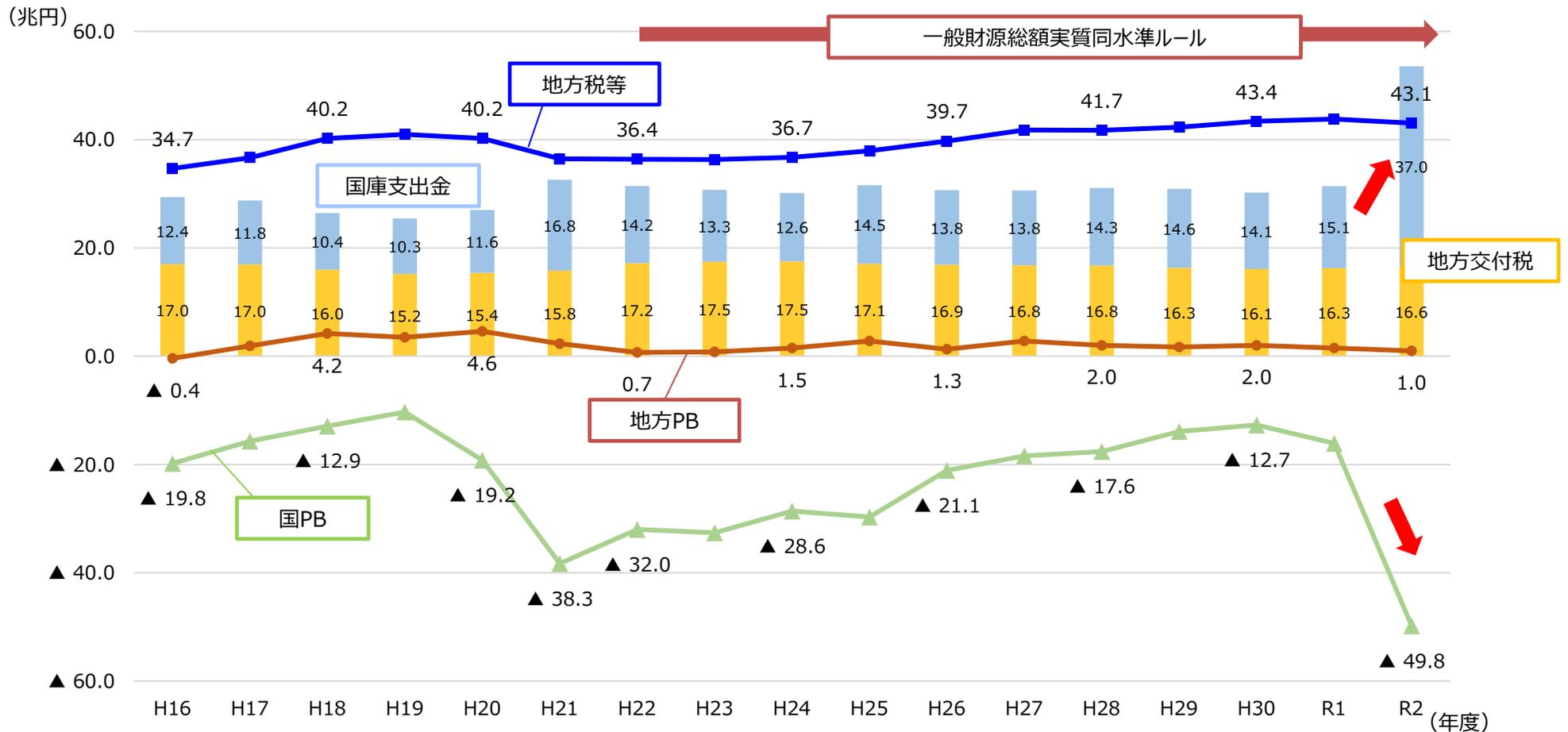
(出所) 総務省「令和5年度の地方財政の課題」より作成

(注1) 退職手当については、地方公務員の定年引上げを踏まえ、令和5年度と令和6年度の所要額を平準化して計上している。

(注2) 地域デジタル社会推進費の取扱いについては、「デジタル田園都市国家構想基本方針」を踏まえ、予算編成過程で必要な検討を行う。

国から地方への財政移転と国・地方の財政状況

- 国の財政状況が悪化する中においても、リーマンショック後や東日本大震災時を含め、国から地方へ手厚い財政移転を実施してきた。このため、PB目標設定以降、国PBは十分に改善が進まない一方で、地方PBはほぼ一貫して黒字を維持。
- 新型コロナ対応においても、地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金により、国から地方へ多額の財政移転を実施。このため、地方PBは黒字を確保、国PBは大幅に悪化。



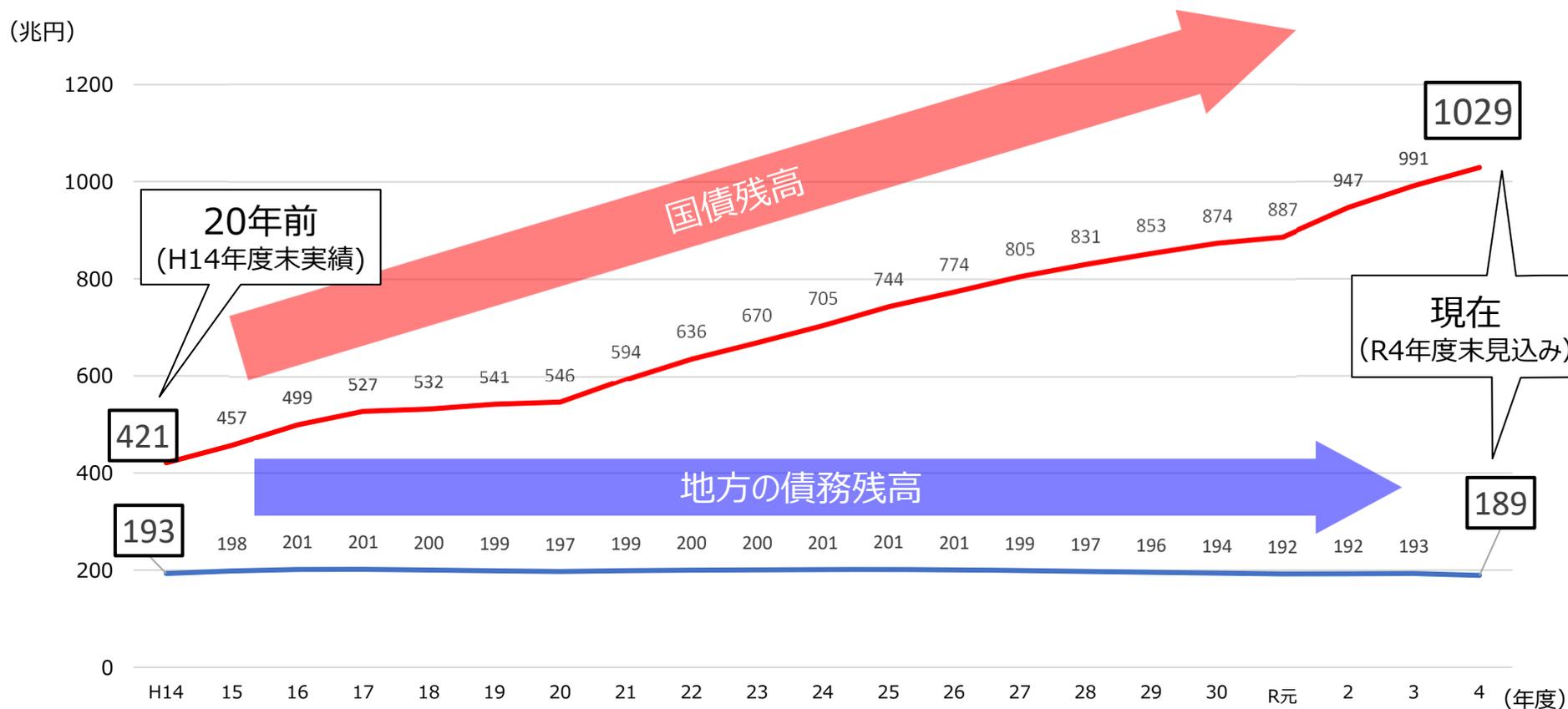
(出所) 国と地方のPBは内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月14日)より。地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」より(2020年度は総務省「令和2年度地方公共団体普通会計決算の概要」より)。

(注) 地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等は、地方税収及び地方譲与税収の決算額(超過課税、法定外税等を含む)。地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を除いた決算額。

国と地方の債務残高の推移

- 普通国債残高は増加の一途をたどり、令和４年度末見込みで初めて1,000兆円を超える一方、地方の債務残高はこの20年間を見ても、ほぼ横ばい。

＜国と地方の債務残高の推移＞



(出所) 「日本の財政関係資料」、「地方財政計画」、「地方財政白書」等

(注1) 普通国債残高は、令和3年度末までは実績、令和4年度末は補正後予算に基づく見込み。

(注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度に発行した歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特別公債及び年金特別公債を含む。

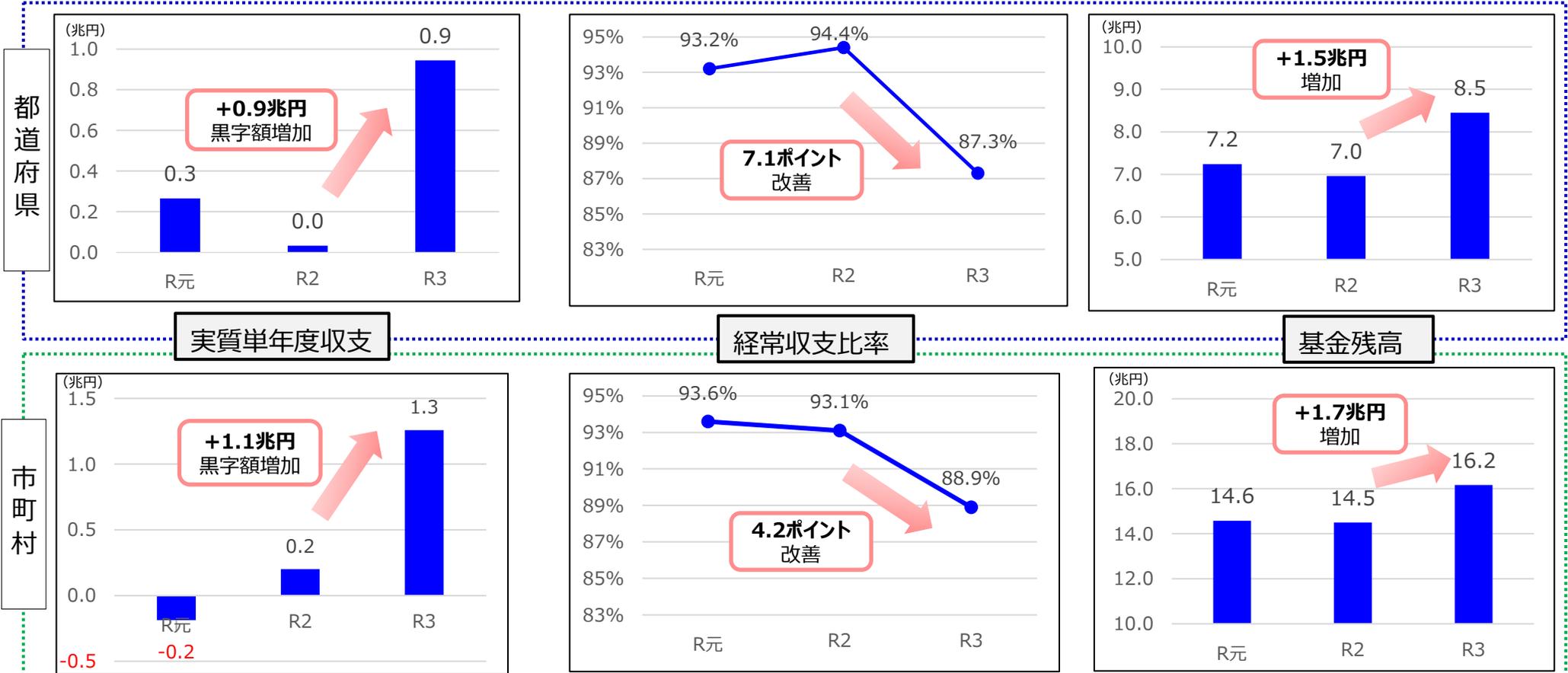
(注3) 地方の債務残高は、令和2年度までは決算ベース、令和3年度、4年度は地方財政計画等に基づく見込み。

地方公共団体の令和3年度普通会計決算

○ 令和3年度普通会計決算（速報）では、対前年度比で実質単年度収支の黒字額が増加、経常収支比率が低下、基金残高が増加しており、地方の財政状況はコロナ禍前より大幅に改善。

（注）一般財源の増（対前年度比 都道府県+3.2兆円、市町村+1.8兆円）の主な要因は以下のとおり。

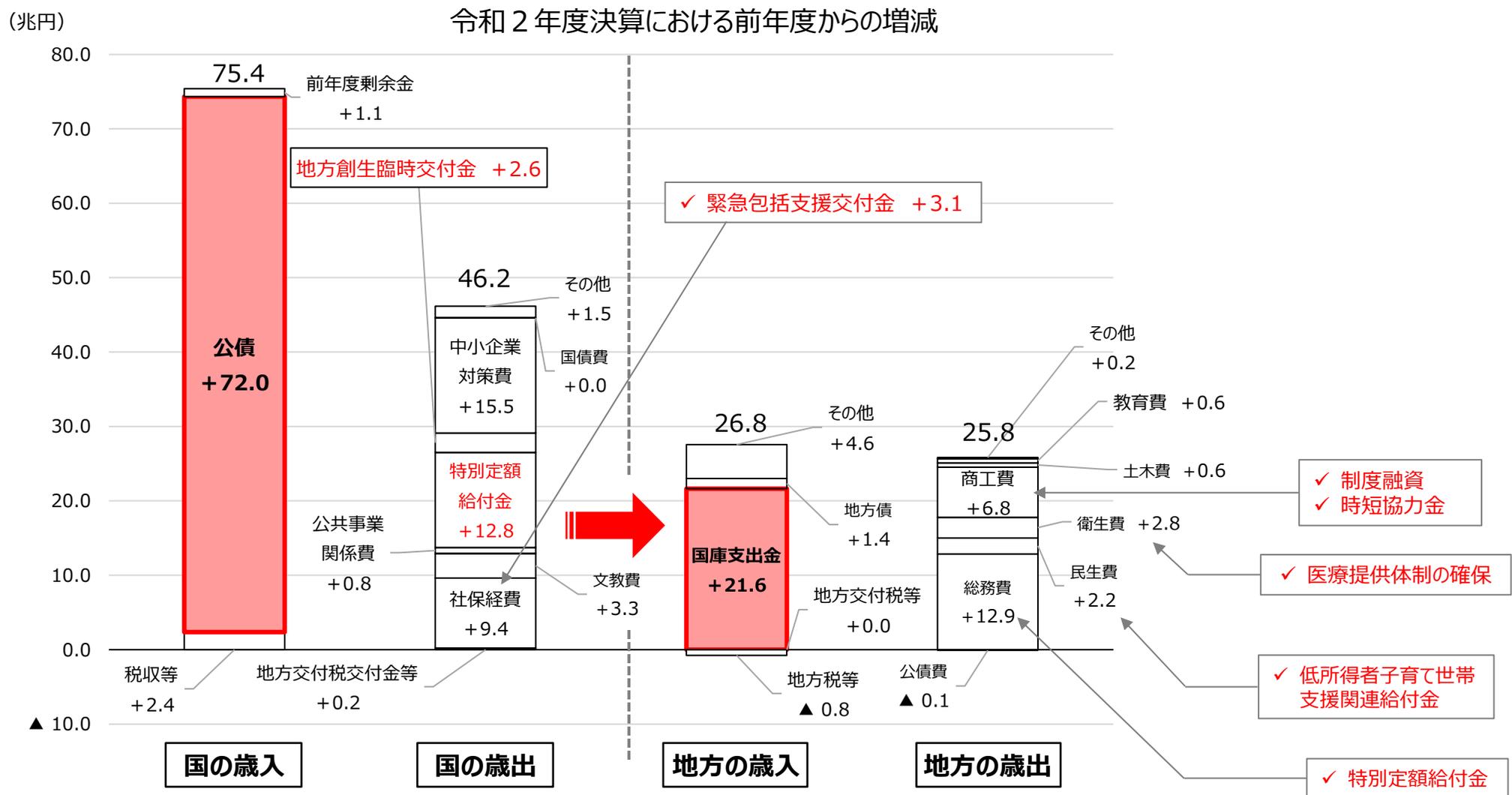
- 1.9兆円の普通交付税の再算定による増加（臨時財政対策償還基金費1.5兆円が含まれ、再算定による増加額としては過去最大）などにより、地方交付税が増加（対前年度比 都道府県+1.3兆円、市町村+1.2兆円）。
- 地方法人二税や地方消費税等の伸びに伴い、地方税等が増加（対前年度比 都道府県+1.9兆円、市町村+0.4兆円）。



（出所）総務省「普通会計決算の概要（速報）」（令和3年度、令和2年度）及び「地方財政の状況」をもとに作成。
 （注1）実質単年度収支は、単年度収支から実質的な赤字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、実質的な赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。
 （注2）経常収支比率とは地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
 （注3）基金残高は財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計額。

コロナ禍における国から地方への財政移転（令和2年度決算）

○ 令和2年度決算の対前年度の増減額をみると、新型コロナ対応に伴う地方の歳出増の大宗は国庫支出金によって賄われ、その国庫支出金の大宗は、国の公債の増発によって賄われていたことがわかる。



✓ 制度融資
✓ 時短協力金

✓ 医療提供体制の確保

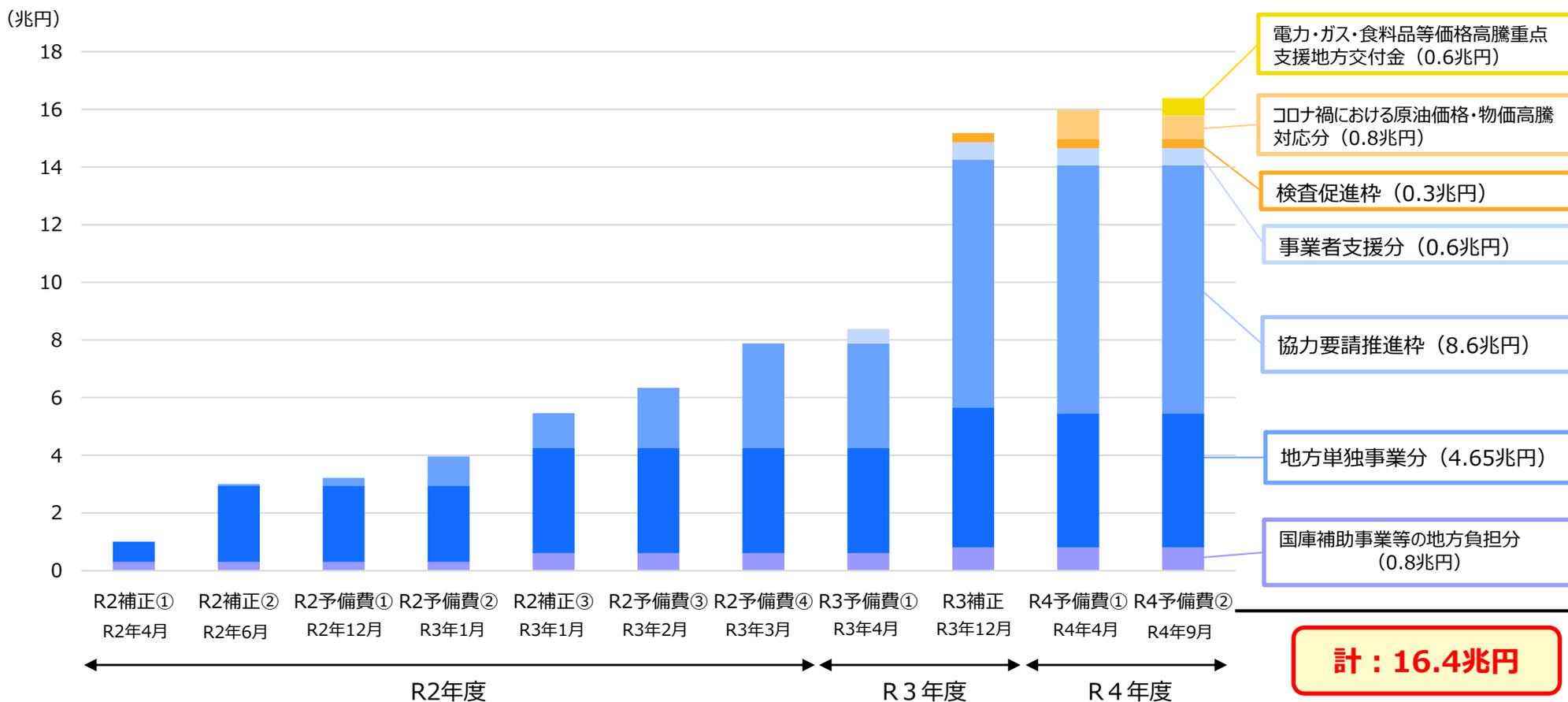
✓ 低所得者子育て世帯支援関連給付金

✓ 特別定額給付金

コロナ禍における地方財政と臨時交付金①（概要）

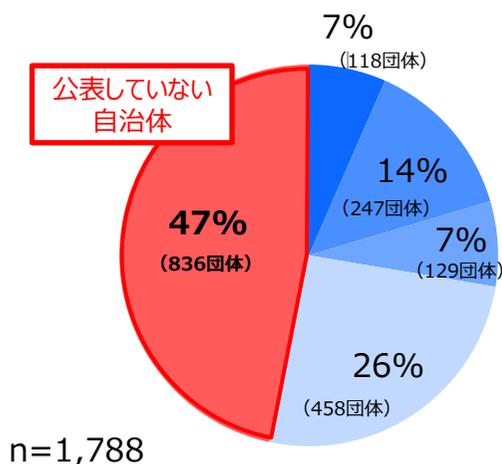
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を措置。
- 地方創生臨時交付金は、令和2～4年度の補正予算・予備費において、地域の実情に応じたコロナ対策に活用できる地方単独分や、営業時間短縮要請に応じた飲食店への協力金の支払い等に充てる協力要請推進枠、コロナ禍における物価高騰に対応するための電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金などを合わせ、計16.4兆円が措置されている。

◆ 地方創生臨時交付金の累計措置額



- 臨時交付金については、事業の実施状況とその効果について公表するよう自治体に要請しているが、約半数の自治体が実施状況を公表しておらず、また約6割の自治体が事業効果に関する情報を公表していない。
- 地域住民が事業の実施状況や効果を把握できるよう、自治体は公表を速やかに進めるべき。その際、①全体像や今後の課題の見える化、②事業単位の定量的評価、③外部主体（有識者・委員会）による評価を行うことが望ましい。
- また、事業効果を全部または一部公表していない自治体のうち約4割が、引き続き類似事業を実施していることを公表していない理由としているが、一定の期間における効果の調査結果等を踏まえて真に必要な支援となるよう見直しを図ることが望ましい。

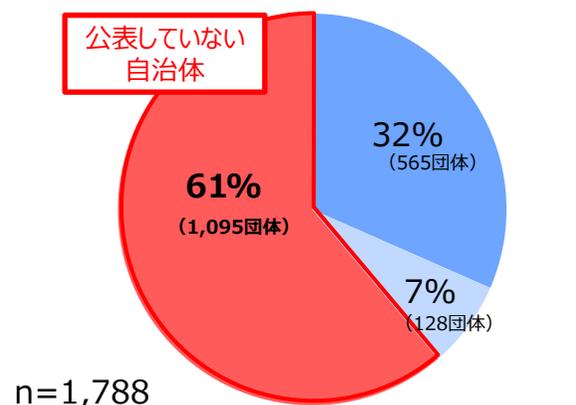
●実施状況



- 完了した事業及び実施している事業の全部について、進捗状況も含め公表済み
- 完了した事業の全部について、公表済み
- 完了した事業及び実施している事業の一部について、進捗状況も含め公表済み
- 完了した事業の一部について、公表済み
- 公表していない

※ R2.4.1以降に臨交金を活用した全事業を対象

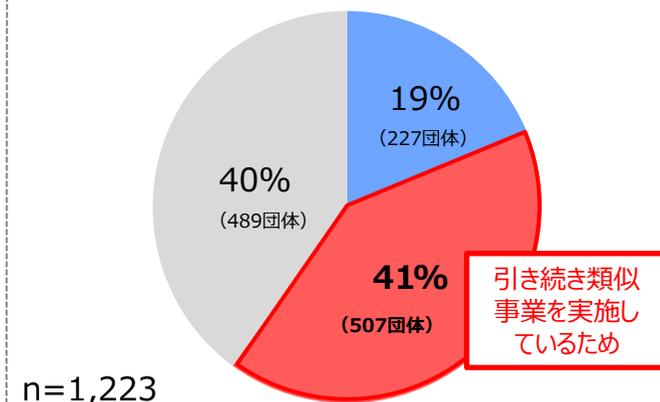
●事業効果



- 令和2年度に完了した事業の全部について、公表済み
- 令和2年度に完了した事業の一部について、公表済み
- 公表していない

※ R2年度に完了した事業を対象

●公表していない理由



- 事業は完了しているが、その効果の発現に時間を要するため
- 事業は完了しているが、令和3年度以降も類似の事業を実施しており、コロナが終息しない中で、効果の測定ができないため
- その他

※ R2年度に完了した事業を対象

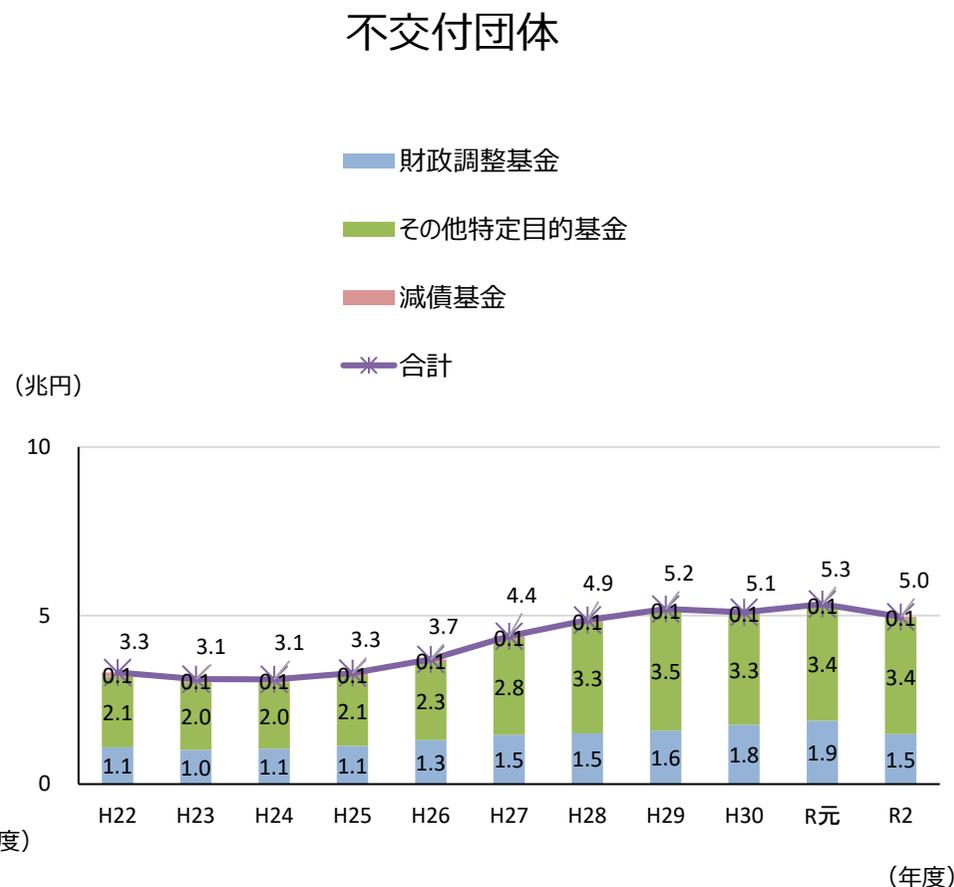
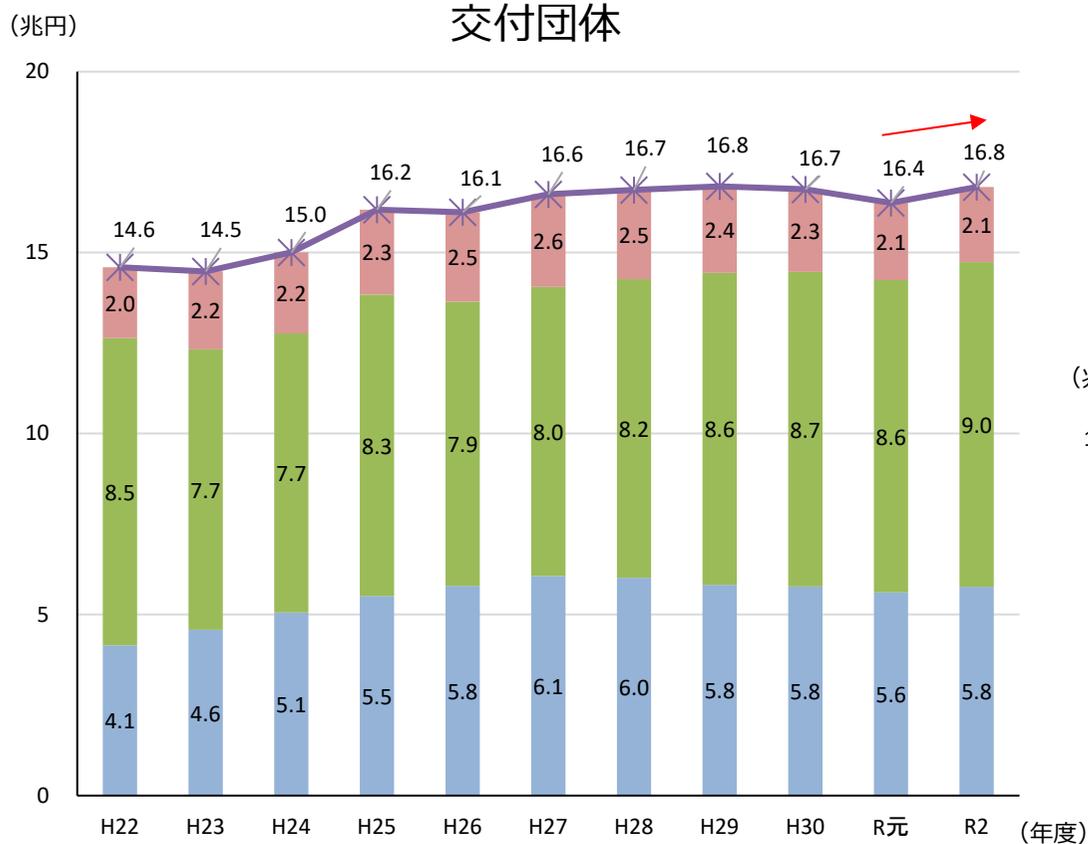
(出所) 内閣府地方創生推進室（令和4年9月）「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況」をもとに作成

(注) 調査結果については、令和4年5月23日時点のもの

コロナ禍における地方財政と臨時交付金③（基金残高）

- 令和2年度末の基金残高は、コロナ禍にもかかわらず、交付団体では増加に転じている（リーマンショック以降、最高水準）。
 - 臨時交付金をはじめとする国から地方への財政移転が多額にのぼることから、一般財源が節約され、基金増加につながった可能性。
- ※ 不交付団体では微減となっており、財政調整基金がコロナ対応に一定の役割を果たしたとも考えられるが、例えば東京都では約1兆円近くあった財政調整基金を取り崩しているものの、その減少の一部は制度融資の原資として銀行預金に振り替えられたことによる面があり、その評価には留意が必要。（東京都の財政調整基金残高：令和元年度末9,345億円、令和2年度末5,327億円、令和3年度末7,272億円。）

◆ 基金残高の推移



(出所) 総務省「地方財政状況調査」、「令和2年度普通交付税の算定結果」等

(注) 残高は都道府県分と市町村分の合計（東日本大震災分を除く）。不交付団体は、令和2年度時点で不交付となった団体のうち、平成22年度以降一貫して不交付だった40団体及び特別区。

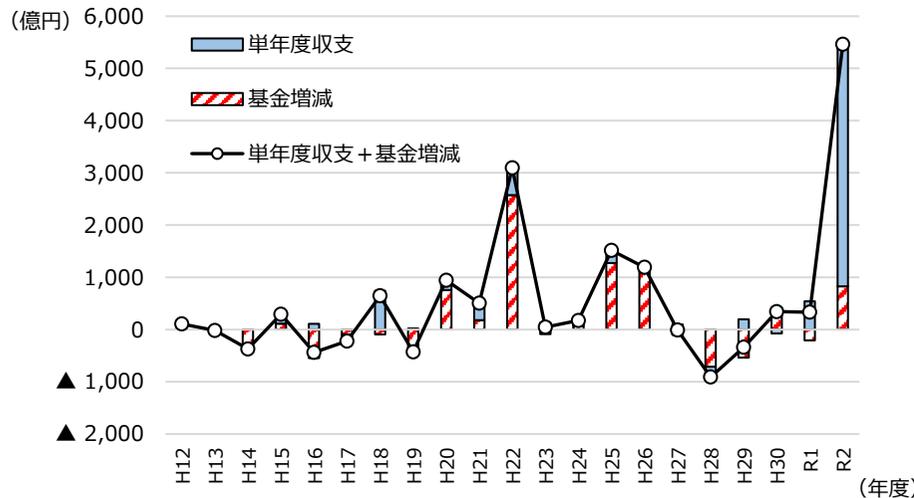
コロナ禍における地方財政と臨時交付金④（単年度収支等）

- 単年度収支と財政調整基金（以下、「基金」）の増減額の合計額（修正実質単年度収支）に着目すると、令和2年度決算において、過半数の自治体が黒字を計上。（基金も積み増した上で単年度収支も黒字となった自治体も多くを占める）。
- 東京都を除く46道府県については、令和2年度は基金を積み増すとともに単年度収支で大きな黒字を計上。市町村については、修正実質単年度収支が大幅な黒字となるなど、多くの市町村の財政状況は改善。
- これまでの措置が地方財政に与えてきた影響を踏まえれば、ウィズコロナへ移行する中、臨時交付金については縮減・廃止していく必要。また、今後の感染症対策においては、地方債による財源調達を含め、国と地方の負担の在り方を見直すべき。

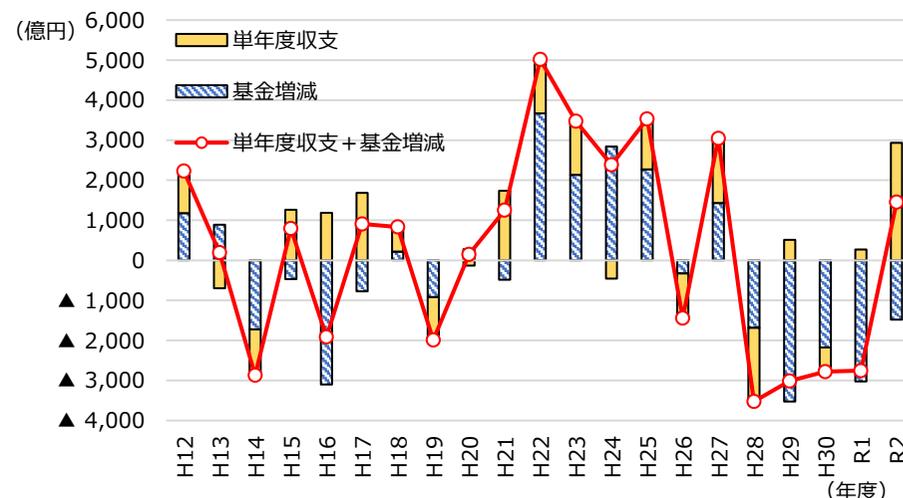
● 都道府県、市町村（交付団体、不交付団体）の財政状況（令和2年度決算）

	単年度収支 + 基金増減が赤字		単年度収支 + 基金増減が黒字	
				うち単年度収支黒字かつ基金増
都道府県数 (n=47)	8団体 (17%)		39団体 (83%)	28団体 (60%)
市町村 (交付団体、n=1,642)	565団体 (34%)		1,077団体 (66%)	678団体 (41%)
市町村 (不交付団体、n=99)	33団体 (33%)		66団体 (67%)	40団体 (40%)

● 46道府県の単年度収支、基金増減の推移



● 市町村の単年度収支、基金増減の推移



(出所) 石川達哉・赤井伸郎「新型コロナウイルスが地方公共団体の歳入・歳出に与えた影響—コロナ禍において地方公共団体の収支は悪化したのか?—」財務総合政策研究所ファイナンスレビュー（近日刊行予定）をもとに作成
 (注1) 上表中の基金増は財政調整基金の積み増しを示す。(注2) 左下グラフでは、他の団体に比して財政規模が突出して大きい東京都は除外している。

- 少子高齢化や東京圏への一極集中の更なる進展により、2040年には約半数の自治体で人口が3割以上減少すると見込まれている。
- この中で、老朽インフラの更新や公営事業等をはじめとした行政サービスを安定的に提供していくためには、デジタルの活用により業務プロセスや行政サービスの在り方を変革するなど、徹底的な行政運営の効率化を図る必要。

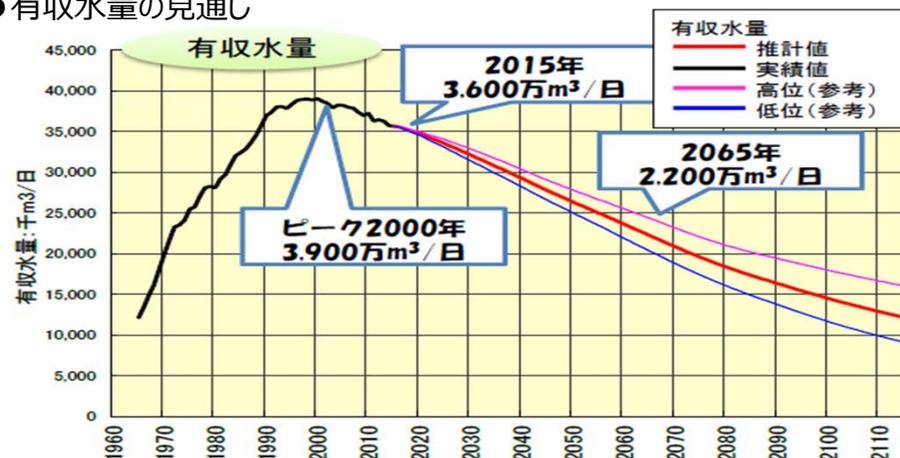
●人口段階別市区町村の変動（2015年→2040年）【H30推計】

人口 (2015年時点)	人口増減率				
	▲30% ～▲40%	～▲50%	～▲60%	～▲70%	▲70%～
100万人以上					
50～100万人					
20～50万人	1				
10～20万人	8	1			
3～10万人	117	27			
1～3万人	134	107	18	1	
1万人未満	120	149	99	21	1
計	380	284	117	22	1

424自治体、4割減少

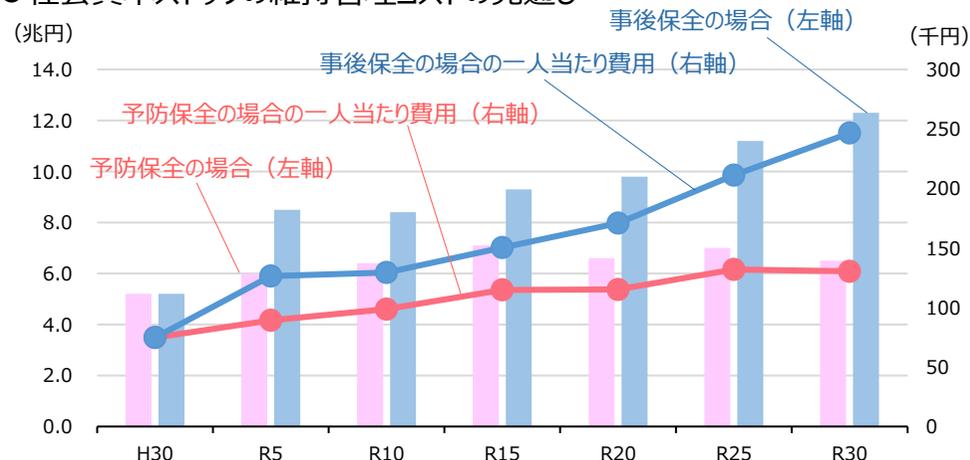
804自治体、3割減少

●有収水量の見通し



(出所) 総務省(令和2年11月)「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書をもとに作成
※有収水量とは、料金収入が得られる水量のこと。

●社会資本ストックの維持管理コストの見通し

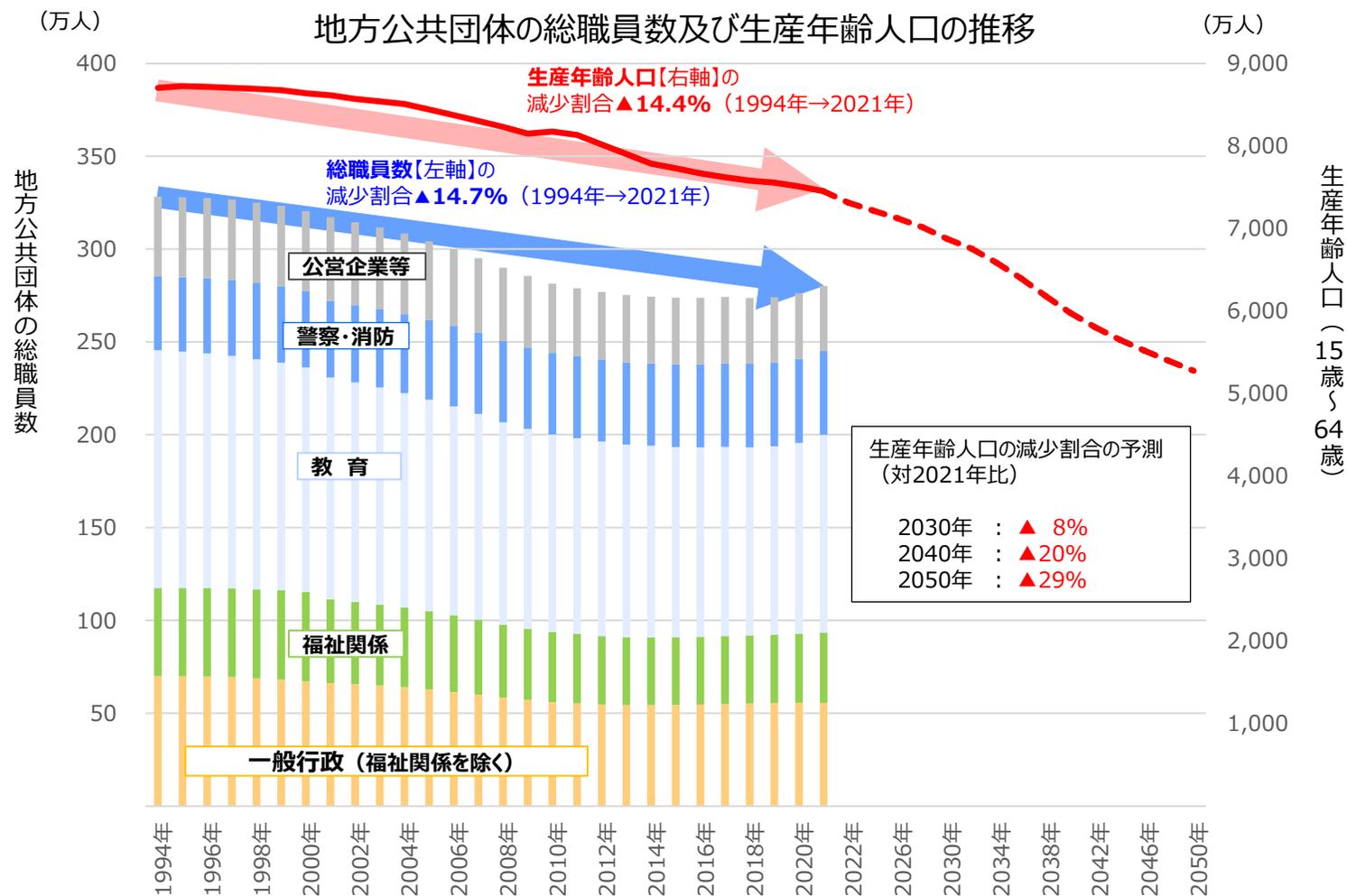


(出所) 総務省統計局「人口推計(平成31年4月報)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)、国土交通省資料をもとに作成

(出所) 総務省(平成30年7月)「自治体戦略2040構想研究会第一次・第二次報告の概要」をもとに作成

自治体行政の効率化の必要性②

- 地方公共団体の職員数は、ピーク時の1994年度と比較して、2021年度までの減少割合は14.7%であり、同時期における生産年齢人口（15歳～64歳）の減少割合と同程度となっている。
- 今後の生産年齢人口の急激な減少に伴い採用が困難になっていくことを見据え、デジタルの活用等により限られた行政資源（人材、財源等）を有効活用し、行政サービスの効率化・質の向上と歳出削減を実現すべき。



自治体戦略2040構想研究会
第二次報告（抄）
（平成30年7月）

今後、…全ての自治体において、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約される。このことを前提に、既存の制度・業務を大胆に再構築する必要がある。

（中略）

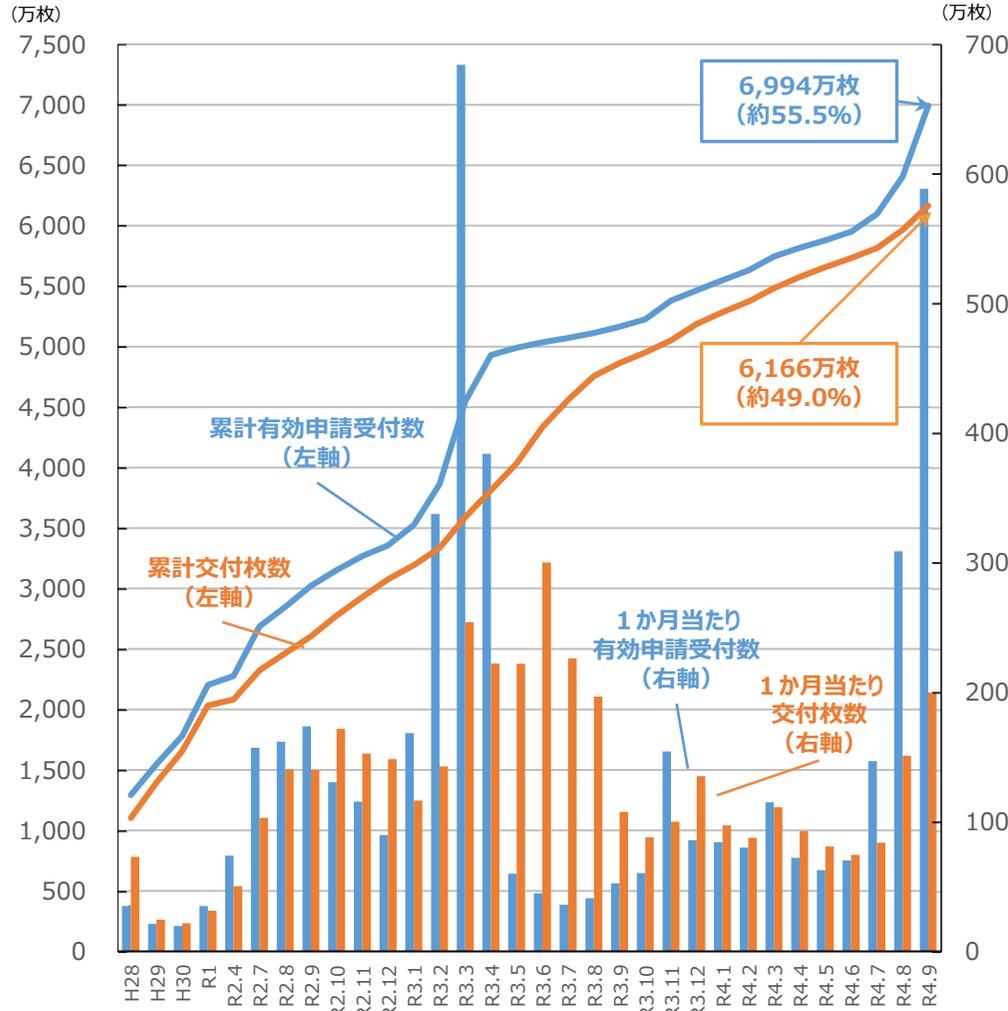
自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくためには、AI（人工知能）やロボティクスによって処理することができる事務作業は全てAI・ロボティクスに任せ、職員は職員でなければならない業務に特化することが必要である。…従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある。

（出所）総務省「地方公共団体定員管理調査」、「人口推計（長期時系列データ）」、「人口推計（各年10月1日現在人口）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）
（注）2021年度までは実績ベース、2022年度以降は将来推計をベースとしている。

デジタルの活用による自治体行政の効率化①

- ほぼ全ての国民にマイナンバーカードを普及させることを目指し、国はマイナポイント事業をはじめ多額の予算を措置。
- 社会保障をはじめ行政サービスの利便性向上や効率化には、デジタル社会における社会基盤としてマイナンバー制度の活用は重要。

◆ マイナンバーカードの申請・交付状況 (R4.9.30実績)



(出所) 総務省

(注1) ()内は令和4年1月1日時点の住基人口(125,927,902人)に対する割合

(注2) H28~R元は年度当たりの平均値

◆ マイナンバー制度関連費用

事項	概要	予算額
制度の導入・運用等に要する経費 (H25当初~R4当初)	制度の導入・運用に係るシステム整備、マイナポータル等のシステムの維持・運用、マイナンバーカードの発行・交付等	1兆900億円
マイナポイント第1弾 (R元補正~R3当初)	令和3年4月末までの申請者に対して、最大5,000円相当のポイントを付与	2,979億円
マイナポイント第2弾 (R3補正)	令和4年12月末までの申請者に対して、最大20,000円相当のポイントを付与	1兆8,134億円

◆ マイナンバーカードの交付状況 (自治体) (R4.9.30実績)

区分	人口に対する交付枚数率	
	上位10団体平均	下位10団体平均
都道府県	52.8%	43.0%
指定都市	53.2%	48.6%
特別区・中核市	57.7%	42.0%
市町村	79.5%	27.5%

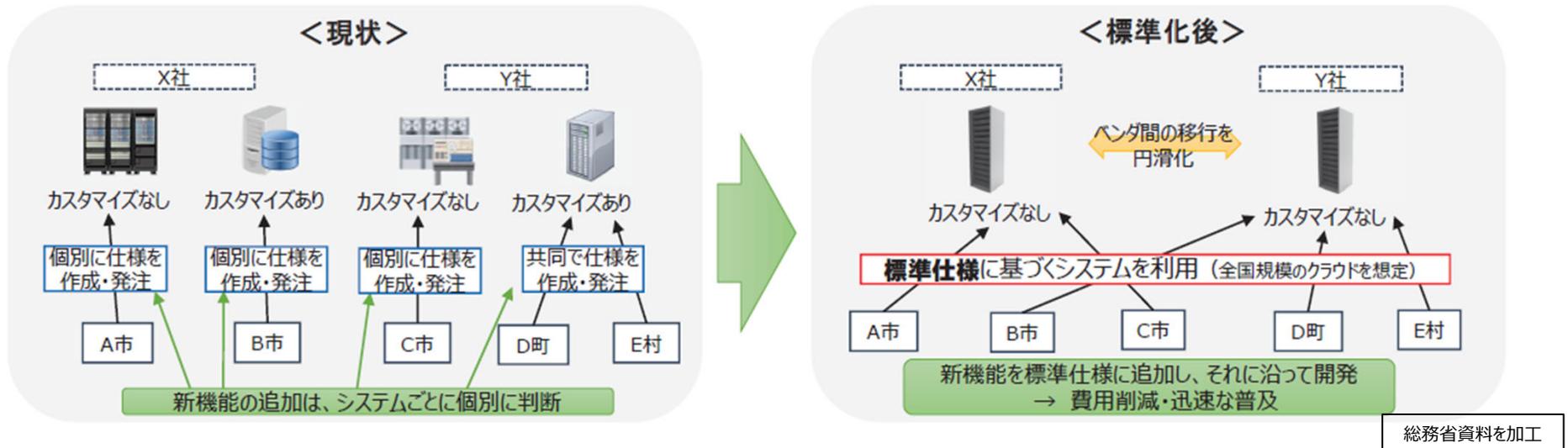
(注3) 平均値は各団体の交付枚数率を単純平均したものの。

- 2025年度末までの自治体情報システムの標準化・共通化を政府目標とし、移行のための経費について必要な経費を措置。
 - 地方自治体においては、これら予算を効率的・効果的に執行し、マイナンバーカードの活用やシステムの標準化・共通化に合わせた業務改革（BPR）の徹底による行政サービスの質の向上と効率化を同時に達成していくべき。
- (※)「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)では、地方公共団体の情報システムの運用経費等について、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和8年度(2026年度)までに、平成30年度(2018年度)比で少なくとも**3割の削減**を目指すこととされている。

●デジタル基盤改革支援基金

(R2第3次補正：1,509億円、R3第1次補正：317億円)

各自治体が、令和7年度までにガバメントクラウド上で構築された標準準拠システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する。



○ マイナンバーカードの活用や標準準拠システムへの移行を始めとしたデジタルの活用による行政の効率化については、自治体における定量的な効果を推計し、地方財政計画に反映していくべき。

●内閣官房番号制度推進室・IT総合戦略室による試算

（出所）平成30年5月10日 第13回 国と地方のシステムワーキング・グループ 資料

マイナンバー制度の活用により、「行政機関等」において**年間1,798億円程度のコスト削減**が見込まれる。

（マイナンバー制度活用における効果の例）

- 課税証明書や住民票の写し等の各種証明書の発行（年間9,300万枚）や文書照会・回答（年間約1億件）事務が削減される【事務効率化 565億円】
- 確定申告手続き等の住民票の写しの添付が省略され、その発行事務が削減される【事務効率化 7億円】
- 各種証明書等の発送費等が削減される【発送費 85億円】
- 戸籍情報と連携することにより、戸籍謄抄本が必要とされる手続きが減少することから、市区町村における戸籍謄抄本交付事務が削減される【事務効率化 16億円】
- 子育てワンストップサービスにより、児童手当や保育所申請等がオンラインでできることにより、申請時の窓口における事務負担が削減される【事務効率化 77億円】
- 引越し・死亡相続等のワンストップサービスにより、オンライン申請で窓口における事務負担などの関連コストが削減される【事務効率化 12億円】
- 国民年金の免除申請、窓口での審査・面接に関する業務が不要になることにより事務負担等が削減される【事務効率化 15億円】

（注）本試算は、定量化が困難なものも多く、一定の前提の下で定量化を試みた粗い試算。

等

●マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付の導入効果

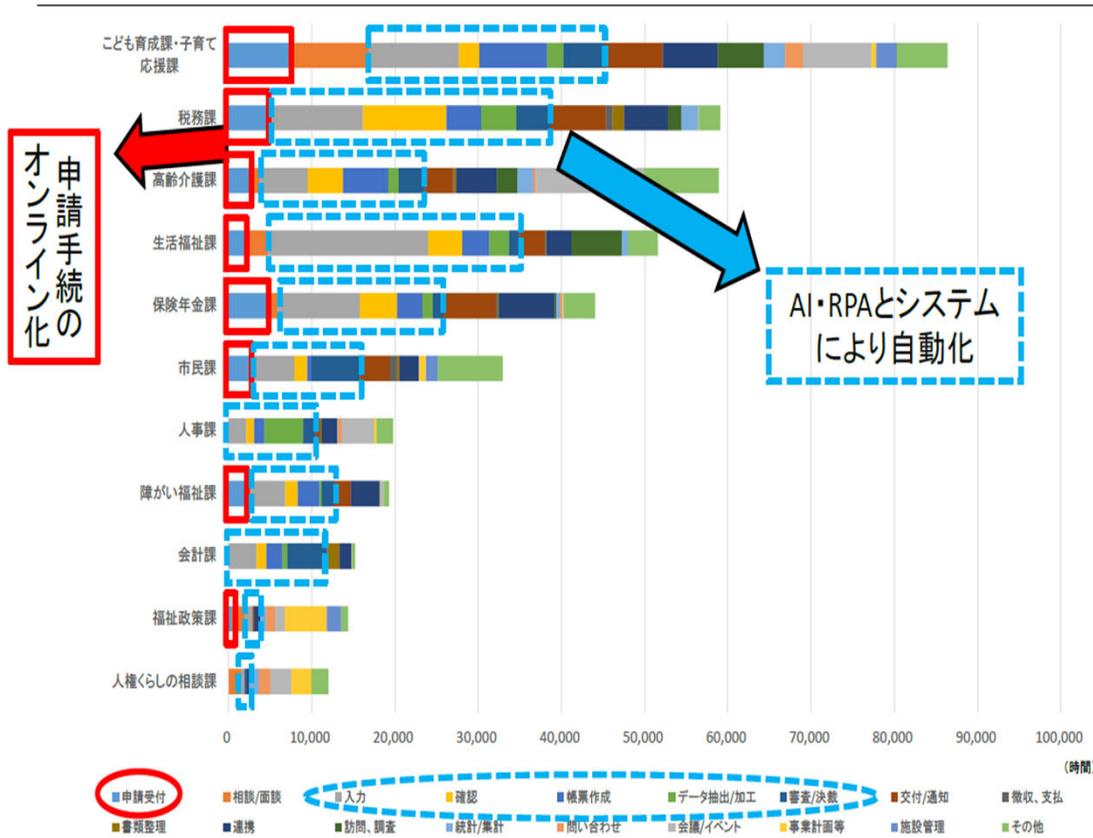
総務省資料を加工



● 市区町村において業務量の多い分野についてのICT活用による業務効率化の分析結果

子ども・子育て分野、税務分野、高齢者・介護分野、生活保護分野、国民健康保険分野における、大阪府泉大津市（人口約7万人、正職員計284名、嘱託員等計106名、合計390名）の分析結果

<課別 事務分類ごとの業務量の割合>



(出所) 地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会 (令和元年5月) 報告書 資料26

● 自治体による窓口業務改革の先進事例

➢ 読売新聞 (令和4年9月20日)

…住民が引っ越しなどの際に、役所の窓口で申請書類を書かずに住民票などの交付を受けられる「**書かない窓口**」が、新たな取り組みとして注目されている。約70自治体が導入を進めているという。…A市では、申請1件あたりの手続きの時間が2～3分短縮され、全体の業務時間の削減にもつながったという。システムの構築に約7000万円の予算を投じたが、それを上回るメリットが出ているようだ。…

➢ B市における業務改革の試算例

B市における「書かない窓口」の実証段階で、以下の歳出削減等（**2年目以降、1,166万円/年**）の効果が試算され、3年目で投資額を回収できるとされている。

< 1年目 >

$$\begin{matrix} \text{人件費(現状)} \\ 6,223\text{万円} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{人件費(改善後)} \\ 4,497\text{万円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{人件費削減額} \\ 1,726\text{万円} \end{matrix}$$

$$\begin{matrix} \text{人件費削減額} \\ 1,726\text{万円} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{ICT投資額} \\ 3,360\text{万円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{歳出削減効果} \\ \mathbf{\Delta 1,634\text{万円}} \end{matrix}$$



< 2年目以降 >

$$\begin{matrix} \text{人件費削減額} \\ 1,726\text{万円} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{ICT運用経費} \\ 560\text{万円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{歳出削減効果} \\ \mathbf{1,166\text{万円}} \end{matrix}$$

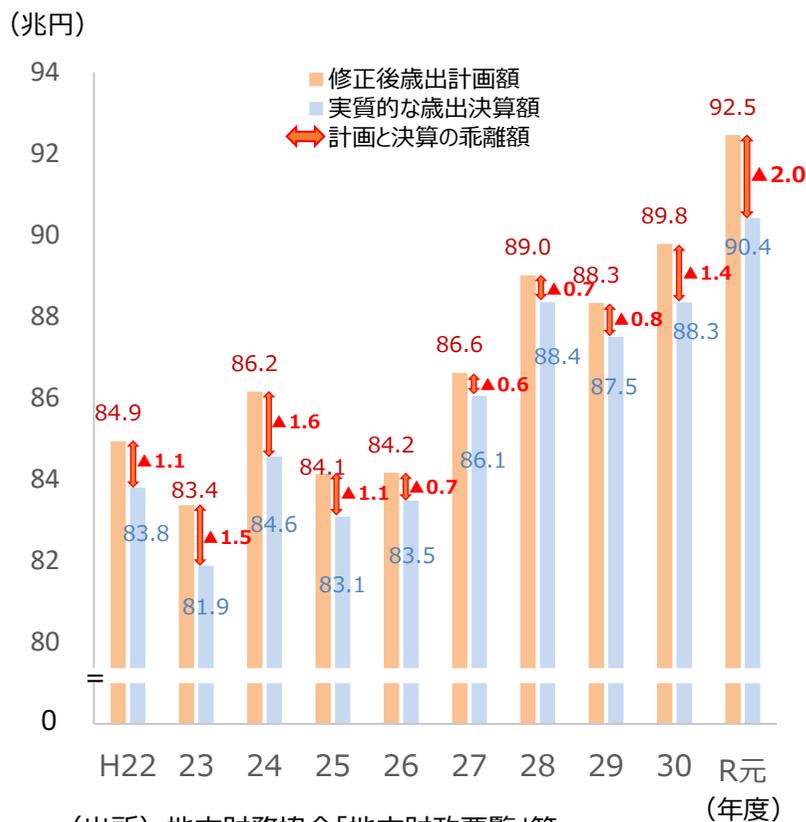
(出所) B市 (平成31年2月) 「業務改革プロジェクト報告書」

(注) 実証は、ある一定の仮定をもとに行われている。

計画と決算の乖離（歳出）

- 近年の歳出について計画と決算を比較すると、決算歳出が継続的に1兆円前後、計画歳出を下回るとの試算結果となる。
- こうした乖離の一部は①追加財政需要の未使用や②国庫補助事業の不用等から生じており、②については、令和元年度に4,000億円、令和2年度に5,000億円を超える規模になっている。
- 地方交付税については①、②ともに、決算を踏まえた精算を行っておらず、用途が不分明なまま渡し切りとなっている。これらについては、歳出計上の適正化を含め、後年度の予算編成において適切に反映していくべきではないか。

◆ 地方財政計画歳出と決算歳出の乖離の推移



◆ 過去の追加財政需要の状況

(単位：億円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
計画額	5,700	4,700	4,700	4,700	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
主な使用額	1,671	1,520	907	929	3,379	2,968	3,040	3,118	2,443	2,698	2,040
差額	4,029	3,180	3,793	3,771	821	1,232	1,160	1,082	1,757	1,502	2,160

平均差額2,200億円程度

◆ 国庫補助事業の不用に係る地方負担分（推計）

(単位：億円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
給与関係経費 (義務教育費国庫負担金)	688	391	325	322	323	92	96	84	52	12	1
一般行政経費 (補助事業分)	558	605	670	1,016	2,696	816	1,534	1,789	2,645	3,822	5,089
投資的経費 (直轄事業・補助事業分)	340	303	245	373	181	134	98	116	119	230	225
合計	1,586	1,299	1,240	1,711	3,200	1,041	1,729	1,989	2,816	4,064	5,314

平均2,400億円程度

(注)国の決算における不用割合（不用額／歳出予算現額）を、地方財政計画における地方負担額に乘じて試算。
ただし、投資的経費の不用額は、上のように試算した不用額（地方負担分）に一般財源充当割合を乘じて試算。

「枠計上経費」の見える化

- まち・ひと・しごと創生事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費については、それぞれの政策を推進する目的で地方財政計画の歳出に枠計上されている（令和4年度は計1.6兆円規模）。
- しかし、枠計上経費は、用途が各団体の判断に委ねられ、決算上も個別の費目との対応関係は明らかでない。総務省においては、平成29年度決算から、地方単独事業（ソフト）の決算額内訳を示しているが、歳出区分の精緻化は進んでいるものの、依然として枠計上経費との対応関係が明らかではなく、枠計上経費の規模や、地方創生や地域社会のデジタル化の推進といった効果に関する検証に十分つながるものとはなっていない。
- 計画上の枠計上経費と決算の対応関係の「見える化」を図るとともに、枠計上経費の規模や配分方法についても見直しを図るべき。

◆ まち・ひと・しごと創生事業費 1兆円

① 地域の元気創造事業費：4,000億円程度（うち100億円程度は特別交付税）

行革努力分：2,000億円程度の指標	地域経済活性化分：1,900億円程度の指標
ラスパイルス指数、経常的経費削減率、地方税徴収率、業務システムに対するクラウド導入率	第一次産業（農業）産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数、若年者就業率、女性就業率、高齢者就業率、従業者数、事業所数、一人当たり県民所得（地方税収）

② 人口減少等特別対策事業費：6,000億円程度

取組の必要度：3,400億円程度の指標	取組の成果：2,600億円程度の指標
人口増減率、転出入者人口比率、年少者人口比率、自然増減率、若年者就業率、女性就業率、有効求人倍率、一人当たり各産業の売上高	人口増減率、出生率、年少者人口比率、東京圏への転出入人口比率、転出入者人口比率、県内大学・短大進学者割合、新規卒者の県内就職割合、若年者就業率、女性就業率

◆ 地域社会再生事業費 4,200億円

人口構造の変化に応じた指標	人口集積の度合いに応じた指標
人口減少率、年少人口比率、高齢者人口比率、生産年齢人口減少比率	非人口集中地区人口比率

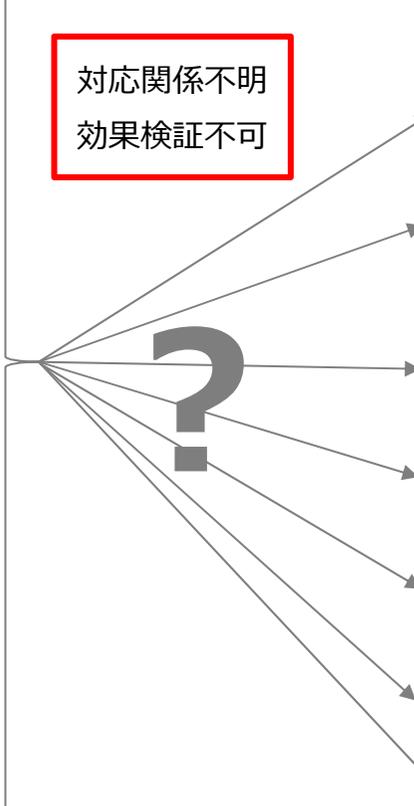
◆ 地域デジタル社会推進費 2,000億円

地域住民を主な対象とする取組に係る指標	地域企業を主な対象とする取組に係る指標
高齢者人口、障害者手帳交付台帳登録人口	事業所数、一次産業事業所数、中小企業数

◆ 地方単独事業（ソフト）の決算額（令和2年度）
合計 28.3兆円

民生費	6.3兆円
社会福祉費	2.5兆円
老人福祉費	2.1兆円
児童福祉費	1.5兆円
商工費	9.9兆円
教育費	3.5兆円
衛生費	3.0兆円
総務費	3.2兆円
その他	2.4兆円

対応関係不明
効果検証不可



- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態。
- このため、令和4年3月、総務省は自治体に公立病院の経営強化プランの策定を要請。限られた医療資源を最大限効率的に活用し、持続可能な地域医療提供体制を確保することにより、公立病院の経営強化と地方財政の健全化を図ることが重要。
- 令和2、3年度は顕著な収支改善が見られたが、自治体の普通会計で負担する繰出金の水準は維持されている。今般の黒字は新型コロナ補助金といった一時的な要因によるものであり、公立病院の経営改革が阻害されることがあってはならず、経営強化プランを踏まえた取組を着実に進めていく必要。
- なお、公立病院の経営改善に当たり、収入面の取組により経営改善がなされるケースが多いが、その場合、医療費の増高につながり、医療費適正化の取組と齟齬を来しかねないことに留意する必要。例えば、薬剤・医療材料等の共同購入等による経費節減、委託業務の効率化、人件費の抑制など費用面からの具体的な取組を進めるべき。

● 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月、総務省）における経営強化プランの内容

1. 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

2. 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

3. 経営形態の見直し

4. 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

5. 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

6. 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

● 公立病院への繰出額とその経営状況の推移

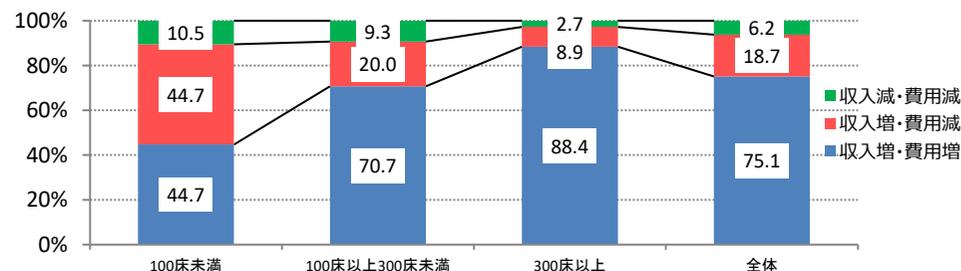
(億円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
繰出額 (うち基準外繰出額)	7,924 (1,013)	8,083 (945)	8,266 (892)	8,269 (920)	8,494 (1,011)	8,411 (949)
収支	▲1,020	▲985	▲860	▲984	1,366	3,296

(出所) 総務省「地方公営企業決算状況調査」

(注1) 地方独立行政法人(病院事業)を含む。(注2) 収支は、総収益から総費用を差し引いた額。

● 前公立病院改革プラン(H19策定)前後における医業収支比率改善要因



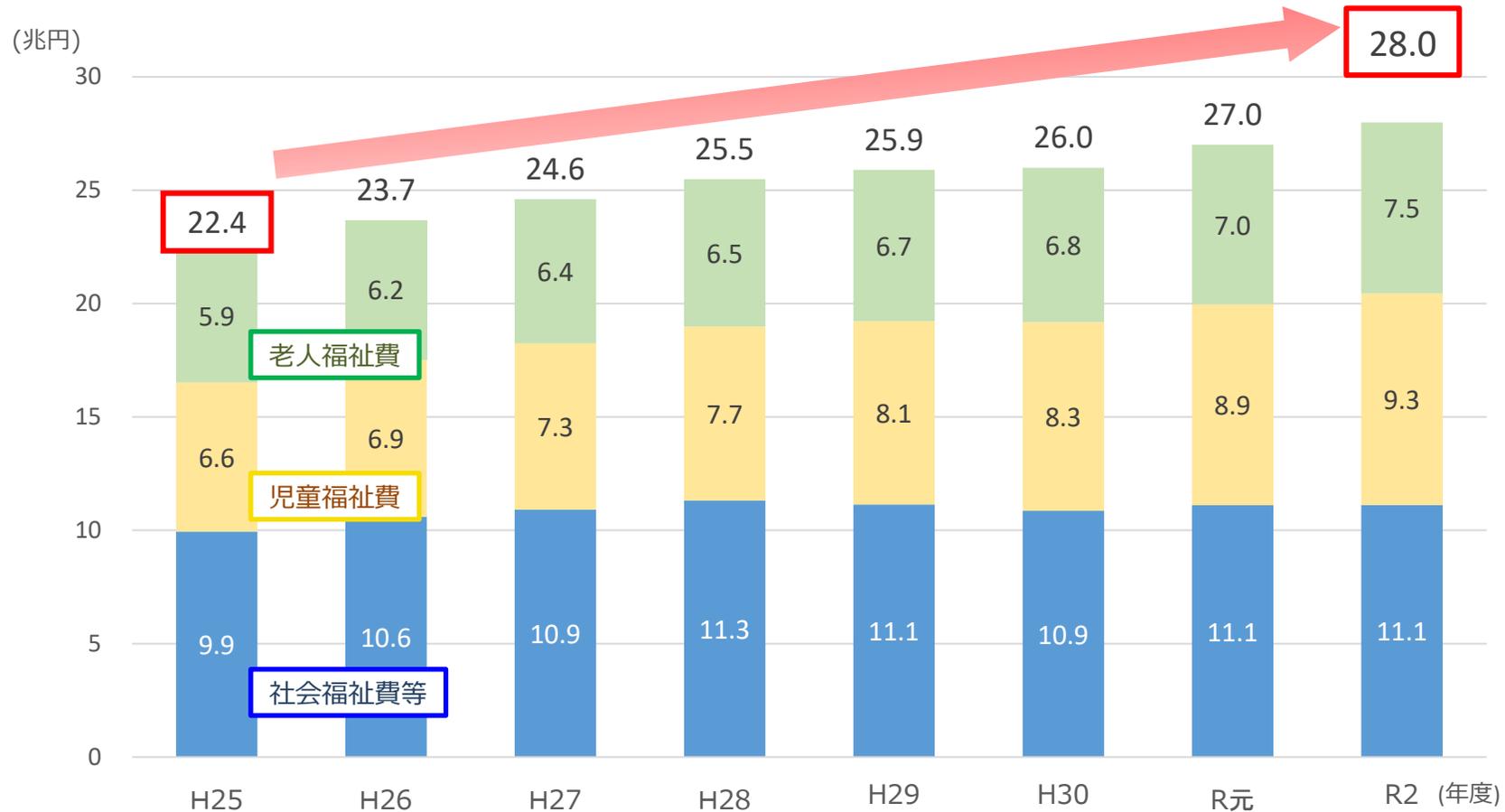
平成20年度決算から平成25年度において医業収支比率が5%以上改善した病院(地方独立行政法人及び指定管理者制度導入病院を除く)

(出所) 総務省「公立病院経営改革事例集」(平成28年3月)

一般行政経費のうち社会保障等に係る経費（民生費）の推移

- 地方における社会保障に係る経費（民生費）の推移をみると、老人福祉費をはじめとして年々膨らんでおり、平成25年度から令和2年度にかけては約6兆円の増加。
- 高齢化等に伴う増額が現役世代や地方財政にとっての過度な負担とならないよう、国だけでなく、地方においても、こうした費用の効率化の取組は不可欠。

◆ 民生費（災害救助費除き）の推移

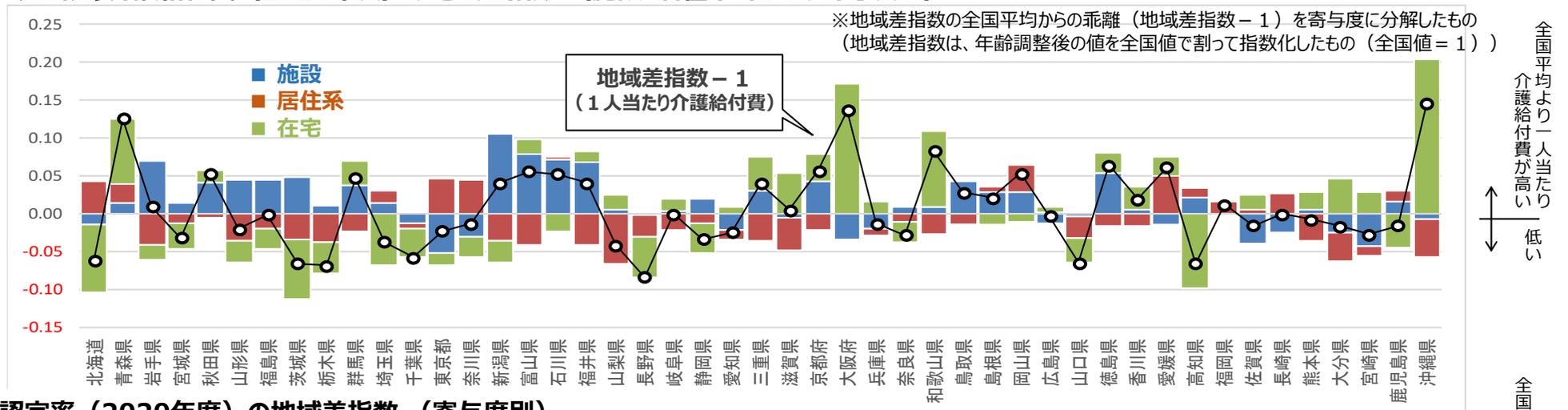


(出所)総務省「地方財政状況調査」

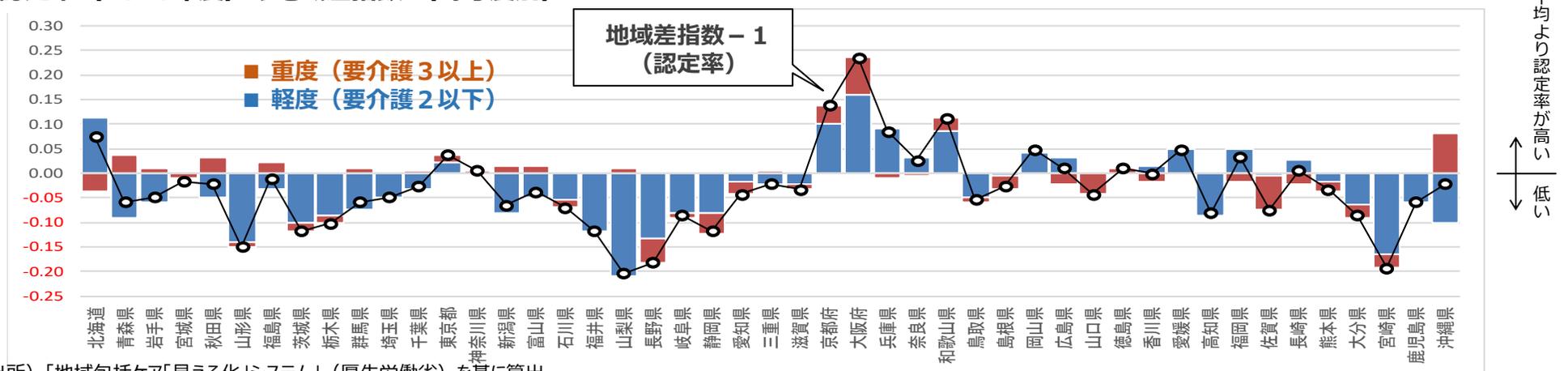
(注) 都道府県および市町村の決算額の合計。一部重複を含む。

- 社会保障費については、国の設計する制度に左右され、適正化に向けて地方公共団体の努力できる範囲が限定的との声も聞かれる。
- しかしながら、社会保障費の適正化には、制度設計のみならず、その運用において事業者や利用者と接する地方公共団体の取組も非常に重要。
- 例えば、一人当たり介護給付費や認定率には都道府県ごとに大きな差異。引き続き、地方公共団体においても、こうした差異の分析を深め、不合理な給付が認められる場合には事業者の指導や利用者への働きかけを行うなど適正化に向けた取組の加速が望まれる。

◆ 一人当たり介護給付費（2019年度）の地域差指数（施設・居住系・在宅の寄与度別）



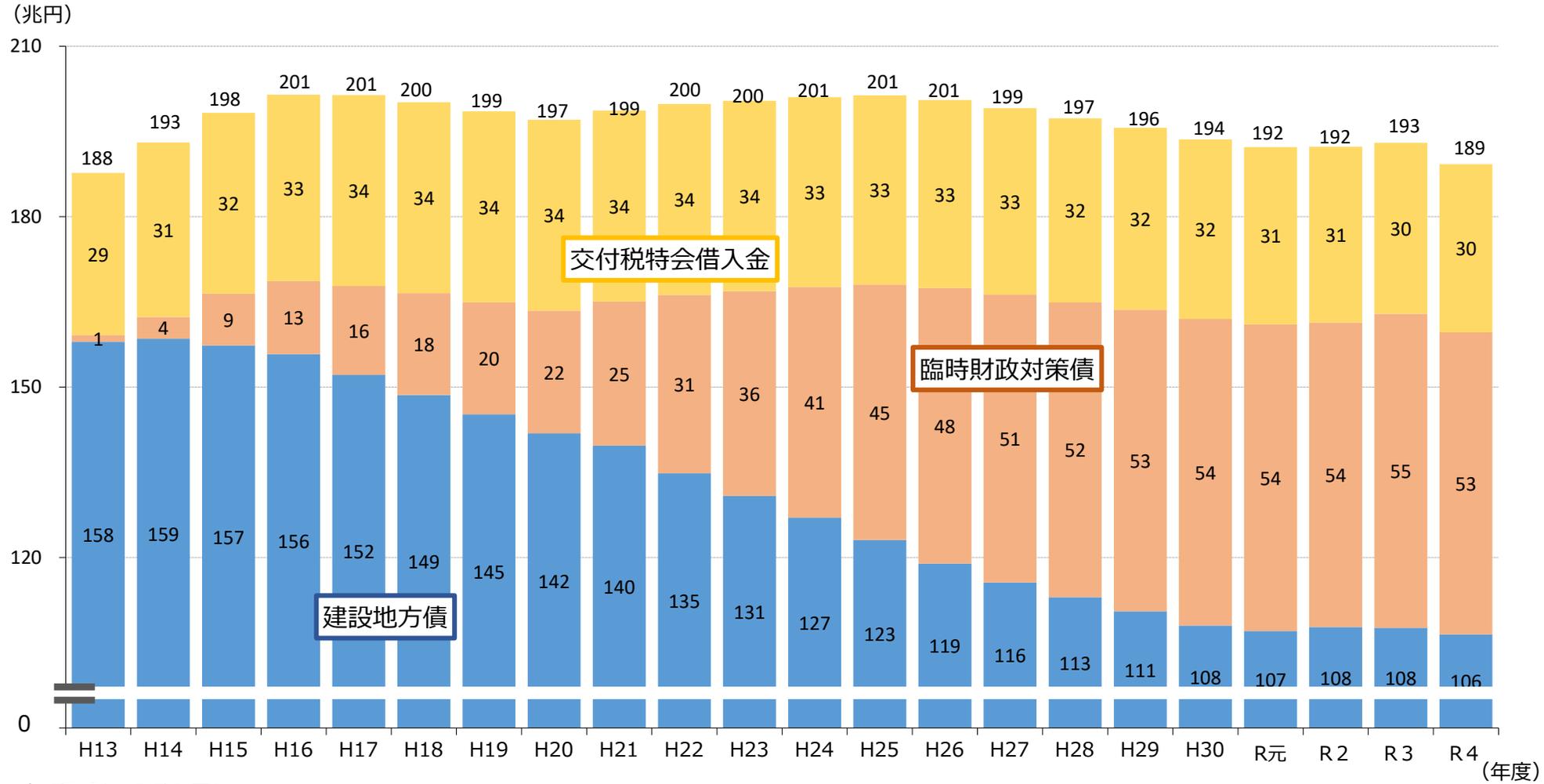
◆ 認定率（2020年度）の地域差指数（寄与度別）



(出所)「地域包括ケア「見える化」システム」(厚生労働省)を基に算出。

地方の債務残高の推移

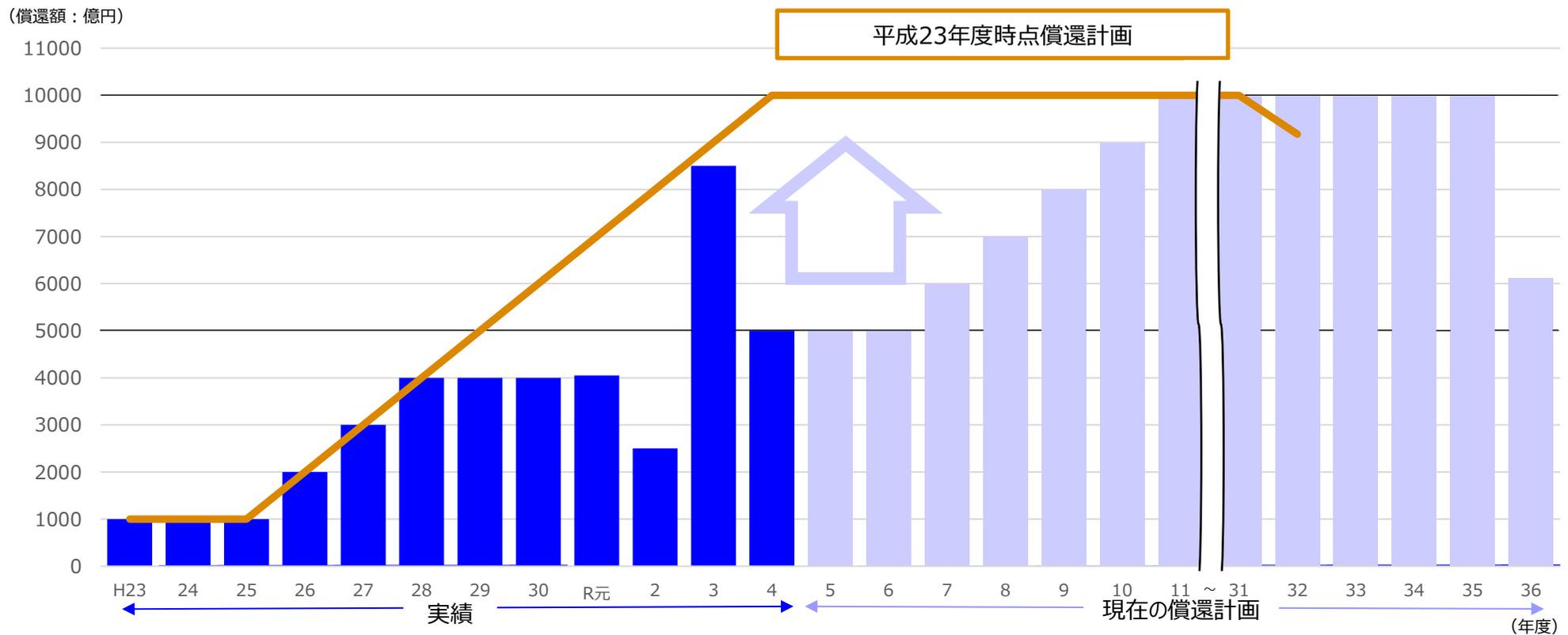
- 建設地方債の残高は、平成14年度にピークの159兆円を記録後、足もとでは106兆円まで減少。
- 積み上がった臨時財政対策債と償還が遅れている交付税特会の借入金を早期に償還し、地方財政を健全化させていく必要。



(出所) 「地方財政計画」等
 (注1) 令和2年度までは決算ベース、令和3年度、4年度は地方財政計画等に基づく見込み。 (注2) ここでの「建設地方債」とは、臨時財政対策債以外の地方債のことを指す。

交付税特別会計の借入金について

- 過去、財源不足を補うために、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下、「交付税特会」という。）において借入を実施。
- 現在の交付税特会の債務（約30兆円）は全て地方負担分であるが、個別の地方自治体にとっては、債務としての認識が薄い。このため、早期に返済しようというインセンティブが働きづらい構造にあると考えられる。
- これまで、交付税特会の償還計画が後倒しされてきたことを踏まえれば、近年の好調な税収により折半対象財源不足が解消されている中では、償還計画を前倒しするなど、早期の完済に向けた努力を強化・継続し、地方財政の健全化を進めることが必要。
 - ※ 償還が始まった平成23年度以降、3度（平成29年度当初、令和2年度補正、令和3年度当初）にわたって償還計画を後倒し。
 - ※ 令和3年度補正、4年度当初は増収等が見込まれたため償還計画を前倒し。



- 我が国周辺の安全保障環境を巡る複数の課題に対処するため、政府として、**新たな国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の「三文書」を策定**しているところ。

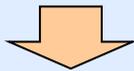
〔課題の例：北朝鮮の弾道ミサイルの発射、一方的な現状変更の試みの深刻化、宇宙・サイバー等の新領域、経済安全保障など〕

- 新たな「三文書」は、防衛・外交等に関するものであるが、この中で5か年間の防衛費の総額を示し、これに基づき各年度の予算を精査・計上することになるため、**「予算」の面からも極めて重要な位置付け**。

戦略・大綱・中期防・年度予算の関係

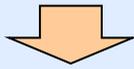
国家安全保障戦略
(2013年12月17日)

外交政策及び防衛政策を中心とした**国家安全保障の基本方針**
(おおむね10年程度の期間を念頭)



防衛計画の大綱
(2018年12月18日)

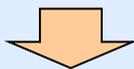
防衛力の在り方と保有すべき防衛力の水準を規定
(おおむね10年程度の期間を念頭)



中期防衛力整備計画
(2018年12月18日)

5か年間の経費の総額（の限度）と**主要装備の整備数量**を明示

- 防衛力の整備の水準：おおむね27兆4,700億円程度
- 防衛関係費：おおむね25兆5,000億円程度
- 新たに必要となる事業に係る契約額：おおむね17兆1,700億円程度



年度予算

情勢等を踏まえて精査の上、各年度毎に必要な経費を計上

【5月27日 岸田総理国会答弁（衆・予算委）】

今の段階で、数字の積み上げもできていない段階から、財源について申し上げることはできません。内容と、金額と、そして財源と3点セットでこれからしっかりと議論をこれから行ってまいります。

【9月30日 第1回「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」岸田総理御発言】

防衛力の強化については、必要となる防衛力の内容の検討、そのための予算規模の把握、財源の確保を一体的かつ強力に進めていくと申し上げてきました。これに関連し、幅広く総合的に御議論いただくため、今回、この有識者会議を設置させていただきました。

現下の厳しい安全保障環境の中においても、国民の命と暮らしを断固として守り抜かなければなりません。我が国周辺における核・ミサイル能力の向上や一方的な現状変更の試み、サイバーなど新しい領域や国民保護といった幅広い課題に対応していくため、あらゆる選択肢を排除せず、現実的に検討し、防衛力を抜本的に強化してまいります。

その際、我が国の安全保障上の課題が幅広いものであることから、官民の研究開発や公共インフラの有事の際の活用などを含め、縦割りを打破し、政府全体の資源と能力を総合的かつ効率的に活用した、我が国として必要とされる総合的な防衛体制の強化について、検討していく必要があります。有識者の皆様におかれては、今後こうした点について御議論いただきたいと思えます。

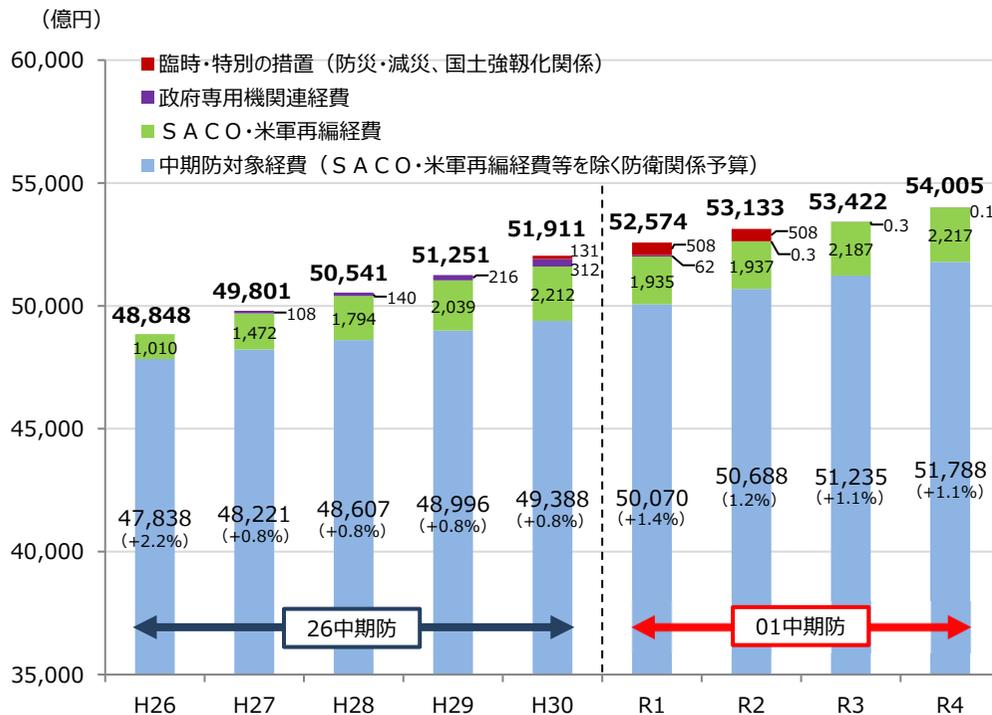
また、防衛力の強化は一過性のものではなく、一定の水準を維持・継続する必要があります。そのためには、経済力の強化も不可欠であり、それを促す研究開発・技術力の向上も求められます。加えて、有事であっても我が国の信用や国民生活が損なわれることを防がなければなりません。

こうした観点から、総合的な防衛体制を強化するに当たって、それを支える経済財政の在り方・基本的な考え方についても、御議論いただきたいと思えます。

- 防衛関係予算は、中期防衛力整備計画に基づき、他の経費を削減・効率化することで、一貫して増額を確保しており、令和4年度は、初めての5.4兆円超え。
- 今後、一層の増額を実現するためには、これまでの延長線上でなく、歳入・歳出両面からの検討が必要。

【 防衛関係予算の推移 】

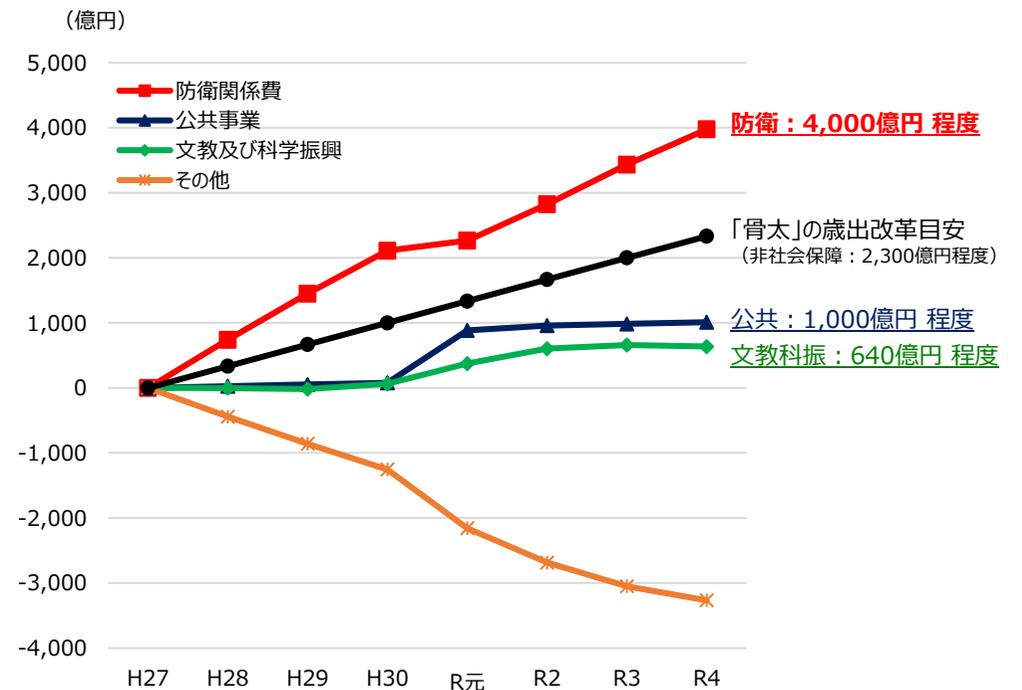
中期防計画に基づき予算を編成し、一貫して増加



(注1) 当初予算ベース。
 (注2) () 内は対前年度比。
 (注3) 平成26年度は、給与特例減額終了に伴う人件費増を含む。
 (注4) 令和元年度及び2年度は、消費税影響分を含む。
 (注5) 令和3年度は187億円、令和4年度は318億円のデジタル庁計上分を含む。

【 防衛関係費と他の非社会保障関係費の対前年度増減額の累積額 】

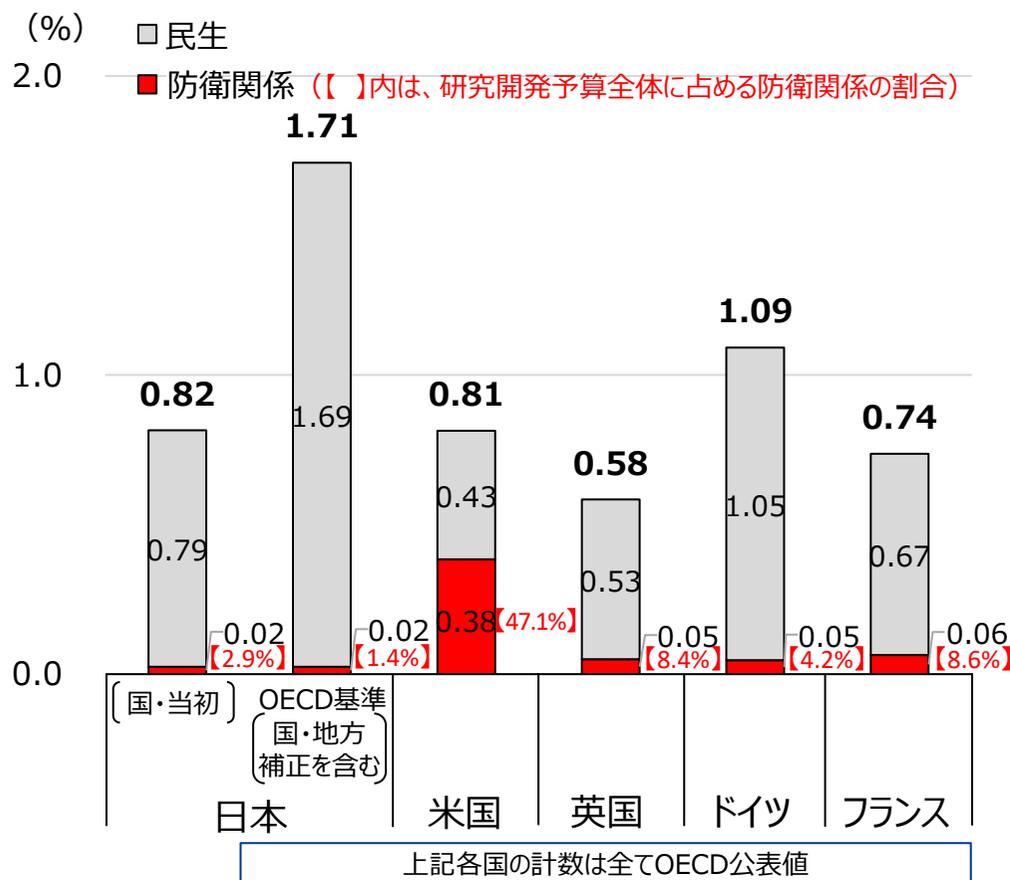
他の経費を削減・効率化することで、手厚い増額を確保



(注1) 当初予算。令和元年度及び2年度は、臨時・特別の措置を除く。
 (注2) 「その他」は、恩給関係費、経済協力費、中小企業対策費、エネルギー対策費、食料安定供給関係費、その他の事項経費、予備費の対前年度増減額の累積額。

○ 防衛省の研究開発予算や施設整備費のGDPに占める割合は、主要国と比べて高い水準にないが、民生を含めた研究開発予算や公共投資は高い水準にある。

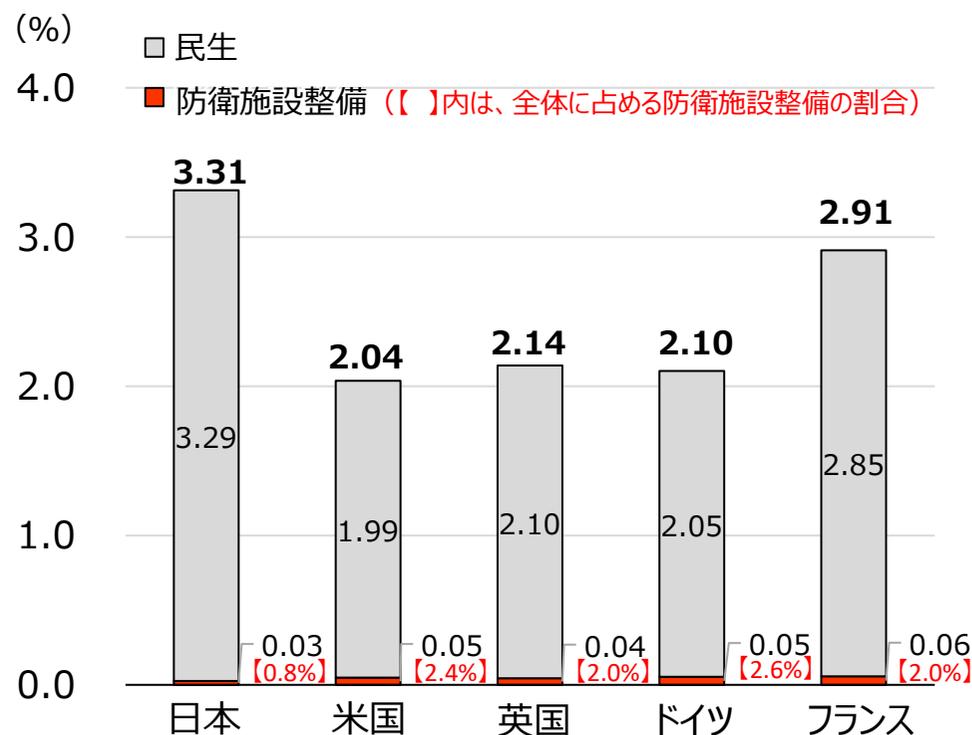
主要国の一般政府研究開発予算対GDP比（2020年）



(出所) OECD, Stat「National Accounts」 「Government budget allocations for R&D」 (日本の当初予算のみ2020年度科学技術予算の計数を使用)
 (注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

主要国の公的固定資本形成対GDP比（2019年）

(研究開発分を除き、防衛関連は施設整備のみを含む)



(出所) 公的固定資本形成：日本は内閣府「国民経済計算」に基づいて計算した数値。諸外国はOECD「National Accounts」等に基づいて計算した数値。

防衛施設整備：日本以外はNATO「Defence Expenditure of NATO Countries (2014-2023)」に基づいて計算した数値。日本は2019年度中期防対象経費のうち施設整備費。

(注1) 公的固定資本形成は、研究開発投資分 (R&D) や防衛関連分を控除しており、日本は年度、諸外国は暦年ベースの値。
 (注2) 一般政府 (中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの) ベース。
 (注3) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

- 世界の宇宙産業の収益に占める国防関連の政府投資額は1割に過ぎず、大半の主要国では衛星数に占める軍用衛星の数も少ない。
- ウクライナでは、米国のスペースXが提供する通信衛星サービス「スターリンク」により軍民の通信環境が維持されているなど、宇宙分野では、国をまたいだデュアルユースが一般的。イノベーション促進の観点から、我が国も積極的に民間活用を進めるべきではないか。

<主要国の衛星数>



	米国	中国	英国	ロシア	日本	ドイツ	フランス
政府（軍事）	239	140	6	105	11	7	18
政府（非軍事）	173	204	3	21	37	11	3
民間/大学等	3021	197	479	46	58	27	10
合計	3433	541	488	172	106	45	31
軍事割合	7%	26%	1%	61%	10%	16%	58%

(出所) Union of Concerned Scientistsの公表資料より財務省作成。
(注) 軍民両用は政府（軍事）として整理。日本の政府（軍事）の数は「MILITARY BALANCE 2021」による。

<昨今の各国による宇宙利用の事例>

米国	○ 従来の主要事業を民間主体に切り替え、政府の事業は民需に限られるもの（高性能望遠鏡による宇宙探査など）を中心に実施。
英国	○ 2020年に経営破綻した米国の衛星事業会社を英国政府とインド民間事業者が5億ドルずつ出資して再建し、400超の衛星を取得。
ウクライナ	○ ロシアの侵略後、米国の商用衛星を活用して通信を維持・強化。通信利用のみならず、軍事目的での利用もなされている模様。

<世界の宇宙産業の収益構造>

国防関連の宇宙産業への政府支出：390億ドル
 世界の宇宙産業の収益：3,860億ドル
 = 1割
 (参考) 世界の非国防関連の宇宙産業への政府投資：530億ドル

<衛星製造産業の収益（137億ドル）の内訳>

内訳	割合
商用通信	82%
リモートセンシング	9%
研究開発	4%
軍事用監視	2%
民生/軍事通信	1%
科学	1%
宇宙状況認識（SSA）等	1%

(出所) Bryce Tech “2022 State of the Satellite Industry Report”及びEuroconsultant “Government Space Programs”より財務省作成。

- 貿易や対外投資で依存度の高い周辺国と軍事的緊張が高まった場合、経済制裁や社会不安の増大等から経済状況が一変し、**資本逃避や物価高**などが生じる可能性。（＝我が国経済・金融・財政の脆弱性）
 - その際、資源等に乏しい我が国においては、防衛装備品に加え、戦時に希少となる資源・エネルギーといった海外物資を大量調達せねばならない等、**財政需要が大幅に拡大**する中で、**国内外の金融市場から資金調達**していく必要。
- ⇒ **軍事攻撃を受ける前段階から物資不足、物価上昇、経済悪化のリスクに直面する中、民間の社会・経済活動を維持しつつ、侵攻に対して国家として立ち向かうための財政余力が不可欠ではないか。**

軍事的緊張が高まった際に想定される現象（例）

外貨の確保が急務

- 戦略物資の確保（輸入）のニーズが急増
 - ・ 装備品、エネルギー、食糧等が継戦能力の維持に必須
- 経常収支への影響（悪化要因）
 - ・ 紛争相手国を含むサプライチェーンの毀損による輸出の減少（貿易収支の悪化要因）
 - ・ 海外子会社の収益低下（所得収支の悪化要因）

供給制約による価格上昇

- 紛争相手国からの輸入が停止
 - ・ 生活必需品や工業製品（中間財含む）の不足
- 紛争相手国による周辺・関係国への日本向け物資供給の縮減圧力
 - ・ サプライチェーンの毀損、資源不足に陥るおそれ

日系企業・金融機関の収益低下や資金繰り難

- 紛争相手国による日系企業への制裁
 - ・ 活動停止、資産凍結、海外送金停止、制裁金等
- 日系企業・金融機関の信用が低下
 - ・ 周辺国と対立状態にある中で、国際金融市場で信用を維持し、必要な資金調達ができるのか。

国内金融資産からの逃避

- 海外資産への逃避（キャピタルフライト）
 - ・ 安保環境・経済の不安定化
 - ・ 社会不安の高まり

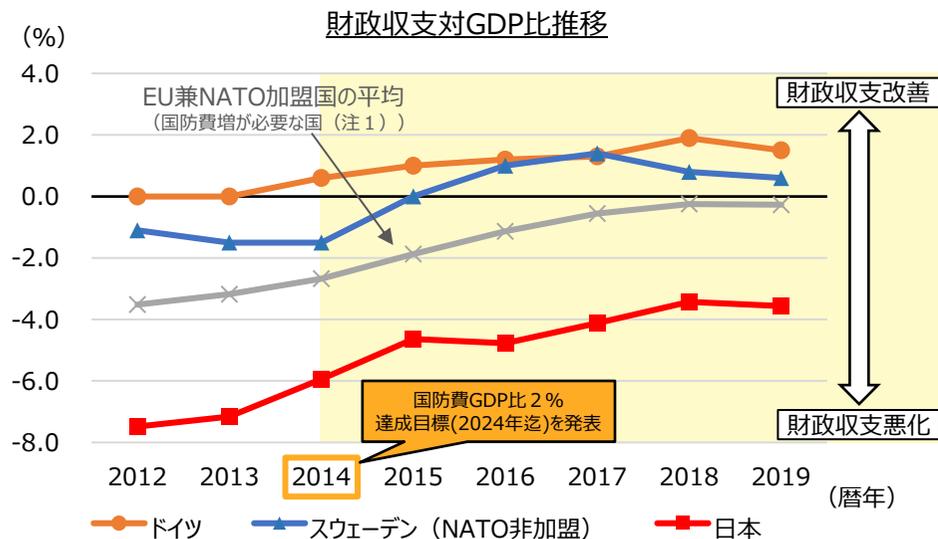
（注）上記の「軍事的緊張が高まった際に想定される現象（例）」は、想定され得る一例に過ぎないことに留意。

- 自然災害や感染症等が発生し、脆弱性が高まっている際に、軍事的緊張が高まるなど、リスクが複合的に発現する可能性にも留意。
- 脆弱性を解消せず、放置し続ければ、相手国にその脆弱性・姿勢を狙われるおそれ。
- 市場参加者が脆弱性を「先取り」することで、金融資本市場や経済に与える影響にも注意が必要。

ドイツ・スウェーデンにおける国防費増額の検討状況

- **ドイツは**、ロシアによるウクライナ侵略により、欧州域内が戦場となったことを受け、**国防費の対GDP比2%への引上げ**を表明し、これを実現するために「特別資金」を設置。その**前提として、ドイツは、2014年のクリミア危機以降も、新型コロナ対応を除けば、国防費増額と財政収支黒字を両立させ、財政余力を確保してきたことに留意。**
- **スウェーデンは**、2022年5月にNATOへ加盟申請しつつ、**国防費を増額**する方針に転換。健全財政の維持を前提として、**歳出・歳入それぞれについて議論**が進んでいる。

【 財政状況と国防費の推移（新型コロナ及びウクライナ侵略前） 】



2014年→2019年の国防費対GDP比の変化

	2014年		2019年
ドイツ	1.19%	⇒ 1.13倍	1.35%
スウェーデン (NATO非加盟)	1.13%	⇒ 0.96倍	1.09%
EU兼NATO加盟国の平均	1.19%	⇒ 1.29倍	1.53%

【 欧州における国防費を巡る動向 】

ドイツ (NATO加盟)

- <国防費対GDP比2%を達成するための「特別資金」設置のポイント>
- 2022年、1,000億ユーロ（約13兆円）の特別資金を設立。
 - 連邦財務省は特別資金の支出を賄うために、1,000億ユーロを上限とする借入を行う権限を有する。
 - 特別資金の**借入金は、遅くとも2031年1月1日以降、合理的な期間内に返済する。**

スウェーデン (NATO非加盟)

- <ウクライナ侵略前に公表された方針>
- 2022年～2025年にかけて、毎年50億クローネ（約550億円）を増額。
 - 国防費増額の財源として、**たばこ税・酒税の引上げ**、大規模金融機関向け**銀行税の導入**を発表。
- <ウクライナ侵略後に公表された方針>
- 2022年5月、NATOへの加盟を申請。
 - 2028年までに国防費を対GDP比2%に引上げることを表明。
 - その財源について、**増税か、社会保障費など既存経費の削減か議論。**（2022年9月の総選挙では、社会保障費などを抑えることで国防費を捻出するべきとした穏健党を含む右派勢力が勝利。）

【参考】デンマーク (NATO加盟国)

2022年3月、2033年までに国防費を対GDP比2%に引上げることを表明。追加支出は、財政余力の範囲内で支出できる見込み。

(出所) Euro Stat, OECD「Economic Outlook 111」

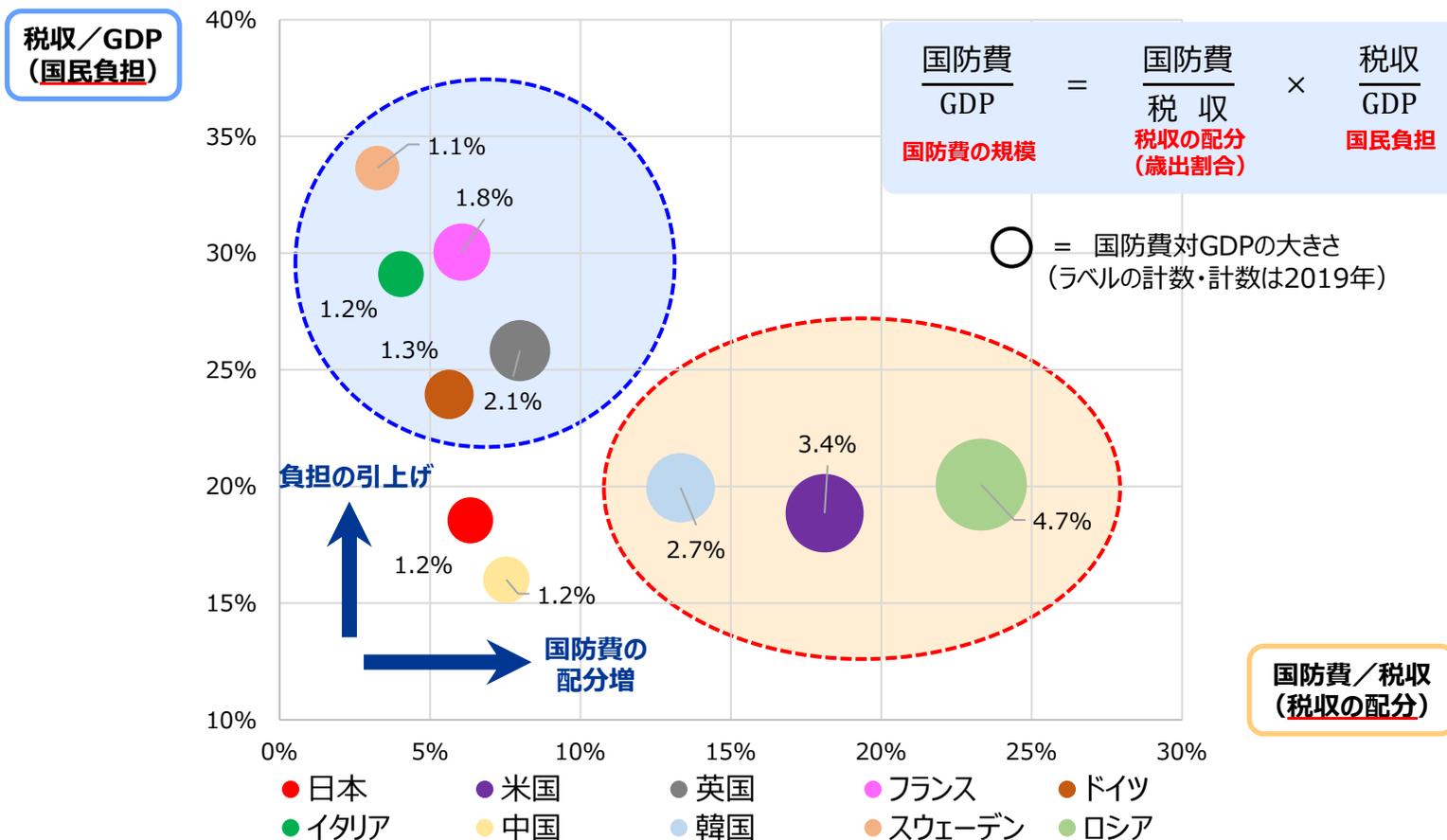
(注1) 「EU兼NATO加盟国 (国防費増が必要な国)」は、EU及びNATOの両方に加盟する国で、2014年に国防費対GDP比が2.0%以下の国 (20か国) を指す (なお、NATO加盟国で2014年に2.0%以上の国は、米国、英国及びギリシャのみ)。財政収支 (国防費) 対GDP比の平均は、2か国を単純平均して算出。

(注2) 数値は一般政府 (中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの) ベース。ただし、日本は社会保障基金を除く。

(出所) NATO公表資料、各国政府ウェブサイト、報道情報等を基に作成

諸外国の国防費対GDP比

- **各国の国防費の姿**を分析すると、**税金の配分や国民負担に応じて、それぞれ異なる特徴**を有している。
- 国防費対GDP比を一層増加させるためには、**他経費を削減して国防費に一層重点配分**するか（下図のX軸方向に移動）、**国民負担を増加させ国防費に重点配分**するか（下図のY軸方向に移動）という議論に直結。



(出所) 日本 国防費：NATO定義を参考に防衛省が機械的に試算した計数を使用しながら導出、税金・GDP：内閣府「国民経済計算」等
 諸外国 国防費：NATO諸国はNATO「Defence expenditures data」、中国は中国公表の予算額、韓国・スウェーデン・ロシアはSIPRI Databasesの予算額
 税金・GDP：OECD「Economic Outlook 110」、「Revenue Statistics」、ロシアの税金はロシア公表の税金額

(注1) G7諸国のうち、カナダはOECDから税金の計数が取得できなかったため、掲載していない。
 (注2) 図の国防費/GDPの値（2019年）は、P7（安全保障関連の経費（諸外国比較））の値（2021年）とは、年度が異なることに留意（データ入手の都合のため）。

防衛力強化の実効性

○ 防衛力の抜本的な強化に当たっては、武力侵攻前の緊張の高まりや侵略の局面等の**具体的事態を想定した上で、真に実効的な防衛態勢を構築するとともに、費用対効果の高い装備を優先し、費用対効果が低い装備品は、既存事業であっても、廃止を含めて大胆に見直すべきではないか。**

＜一般的な武力攻撃の過程＞

サイバー攻撃・偽情報の流布等
(ハイブリッド戦)

＜一般的に対応する装備品＞

ミサイル攻撃

弾道ミサイル攻撃により、防空システムや航空戦力等を破壊。

- ・ミサイル
- ・イージス艦

航空侵攻

航空部隊が相手国から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態を確保。

- ・戦闘機
- ・早期警戒管制機
- ・空中給油・輸送機
- ・対空ミサイル

海上封鎖、海上攻撃

海域において相手国の海上戦力より優勢であり、大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態を確保。

- ・艦船
- ・潜水艦
- ・対艦ミサイル
- ・スタンド・オフ・ミサイル

地上侵攻

海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを降着陸させ、相手国領土を占領。

- ・戦車・装甲車
- ・戦闘ヘリコプター
- ・りゅう弾砲

＜イージス・システム搭載艦について説明を求める声＞

【運用面】

- 搭乗員の確保や負担軽減、船独自の制約（例：定期検査時には従事不可）
- 同盟国含む諸外国との相違に伴う対応（知見の蓄積、相互運用等）

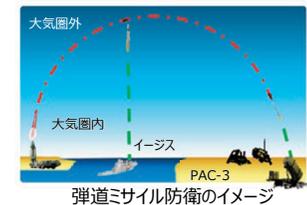
(参考) 乗員対策として、防衛省では省人化艦船やクルー制の導入等を検討

【能力面】

- 新技術や発射様態の多様化への対応可能性
- 洋上配備のメリット・デメリット

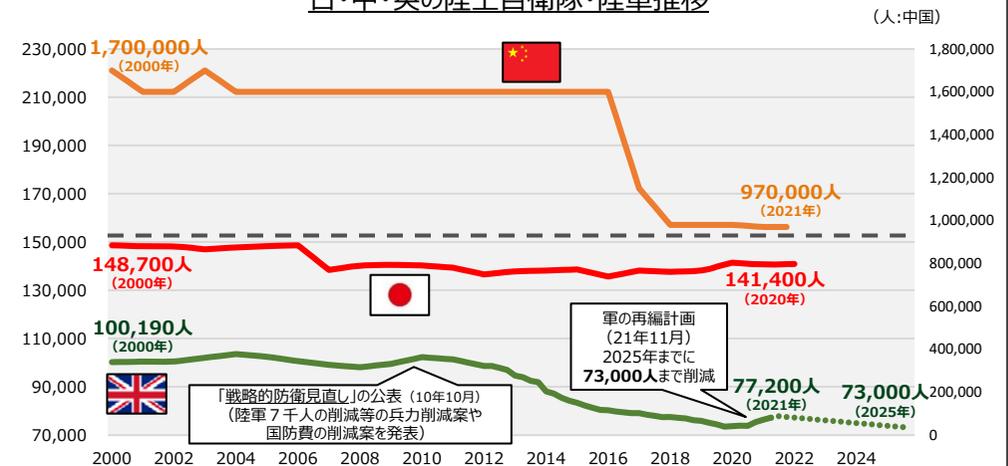
【コスト・仕様面】

- 船体構想によるコスト変動
- ミサイル迎撃と周辺国からのミサイルに関するコスト非対称性



＜戦略・戦術に即した防衛態勢の見直し＞

日・中・英の陸上自衛隊・陸軍推移



(出所) 日本：防衛省提供資料、中国：防衛白書、ミタリ-バランス、英国：「Defence Statistics Compendium」

(注1) 日英ともに現員数（日本の2021年及び2022年は実員数）。中国は陸軍兵士数を記載。

(注2) 英国は、大陸側にはドイツ・フランスといった協関係にある国が存在することに留意が必要。

(注) 同時に進行するものも存在。なお、上記は一例に過ぎないことに留意。

防衛力強化に必要な調整等

- ミサイルや弾薬を増強するには火薬庫等の設置も必要となるが、そのためには**地元の自治体や住民の理解と納得が必須**であり、そのための調整が重要。
- 装備品のライフサイクルコストを見ると、取得経費よりも取得後の運用維持費の方が高額になっている例も多い。**装備品取得を進めるにあたっては、研究・開発段階から、将来的に必要な運用維持も考慮した上で、仕様決定や部品選定等を行うことが必要ではないか。**

＜火薬庫設置までの流れ＞



＜P-1のライフサイクルコスト（見積もり）＞

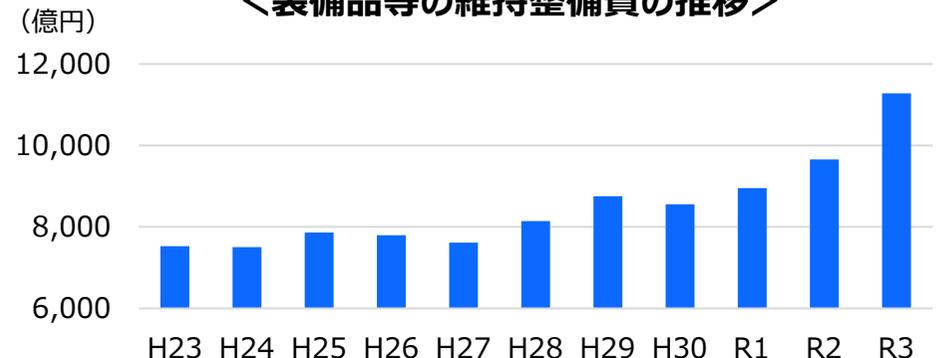
(単位：億円、機)

	構想	研究・開発	量産・配備	運用・維持	廃棄
コスト	0	3,101	15,560	19,731	0
取得機数	70 (想定)				

取得経費よりも、取得後に必要な運用維持費の方が約4000億円高額になると見込まれている。

※ライフサイクルコストについては、「年度見積ライン」を採用。P-1の運用期間は23年（想定）。
 ※取得経費は「量産・配備」段階、運用維持費は「運用・維持」段階の金額をもとに便宜的に比較。
 (出所) 防衛装備庁「プロジェクト管理対象装備品の現状について（新規選定等と取得プログラムの分析及び評価について）（令和3年8月31日）」

＜装備品等の維持整備費の推移＞



※陸海空各自衛隊の装備品等の修理、役務等に係る予算額を防衛省が集計したもの。(契約ベース)
 ※維持整備費、装備品の高度化・複雑化によって近年上昇している。

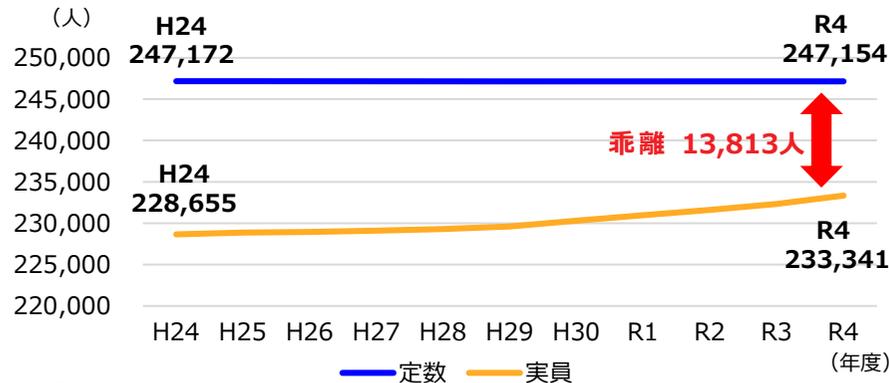
(注1) 火薬類取締法令では、火薬の種類や貯蔵量等に応じて家屋等の物件との保安距離（例：市街地の家屋から最大550m）を取る等の規定が存在。

(注2) 2020年8月、防衛省は火薬庫全1401棟のうち2.9%に当たる41棟で保安距離等に不備があり、弾薬量を減らす等により是正した旨公表。

自衛官の人員と新規採用の課題

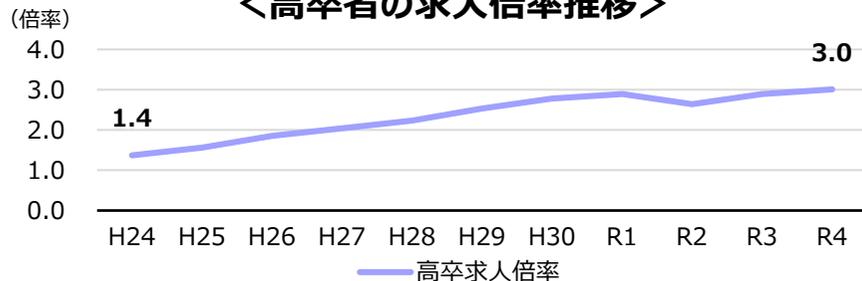
- 自衛隊の人員数は、法令により定められた「定員」(24.7万人)に加え、予算上の「実員」(23.3万人)により管理されており、その差は令和3年度末時点で約1.4万人。仮に「実員」を「定員」に近づければ、**実質的には人員の増**となる。
- 自衛隊が、我が国では官民ともに比類のない巨大組織であることを踏まえれば、その**人員構成や採用動向は地域経済や労働市場との間で双方向に影響し合う点**に留意が必要。
- 「戦い方」の変容に加え、生産年齢人口の減少や民間事業者に厳しい採用状況が続いている実態を踏まえ、自衛隊の**実質的な人員増ありきではなく、真に必要な人員と防衛態勢の在り方について根本から検討し直すべきではないか。**

<自衛官の定員と実員>



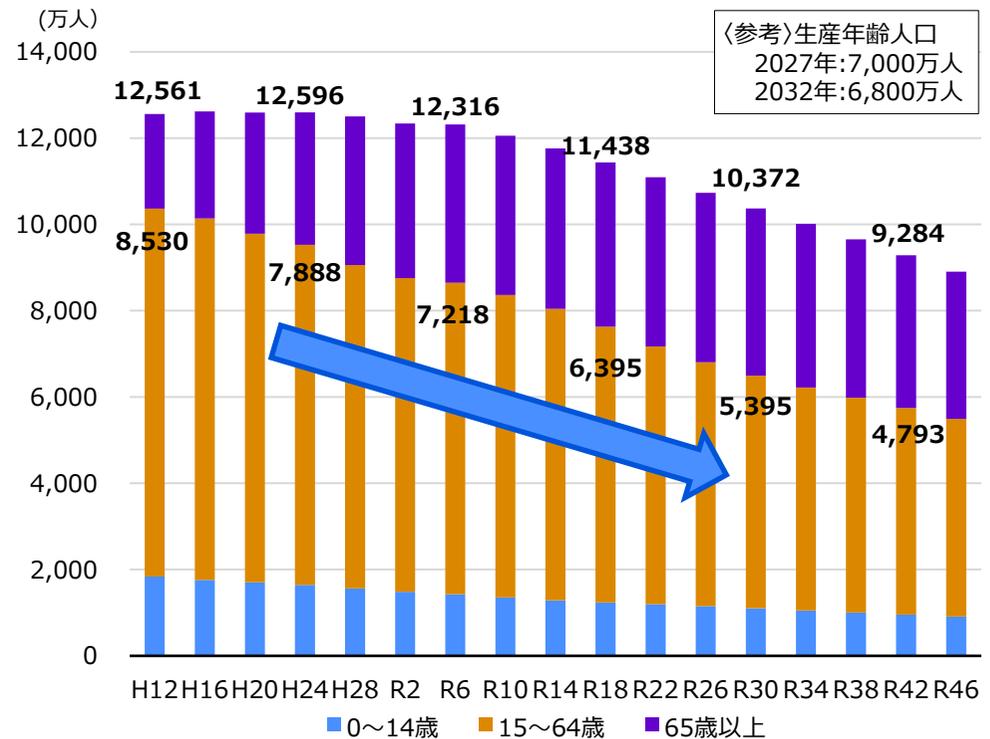
(出所) 防衛省資料より作成

<高卒者の求人倍率推移>



(出所) 新規高等学校卒業者の就職状況に関する調査 (文部科学省作成)

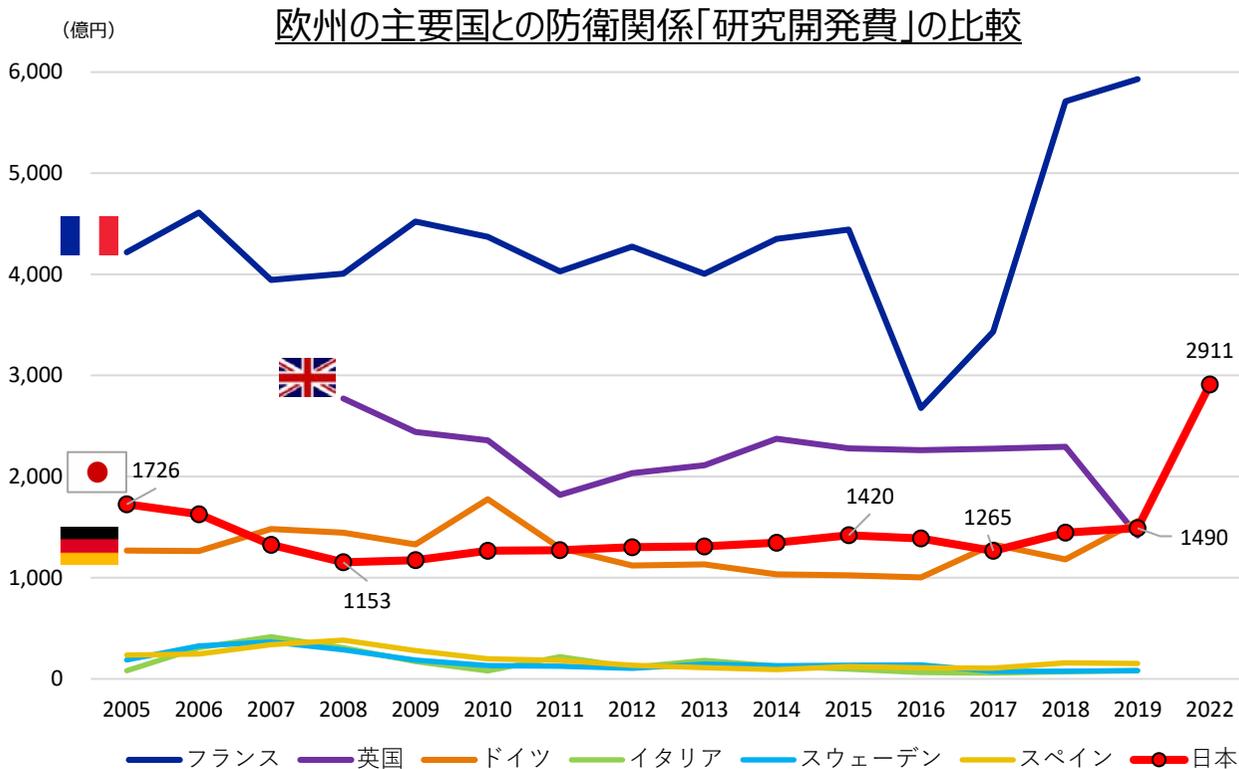
<日本人人口の推移>



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、総務省「人口推計(平成28年)」

研究開発の緊要性・優先度

- 防衛関係の研究開発費は、これまでドイツ等の欧州の主要国と比べて遜色ない水準で推移。**令和4年度予算では、さらに大幅増額し、2,911億円（対前年度比+796億円）と過去最大の金額**を計上。
- 研究開発事業は、10-20年後といった将来の防衛力強化に必要という側面がある一方、これまでにない安全保障環境の緊迫化を踏まえれば、**いつ・どのような成果が得られるか等、具体的な事業内容を検証しつつ、緊要性・優先度の観点から足もとの財源の振分けが適切か、見直す必要があるのではないか。**



(出所) EU各国はEDA Defense Portal (2021Dec) を、英国はイギリス国家統計局資料 (2021Apr) を用い、財務省作成。

(注) 1 € = 122.1円、1 £ = 139.3円 (2019年平均の為替レート) を用いて試算。

英国と日本は年度、その他は暦年の数値。日本は契約ベース予算の数値。

(※) 米国等の一部の国は、日本の研究開発費を上回る。

研究開発事業の特性

- **米国においては、極超音速兵器は試作段階であり、取得の決定まで至っていない。**



極超音速誘導弾
(防衛省のイメージ)

(参考) 米国の状況

2000年代前半から極超音速兵器プログラムを進め、2018年以降は、年間数十億ドル規模の投資を継続中であるが、現時点では取得を決定しておらず、長期の資金計画はない。

直近の事業費： 47億ドル (2023FY request)
38億ドル (2022FY request)

- **研究開発は巨額の経費を投じた結果、成果が得られない事業もある。**
- **米国が数兆円規模の経費を投じてても困難な事業を始め、多くの難易度の高い事業を、同時に早期装備化を目指すことは現実的か。**

(参考) 防衛省が検討中の事業の一部

次期戦闘機、戦闘支援無人機、極超音速誘導弾、HGV対処、レールガン、高出力レーザ、高出力マイクロ波、島嶼防衛用新対艦誘導弾、ミサイル防衛のための対空型無人機 等

(出所) 防衛省予算パンフレット、米国議会調査局資料、米国会計検査院資料より財務省作成。

- 防衛分野の研究開発には、AI、サイバー、宇宙、量子を始め、政府の他の枠組みや民生分野の取組を取り込み、活用すべきものも多くある。
- これまでの防衛分野での研究開発の中には、自衛隊の独自仕様を理由に、海外や民生分野での技術実用化が進んでいるものがあるにも関わらず、防衛省自らが開発を進めたものもある。
- 防衛技術戦略では、『中長期的な防衛構想を念頭に置きながら、～国家安全保障上重要な技術力を限られた資源の下で強化していくことが必要』としており、この視点に立ち戻るとともに、**何が防衛分野として必要な技術か、防衛省自らが優先的に投資すべきものか等、国民への説明責任を果たすことが求められるのではないか。**

防衛技術戦略（平成28年度）

2（1）防衛技術戦略の位置づけ

～中長期的な防衛構想を念頭に置きながら、ゲーム・チェンジャーとなり得る革新的技術から既存装備品に適用される高度な技術まで、国家安全保障上重要な技術力を限られた資源の下で強化していくことが必要である。

（2）防衛省の技術政策の目標

我が国の防衛力の基盤である技術力を強化し、更に強固な防衛力の基盤とするべく、防衛省の技術政策の目標を以下の2点に定めた。

① 技術的優越の確保

② 優れた防衛装備品の効果的・効率的な創製

中長期技術見積り（平成28年度）

- 防衛装備庁が実施する科学技術や装備品等の研究開発に関する取組の中長期的（約20年間）な計画等の作成指針

投資を行う対象や主体を明確にするものではない。



高機動パワードスーツの研究（H27～R2）

試作（H27～H29）：6億円

試験（H30～R2）：14億円

研究概要



高機動パワードスーツ
(平成30年度試作)

- ▶ 下肢装着用の外骨格型パワードスーツ
- ▶ 負荷の一部を地面に逃がす外骨格構造
- ▶ 人間の動作に滑らかに追従する機構
- ▶ 足裏センサにより歩調/立脚切替

高機動パワードスーツ(平成30年度試作)主要諸元

移動速度 (平坦)	同時 成立	駆け足 13.5km/h
携行重量		50kg以上 (30kgをスーツが支持)
アクチュエータ		電動・バッテリー駆動
運用可能地形		砂地・凹凸路面 がれき上等

令和3年度までに災害対応用途での実用化レベル到達を目指す

※パワーアシスト型スーツは、建設・物流・介護等の現場にて実装済。

<参考> 防衛産業等の撤退状況

<防衛産業の事業撤退事例>

防衛省によれば、防衛装備品等のサプライチェーンに係る主な企業撤退の事例は以下のとおり（**企業撤退数は不明**）。

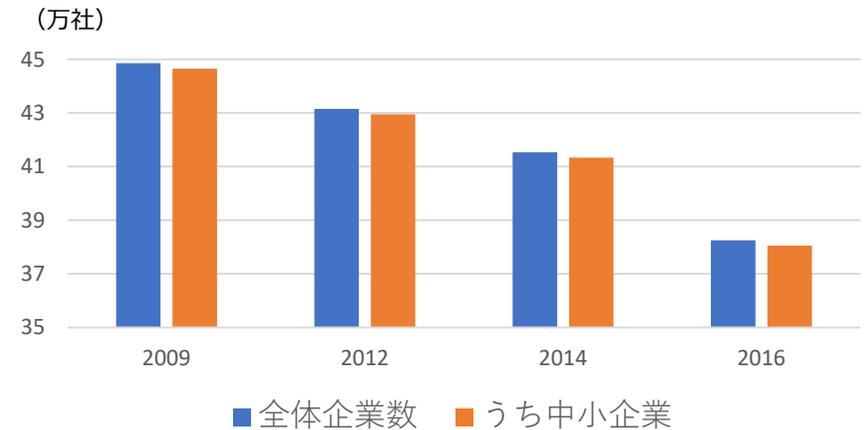
住友電工 (2007年)	航空機用レドーム	
横浜ゴム (2009年)	航空機用タイヤ	
小松製作所 (2019年)	軽装甲機動車等	
ダイセル (2020年)	緊急脱出座席部品 火工品 等	
三井E&S造船 (2021年)	潜水艦救難艦 音響測定艦 等	
住友重機械工業 (2021年)	次期機関銃	

(出所) 防衛省資料等より財務省作成。

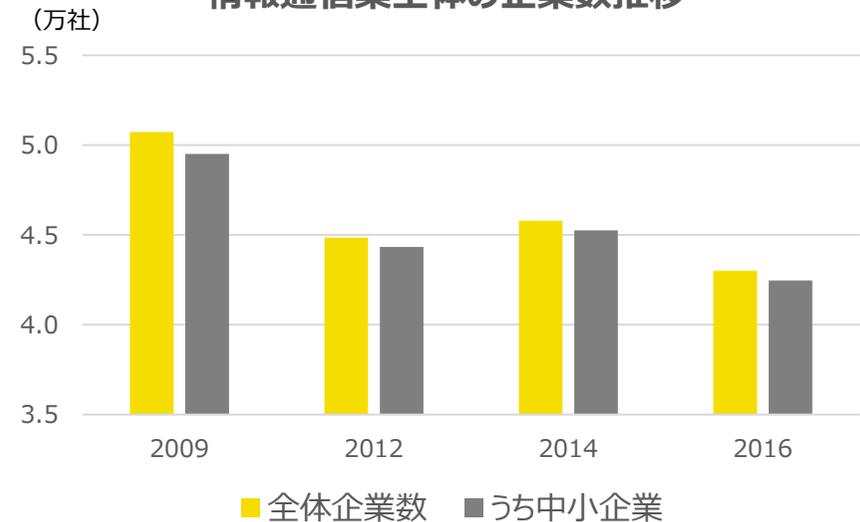
<製造業等の企業撤退数>

近年、我が国の製造業等の全体において、企業数は減少傾向。

製造業全体の企業数推移



情報通信業全体の企業数推移



(出所) 中小企業白書2022より財務省作成。

防衛調達の特徴

① 原価計算方式

装備品調達の対価は、事業者のコストに利益分を加味し、価格算定

- ※ 材料費や労務費に加え、製造機械費、技術提携費、水道光熱費、一般管理部門の経費などの装備品等の製造に関わる全てのコストを計上し、民生分野と同等の利益率（平均値8%は製造業黒字企業平均以上）を上乗せ
- ※ 執行時の材料費、労務費等は、直近の経済統計、企業の財務諸表等をもとに計算

② 初度費

試作又は生産開始初度に必要となる専用機械・装置、設計等に係る経費を全額国費負担

③ 国庫債務負担行為

制度上、最長で10年先までの契約が可能

- ※ 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年度に関する特別措置法

④ 契約方法

仕様が特殊で製造可能企業が限られるため、随意契約ないし一者応札が約6割

- ※ 令和2年度契約金額ベースの数値、公共事業等を実施する国土交通省では随意契約は約1割

⑤ 国内調達向け予算額

防衛省の国内調達向け予算額は増加傾向（2013年度2.4兆円⇒2022年度2.9兆円（契約ベース））

防衛調達では、防衛省が確実に調達できるよう、他産業に比べて、手厚い調達制度・予算措置を行っている状況。

それにも関わらず、「低い収益性や利益率に直面、事業継続が厳しい」との声もある。

防衛産業の課題**① 市場が限定**

- 基本的に防衛省のみが顧客
- 独自仕様、少量多種の開発・生産に直面
- 納入予定製品の売上は見通せるものの、これが上限

② 企業の負担が大きい取引慣行

- 製造原価の算定が実態より低い
(適正に反映されていない製造原価も存在、発注時と実作業時の業務量の乖離など)
 - 契約後の度重なる仕様変更 (変更契約なし)
 - 部品の無償保管
 - 長期にわたる製造基盤維持コスト
- 等

⇒ 「防衛力そのもの」である防衛生産・技術基盤、すなわち防衛産業を「**自律的**」な「**成長産業**」へと**発展**させるためには、

① 調達上の手厚い措置が確実に行き渡るよう、コストの適正評価・価格への反映等の徹底

② 防衛装備移転による市場の拡大が不可欠。

防衛省が掲げる重点分野	主な論点
<p>① スタンド・オフ防衛能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新規開発を含め複数のミサイルを研究開発 ➢ 一部は研究開発の段階から量産も開始し、早期装備化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日米同盟等に関する国民の理解と信頼を踏まえ、同盟国である米国や、同志国との連携を前提としているか。
<p>② 総合ミサイル防空能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 極超音速兵器等の迎撃に関する研究開発 ➢ 迎撃用アセットや弾薬の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防衛力の5年以内の抜本的強化に向け、具体的な効果が現実的に見込めるか。
<p>③ 無人アセット防衛能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 陸・海・空の各種無人機の研究開発・取得 	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な事態を想定し、費用対効果の高い装備品・研究開発等を優先しているか。
<p>④ 領域横断作戦能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報収集や宇宙監視、通信のため、自衛隊独自の衛星打上げに向けた製造・実証等 ➢ 自衛隊システムのサイバーセキュリティ強化 ➢ 防衛産業のサイバーセキュリティ強化支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発、計画、調達、訓練、運用、そして具体的な装備品・弾薬配備に係る地元調整を含め、現実的に「5年以内」に配備可能か。
<p>⑤ 指揮統制・情報関連機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ システムの維持整備・換装や情報収集機材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発事業は、いつ・どのような成果が得られるか等、具体的な事業内容を検証しつつ、緊要性・優先度を考慮したものとなっているか。
<p>⑥ 機動展開能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 陸上自衛隊や補給品を国内輸送するための車両・船舶・輸送機等の購入、PFI船舶の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防衛技術・産業基盤について、世界で通用する強みを追求した持続的な発展に向かっているか。
<p>⑦ 持続性・強靱性</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防衛省のシミュレーションに基づく弾薬の購入 ➢ 部品不足の解消、有事を含めた補給のための在庫確保 ➢ 南海トラフ地震の被害が想定される施設の強靱化、老朽化対策 ➢ 重要施設の地下化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国力としての総合的な防衛体制を強化するため、防衛省のみならず、関係省庁の施策・資源を活かしているか。 ● 既存事業の見直しを含め、防衛省自身が十分に効率化・合理化を図っているか。

(注) 上記の重点分野に加え、各種装備品を取得。

- これまで、児童生徒数の減少ほど教職員定数は減少しておらず、教員の「量」的充実度は既に先進国の中でも高い水準。
- 一方、採用倍率は大幅に低下しており、教員の「質」の確保が課題。

教員の「量」

- 教員の「量」的充実度は既に先進国の中でも高い水準であることも踏まえ、加配定数の更なる充実には慎重に対応すべき。

例えば、1つの考え方として、

- 小学校・中学校の学級数については、平成23年度（33.5万学級）からR3年度（30.4万学級）までの10年間で約3万学級（約10%）が減少（特別支援学級を除く）。
- 上記の学級数を基準とすれば、学級数の減に伴う自然減を行っていない加配定数について約4,000人（事業費ベース：約260億円）分を合理化したとしても、学級当たりの加配定数は維持される（基礎定数化や特別支援教育の充実にかかる影響を除く）。
- 今後の人口動態を踏まえた試算では、学級数はR9年度（27.3万学級）までに更に約10%減少すると見込まれており、同様に合理化可能な加配定数は約4,000人（事業費ベース：約260億円）と見込まれる。

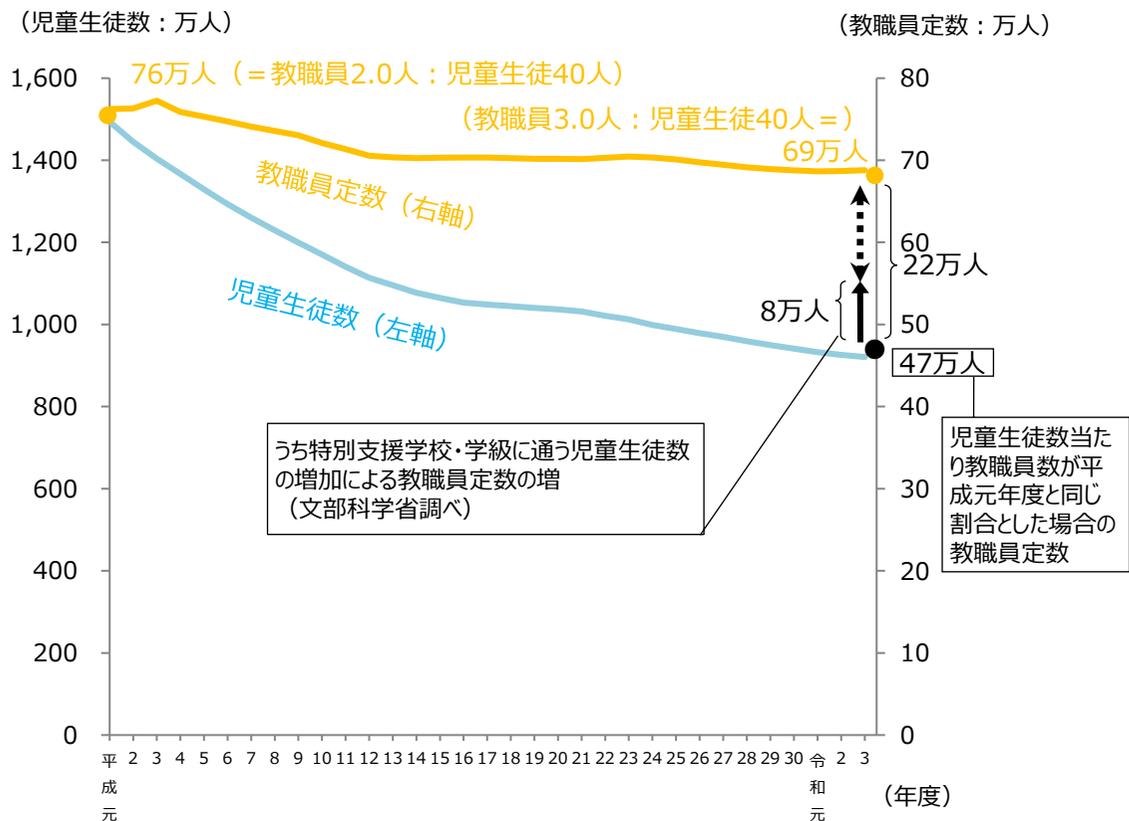
教員の「質」

- 若者を中心とした優秀ななり手を増やす（教員志望率を引き上げる）施策が必要。
 - 具体的には、
 - ① 学校を魅力ある職場に変革すべき。（働き方改革、教員を保護する環境作り）
 - ② 優秀ななり手の発掘・育成に取り組むべき。（免許制度・採用方法の検討、研修の効果検証）
- ⇒ 加配定数の合理化による財源を、教員の質を向上させるために活用していくことも考えられるのではないかと。

教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数

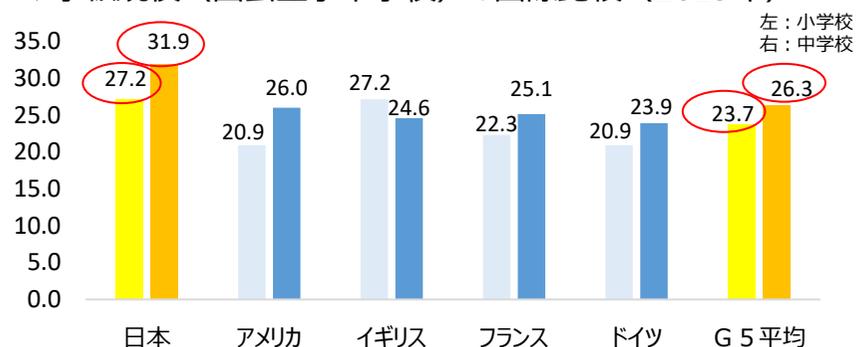
- 平成元年度以降、児童生徒数の減少ほど教職員定数は減少していない。したがって、児童生徒数当たりの教職員定数を平成元年度と同じ割合とした場合の教職員定数（約47万人）と比べて、約20万人多い。
- 日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、**教員 1 人当たりの児童生徒数は主要先進国の平均を下回っている**（日本は 1 クラス当たりの担任外教員数が多い）。**経年で比較しても、大きく減少。**

◆教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数の推移

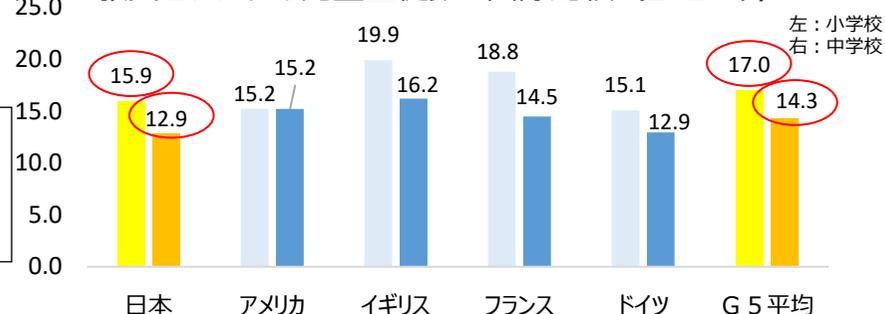


(出所) 令和3年度学校基本統計等

◆学級規模（国公立小中学校）の国際比較（2019年）



◆教員 1 人当たり児童生徒数の国際比較（2019年）



◆日本における教員 1 人当たり児童生徒数の経年比較

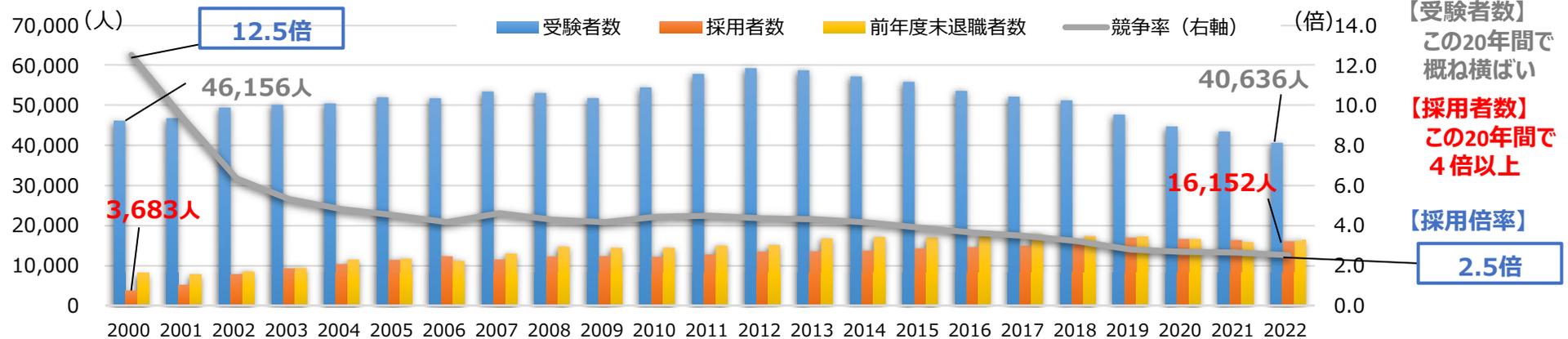
	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2013年 (平成25年)	2019年 (令和元年)	2001年 ⇒2019年
小学校	20.6人	19.4人	17.4人	15.9人	▲22.8%
中学校	16.6人	15.1人	13.9人	12.9人	▲22.3%

(出所) 各年度Education at a Glance(OECD)

採用倍率の低下

- 大量退職に伴う採用者数の増加などにより、**教員の採用倍率は大幅に低下**（小学校は2.5倍（過去最低））しており、**質の高い教員の確保が困難**になりつつある。
- 当面は定年延長により退職者の減少も見込まれるが、少子化に伴う新社会人の減少を踏まえれば、**なり手の確保が喫緊の課題**。

◆受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移【小学校】



令和4年度の採用倍率（小学校）の全国平均は2.5倍となっており、14県では、2.0倍未満となっている。
 （秋田県、福岡県：1.3倍、佐賀県、大分県：1.4倍、山形県、長崎県：1.5倍、福島県、富山県、宮崎県：1.6倍、山梨県、島根県、広島県、鹿児島県：1.8倍、新潟県：1.9倍）

（出所）令和4年度（令和3年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況に係る文部科学省調査

◆採用倍率の低下がもたらす影響

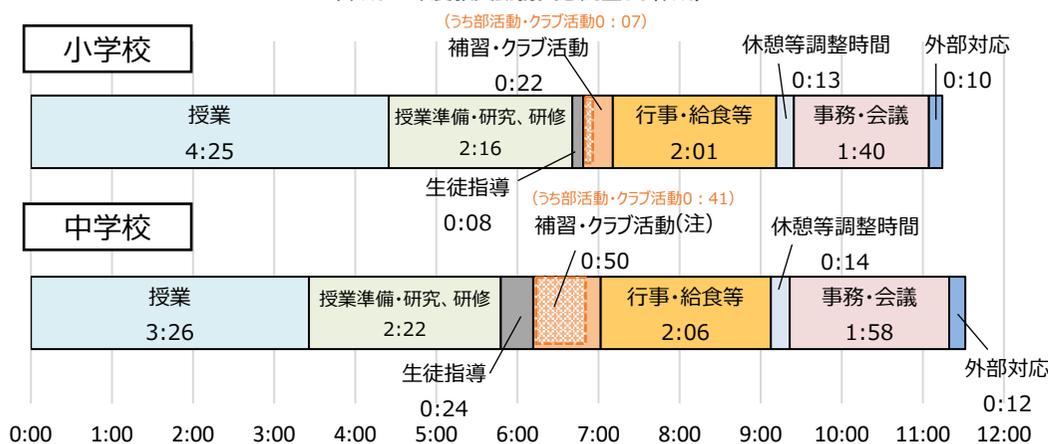
- ・近年の、経済学の研究には、**教員の「質」を高める政策の経済効果が極めて高い**こと、教員の質が高まることの恩恵をもっとも大きく受けるのは社会経済的に不利な立場にいる子どもたちであることが示されている。こうしたことを踏まえれば、保護者の社会経済的地位による格差が拡大するわが国においても、**教員の質を高めることは重要であるが、教育の「量」と「質」とはトレード・オフの関係にあるという有力な研究が存在**している点には注意が必要だ。Jepsen & Rivkin（2009）では、カリフォルニア州で行われた学級規模の縮小について分析し、学級規模の縮小によって、平均的に子どもたちの数学と国語の学力は上昇したものの、学級規模縮小のもたらす直接的なプラスの効果は、追加的に雇用された教員として経験が少ない質の低い教員が増加したことによってかなりの部分が失われ、質の低い教員の増加のマイナスの影響をもっとも強く受けたのは、黒人や貧困層の子どもたちであったことが明らかとなっている。
- ・日本で**教員の「量」を増やすことを政策目標とした場合、短期的に教員の「質」が低下するという恐れはないか**。そして、教員の働き方、処遇、マネジメント体制や人事評価のあり方などの改善に手をつけることなく、**目の前の仕事が多忙であるという問題を解決するために、ひたすら教員の数を増やせば、教員という仕事の魅力が低下し、優秀な人材が教員の市場に参入することを妨げるだけではないのか**。
 （『少人数学級はいじめ・暴力・不登校を減らすのか』2017.3 中室）

学校における働き方改革について（総論）

- 平成28年度教員勤務実態調査によれば、日本の小中学校教員の勤務時間は授業以外の時間が多くを占めており、2018年の国際比較調査においても同様の傾向。教員が子どもに向き合う時間に集中できる業務・体制等の見直しが必要。
- 令和元年給特法改正を受け、文部科学省は、働き方改革の徹底に向けた取組を各教育委員会に求めるとともに、学校行事の精選、学校閉庁日の設定等といった働き方改革の好事例と削減時間等の効果を周知。さらに、令和3年度の取組状況調査結果等を踏まえ、各教育委員会に対し、特に取り組むべき事項等を通知。

◆小中学校教員の学内勤務時間（平日）の内訳

（平成28年度教員勤務実態調査より作成）



（注）中学校における部活動・クラブ活動については、上記のほか土日に2：09の学内勤務時間がある。

◆教員環境の国際比較

（OECD国際教員指導環境調査（TALIS）2018報告書）（国立教育政策研究所）（p.70抜粋）

2.3 教員の仕事時間

（略） TALIS2018年調査では「仕事時間の合計」として、直近の「通常の一週間」において、指導（授業）、授業準備、採点、他の教員との共同作業、職員会議や職能開発への参加、その他の仕事に費やした時間を含む時間数（1時間＝60分換算）の合計を教員に質問した。この「仕事時間の合計」には、週末や夜間など就業時間外に行った仕事の時間数も含む。

教員の回答による「仕事時間の合計」は、中学校教員の場合、（略）日本では56.0時間（平均）であり、（略）参加国の中で最も長い。小学校教員については、（略）「仕事時間の合計」は日本では54.4時間（平均）であり、参加国の中で最も長い。（略）

（右上へ続く）

教員の回答による「指導（授業）時間」は、中学校教員の場合、（略）日本では18.0時間（平均）であり、（略）授業以外の業務に多くの時間を費やしていることが分かる。小学校教員については、（略）日本では23.0時間（平均）であり、授業以外の業務に多くの時間を費やしていることが分かる。

◆令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知の一部抜粋）

学校における働き方改革が引き続き急務であることから、令和3年12月24日に公表した「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果等を踏まえ、学校の働き方改革に関して都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会として特に取り組むべき事項等について通知。

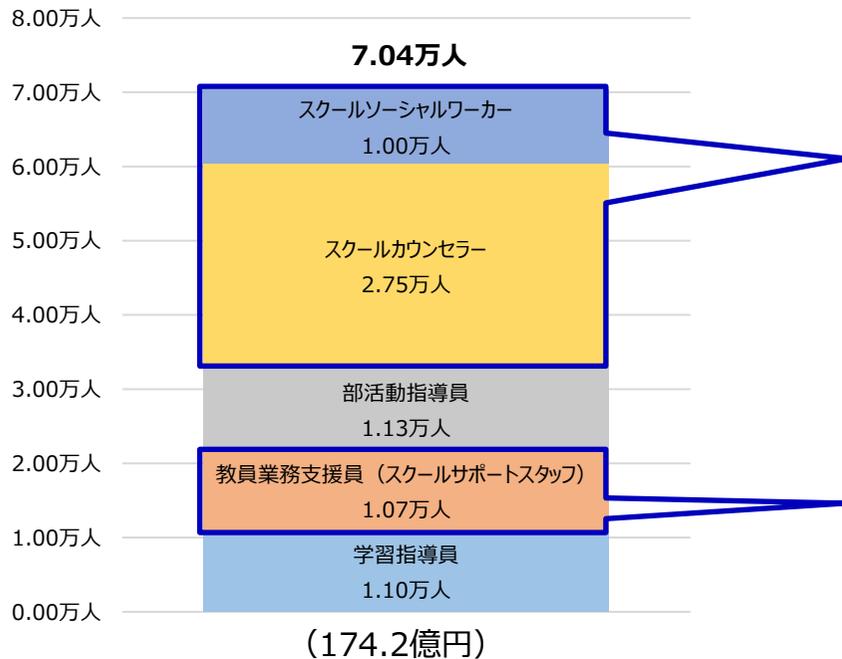
【通知における特に取り組むべき事項等】

- ①勤務時間管理の徹底等について
- ②働き方改革に係る取組状況の公表等について
 - ・働き方改革に係る取組や在校等時間の状況の公表の促進
- ③学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について
 - ・学校・教師が担うべき業務に係る「3分類」における取組の積極的な実施の促進
- ④学校行事の精選や見直し等について
 - ・新型コロナウイルス感染症対策下における行事の実施方法の適切な変更・工夫等の取組も一つの契機として、教育的な観点も十分に踏まえつつ、学校行事の精選や内容・準備の見直し・簡素化を促進
- ⑤ICTを活用した校務効率化について
 - ・教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整手段のデジタル化
- ⑥教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）について
- ⑦部活動について

働き方改革の具体的取組①（外部人材の活用）

- 働き方改革を進めるため、多様な外部人材を活用していくことも重要。
- しかしながら、役割分担を明確にしないまま外部人材を配置している地方公共団体が一定数存在。
- 外部人材活用の効果に学校間で差が生じていることから、役割分担も含め、効率的な活用方法について十分な検討がなされないまま外部人材が配置されている可能性。

◆外部人材の配置状況（令和4年度予算人員）



上記のほか、地方財政措置として、ICT支援員（約0.4万人：R3.3時点）、外国語指導助手（ALT）（約0.5万人：R元.12時点）、スクールロイヤー（教育行政に係る法務相談体制の整備状況（都道府県・指定都市）は約71%：R3.3時点）等が配置されている。

（注）東日本大震災のための緊急SC等活用事業による配置人員は除く。
 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、一学校（区）あたり一人として予算人員をカウント（その他重点配置分を含めていない）。

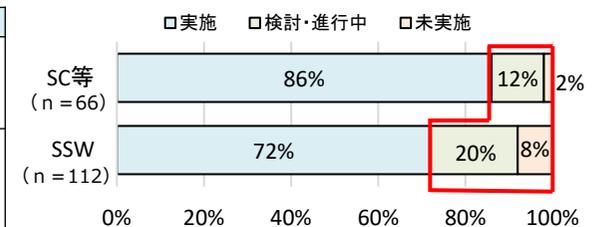
◆予算執行調査の結果（令和3年9月公表）

（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教職員の役割分担について）

役割分担による教職員の負担軽減に繋げた事例

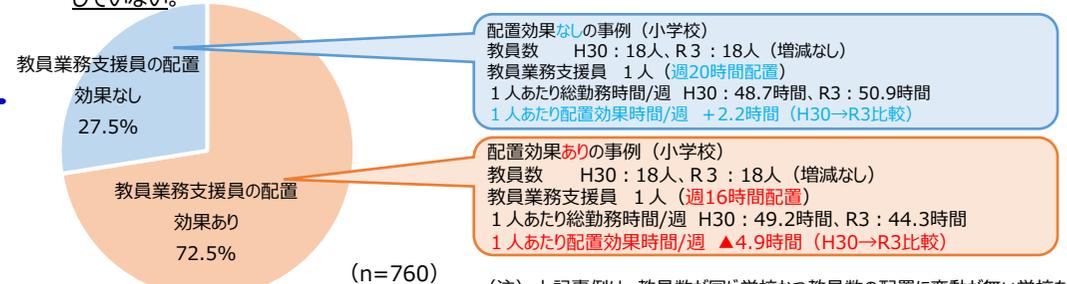
役割の明確化	軽減される教職員の負担
・専門家が開係機関との連絡・調整	・教職員が「どの機関へ」、「どの情報」を提供すべきか検討する負担 ・実際に関係機関に連絡する負担
・専門家が、保護者等に対して児童生徒の専門的医療機関の受診等調整	・専門的知識を有しない教職員が保護者等に対して、専門的医療機関を勧めること及び保護者から理解を得られる説明を行う負担

教職員との役割分担を明確にしている自治体の割合



◆教員業務支援員の配置効果

教員業務支援員を配置している学校では、平成30年度から令和3年度にかけて、小中学校の教員1人当たり平均週2.45時間もの勤務時間が減少しているが、学校別に見ると約3割の学校で勤務時間が減少していない。



配置効果なしの事例（小学校）
 教員数 H30：18人、R3：18人（増減なし）
 教員業務支援員 1人（週20時間配置）
 1人あたり総勤務時間/週 H30：48.7時間、R3：50.9時間
 1人あたり配置効果時間/週 +2.2時間（H30→R3比較）

配置効果ありの事例（小学校）
 教員数 H30：18人、R3：18人（増減なし）
 教員業務支援員 1人（週16時間配置）
 1人あたり総勤務時間/週 H30：49.2時間、R3：44.3時間
 1人あたり配置効果時間/週 ▲4.9時間（H30→R3比較）

（注）上記事例は、教員数が同じ学校かつ教員数の配置に変動が無い学校を比較している。

（出所）文部科学省資料を基に財務省で作成

（参考）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について 抜粋（平成31年1月25日 中央教育審議会（答申））

- 第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備
1. 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実
 - ・多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等を支援するスタッフの配置促進
 - ・授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフの配置促進

- 働き方改革を進めるため、地域住民による登下校対応や学習支援など、地域と学校が協働した活動を行うことも重要。
- 本年7月に公表した予算執行調査では、多くの地方公共団体で教員の負担軽減につながっていることが確認できたが、教員の負担となっているケース（有効回答202中33）も確認された。

◆地域学校協働活動の推進（地域学校協働本部の整備）

◆予算執行調査の結果（令和4年7月 公表）

<事業イメージ>

地域学校協働活動推進員を中心に、保護者や地域住民等の参画を得て、様々な関係者が緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



地域学校協働活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

- 補助を行う地域学校協働活動**
- **「学校における働き方改革」を踏まえた活動**
 例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
 ①登下校に関する対応
 ②放課後などにおける見守り、補導対応
 ③児童生徒の休み時間における対応
 ④校内清掃
 ⑤部活動の補助
 - **地域における学習支援・体験活動**
 (放課後等における学習支援活動等)

補助対象：都道府県・指定都市・中核市（以下、都道府県等）

補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3（ただし、都道府県等が行う場合は国1/3、都道府県等2/3）

- 補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
 ②地域学校協働活動推進員を配置すること

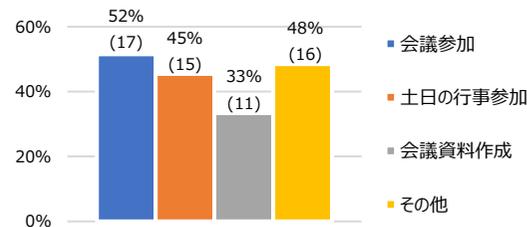
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置している学校数：15,221校
 （令和4年5月1日現在）

地域学校協働本部が整備されている公立学校数：20,568校
 （令和4年5月1日現在）

【地域学校協働活動が教員の負担増となった具体例】

- ・一部の地域で、教職員の休日の活動参加を求める地域があった。
- ・運用方法の問題（会計や人材探し）で現場教員から働き方改革に貢献しないという評価がある。
- ・地域学校協働活動とCSの一体的推進に当たり、地域と学校ですべきことの線引きができずに、負担感を感じる教員がいる。

時間外勤務増につながった要因（n=33（複数回答あり））



- ◆その他の例
- ・地域学校協働本部の会計を教員が担っている
 - ・活動記録等の書類整理
 - ・事務処理量の増

（参考）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について 抜粋
 （平成31年1月25日 中央教育審議会（答申））

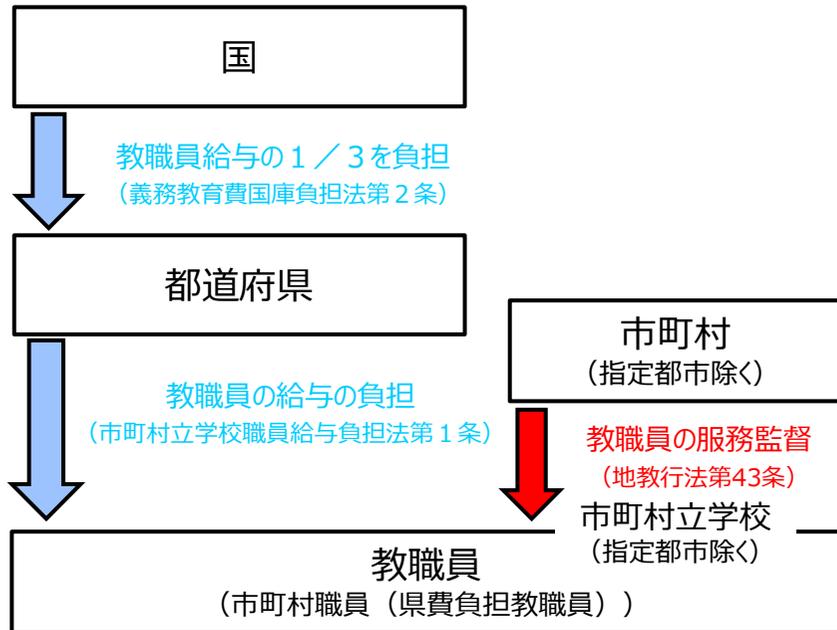
第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

1. 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実
- ・学校と地域の連携・協働を推進するための、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や地域学校協働活動の推進

働き方改革を促すインセンティブ

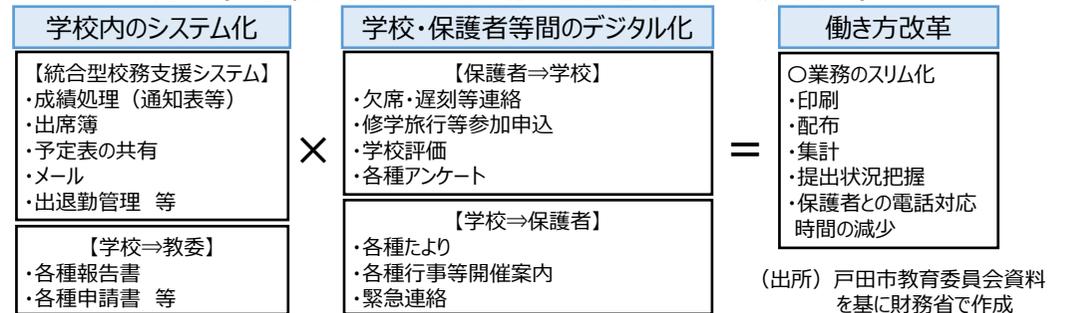
- 教員は市町村職員であり、服務監督権者は市町村であるが、給与については、任命権者である都道府県と国が負担している。民間企業と異なり、
 - ①時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額（給料月額 \times 4%）が支給されていること
 - ②給与負担者と服務監督者が同一でないこと
 から、民間企業のように働き方改革を進めるインセンティブがわきにくい構造となっている。
- このような中でも、市町村のイニシアティブにより、着実に働き方改革を進めている例も存在する。
- **市町村の働き方改革のインセンティブを高めるため、国が行う一定の補助事業（外部人材・地域学校協働活動）について、学校毎に働き方改革の取組を公表することを要件**としてはどうか。

◆ 県費負担教職員制度



(注) 地教法…地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 ※指定都市は、教職員の任命、給与負担、服務監督及び学校の設置・管理を一元的に行い、教職員給与の1/3を国が負担。
 ※県費負担教職員制度：市（指定都市除く）町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県が負担することとされている。

◆ (事例) 学校のデジタル化における働き方改革 (戸田市)



◆ (事例) 学校行事の精選、学校閉庁日の設定等 (熊本市)

教育委員会は、学校行事の精選について、検討会議で議論を重ね、法的裏付けの有無や前年度踏襲の見直しを踏まえ、以下のとおり学校行事の一定の方向性をとりまとめた。令和元年度に学校に通知。

小学校における実施内容	儀礼的行事	文化的行事	健康安全・体育的行事	【休暇に視点を置いた取組】
共通実施 ◎法的裏付け等 ○熊本市の特色、重点事項	○入学式 ○卒業式（儀礼）		◎健康診断（定期健診） ○避難訓練（防災）	○学校閉庁日の設定（H30年度～） ・R3年度夏季休業中における学校閉庁日の平均日数は小学校で8.5日（最長11日）設定。 ○年休取得期間を9～8月へ見直し検討 ・夏季休暇に残った年休を休暇取得しやすくなるよう見直しを検討（現在1～12月）。
選択実施（例） ☆学校で選択（学校の特色やねらいに応じて実施検討）	☆始業式 ☆終業式、修了式 ☆就任式	☆学習発表会 ☆音楽会、劇鑑賞会 等	☆運動会 ☆水泳記録会 ☆交通安全教室	

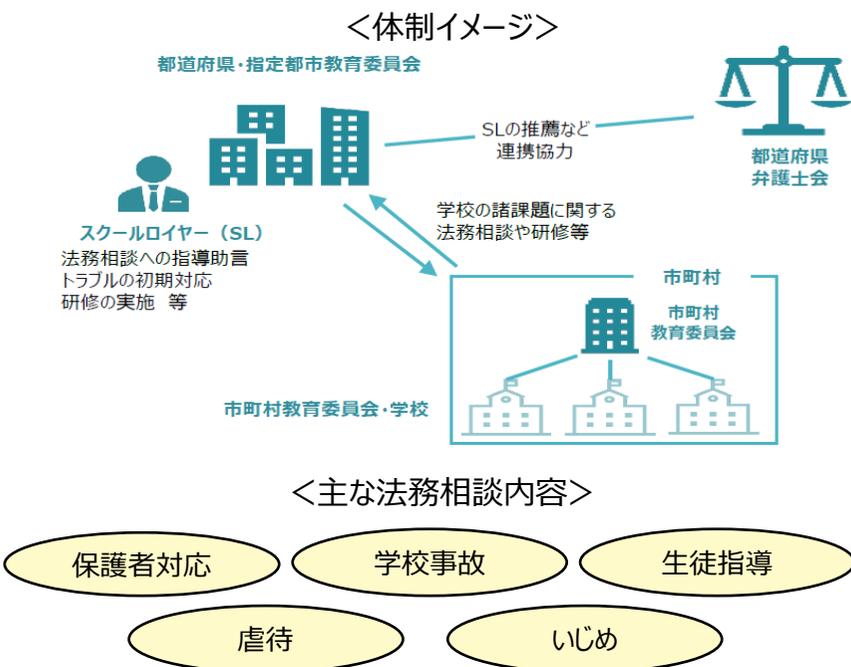
(出所) 「令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査【結果概要】」（文部科学省）
 「学校改革！教職員の時間創造プロジェクト「ニュースター」」（熊本市）

教員を保護する環境作り

- 学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、地方財政措置により、スクールロイヤーが活用されている。
- 都道府県教育委員会が主導して、勤務時間外の教職員対応は原則として行わない旨の周知・協力依頼を发出している例もある。
- **教員に過度な負担を負わせない取組を導入・展開することにより、教員を保護する環境を作っていくべき。**

◆スクールロイヤーによる法的側面からの支援

都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、令和2年度より、普通交付税措置を実施。



(出所) 令和4年1月31日規制改革推進会議への投資WG資料「スクールカウンセラー・スクールロイヤーについて」を基に作成

◆県教育委員会から地域・保護者に対する協力依頼

【奈良県教育委員会の協力依頼（抜粋・加工）】

- ・学校は、留守番電話を設定するなど、時間外対応が原則できなくなります。
- ・学校行事などの業務を見直します（「常識」や「伝統」にとらわれず真に必要な活動に集中します）
- ・休日の地域行事等について、教員への参加要請等は可能な限り避けて下さい。
- ・給食や掃除、登下校の見回り等学校ボランティアへのお願い。

【沖縄県教育委員会の協力依頼（抜粋・加工）】

- ・教職員の勤務時間は原則、8：15～16：45（小中学校）
- ・勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時は、警察・救急・消防等の関係機関までご連絡下さい。
- ・部活動の休養日（週2日以上）と適切な活動時間（平日2時間等）を県教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」に則り各学校で定めています。
- ・県立学校は夏季休業中の8月第2週の水・木・金曜日を学校閉庁日とし、原則として教育活動を行いません。緊急な連絡が必要な場合は県教育委員会までお願いします（市町村立学校は、市町村教育委員会が県立学校に準じて設定）。

(出所) 奈良県、沖縄県HPに掲載されている地域・保護者向けリーフレット等を基に作成

- 多様な専門的知識を有する社会人等を迎え入れることにより、学校教育の活性化を図ることを目的とした「特別非常勤講師」制度が導入されているが、小中学校での届出数は減少傾向。また、普通免許状を有しない者であっても、都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格すれば、学校現場で働くことができる「特別免許状」制度についても、正規職員の採用は低調。
- 採用倍率が低下する中で教育の質を確保するためには、**能力の高い人材であれば教育現場に参画できるようにすることが不可欠。官と民との間で人材が流動的に行き来する仕組みを導入するなど、免許制度や採用方法について新たな仕組みを検討すべきではないか。**

◆特別非常勤講師の届出数の推移（小学校・中学校）

	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和2年度	対平成16年度比
小学校	8,881	6,150	4,730	3,668	▲5,213
中学校	3,649	3,038	2,495	2,348	▲1,301
合計	12,530	9,188	7,225	6,016	▲6,514 (▲52.0%)

◆教員免許の有無

- ・マセチカ研究所のデッカー教授らが、教員免許が教員の質に与える影響を検証。
- ・免許を持たない教員に教わった子どもは、免許を保有する教員に教わった子どもと比べて算数の点数が高く、国語では差がなかったことがわかった。
- ・経済学者の間では**教員免許の有無による教員の質の差はかなり小さい**というのがコンセンサスとなっている。

（『学力の経済学』2015.6 中室牧子）

◆小学校教員採用者における民間企業等勤務経験者数（令和4年度）

採用者（人）	うち民間企業等勤務経験者（人）	割合
16,152	426	2.6%

◆教員免許状の授与件数（令和2年度）

区分	普通免許状（人）	特別免許状（人）	特別免許状（割合）
小学校	28,187	22 (うち公立16)	0.08%
中学校	44,297	60 (うち公立22)	0.14%
高等学校	52,629	144 (うち公立62)	0.27%
計	125,113	226 (うち公立100)	0.18%

（出所）文部科学省資料



（注）「免許あり教員のうち上位と下位の差」は、付加価値でみたときの上位25%と下位25%の差を意味している。

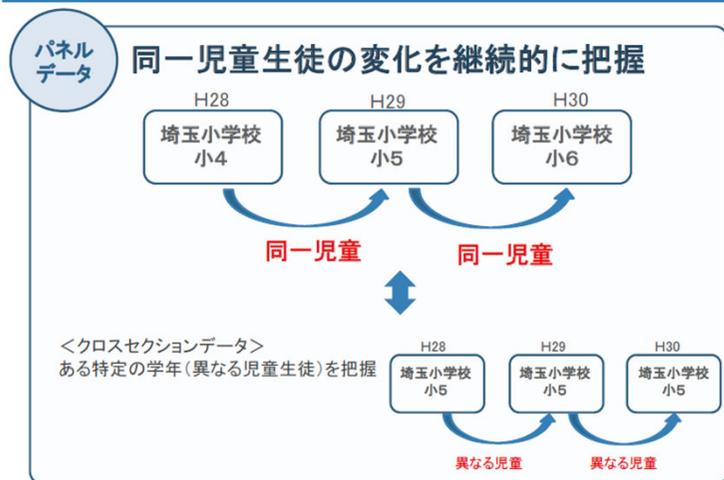
- 埼玉県では、パネルデータの活用により、一人一人の子どもの学力の変化を継続的に把握。他方、このような地方公共団体においても、教員の付加価値（担当する子どもの学力向上度合い）の経年変化は把握していない。
- 入職後の教員には、経験年数に応じて様々な研修の機会が提供されているが、経年での教員の付加価値の変化を把握できていないため、研修の効果も測定できていない。**研修の効果測定し、効果の高い研修に資源を集中できる体制を整えるべき。**

特徴

◆埼玉県学調について

- **一人一人の学力の伸び（変化）を継続して把握**することのできる**自治体初の調査**
- **非認知能力・学習方略にも注目**して調査を実施

埼玉県学力・学習状況調査の概要・特徴



- 児童生徒IDにより、同一児童生徒の学力変化を測定
- **効果を上げた学級・教員（教員の付加価値）が把握・算出可能**（→効果的な取組を共有）
- ※ 教員IDは付与されておらず**同一教員の付加価値が研修によって変化するかは把握できない。**

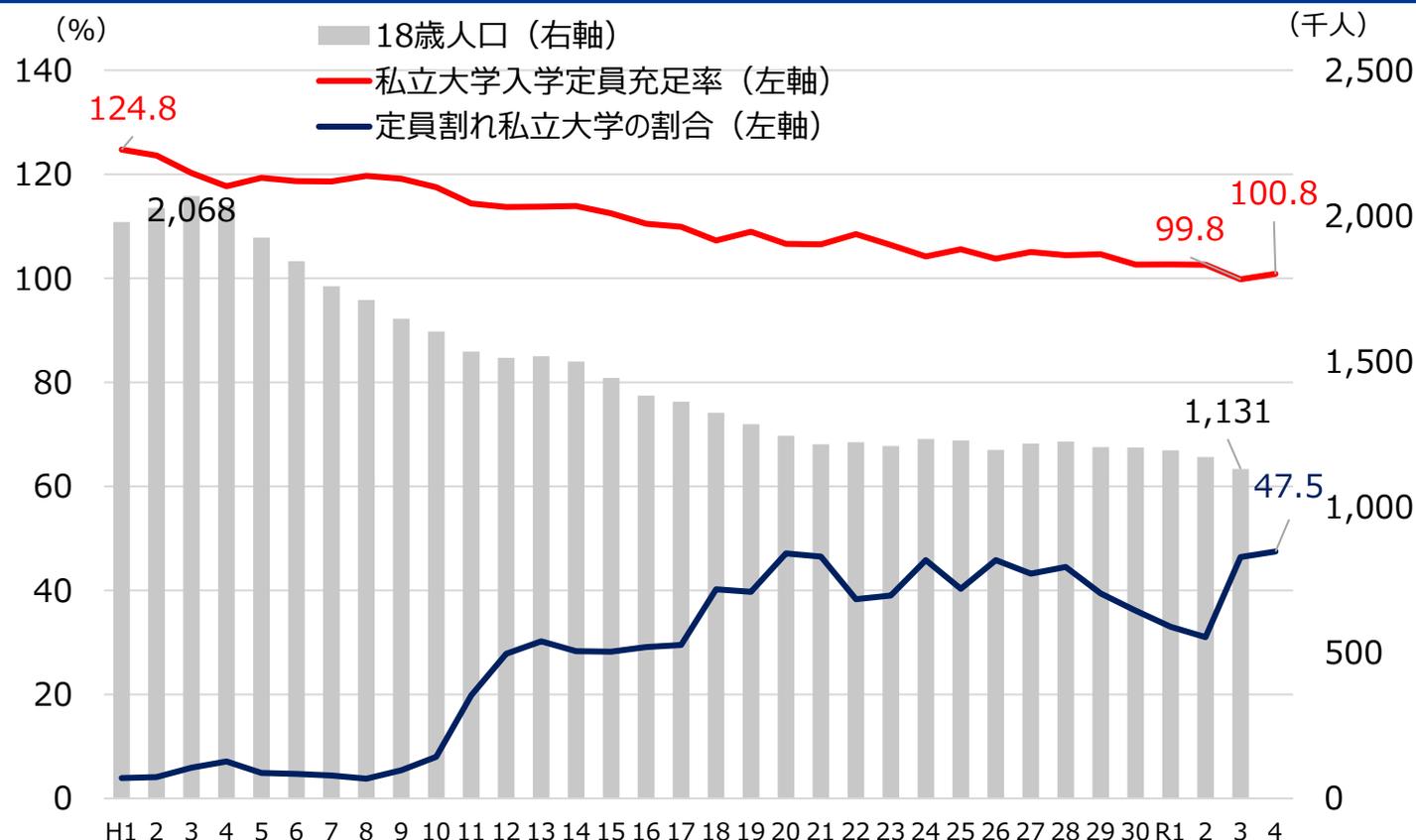
◆教員研修の実施体系

	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目
（独 教 職 員 支 援 機 構 で 実 施	●学校経営力の育成を目的とする研修						校長研修
		次世代リーダー育成研修	中堅教員研修				副校長・教頭等研修
（都 道 府 県 教 委 等 が 実 施 す る 研 修 （ 公 立 学 校 の 教 員 に 係 る も の）	●研修指導者の養成等を目的とする研修						学校のマネジメントの推進や生徒指導、グローバル化に対応する研修等
	●法定研修(原則として全教員が対象のもの)	初任者研修	中堅教諭等資質向上研修				
	●教職経験に応じた研修	5年経験者研修			20年経験者研修		
	●職能に応じた研修				生徒指導主任研修など 新任教務主任研修など		教頭・副校長・校長研修など
	●長期派遣研修			大学院・民間企業等への長期派遣研修			
	●専門的な知識・技能に関する研修				教科指導、生徒指導等に関する専門的研修		
	●指導が不適切な教員に対する研修						指導改善研修

(出所) 文部科学省資料

減少する18歳人口と私立大学入学定員充足率

- 18歳人口は、平成3年（207万人）をピークに約30年間で約5割、約90万人の減少。
- **私立大学全体で見た入学定員充足率は低下を続け、令和3年度には100%を下回った。**定員割れ大学の割合も増加を続け、令和4年度は約5割となっている。
- 私立大学には、環境の変化に即し、他大学との連携や社会で活躍できる学生を育てるための教育改革・学部転換を含め、より積極的・戦略的に経営判断していくことが求められている。
- **今後も入学者数の減少が予測される中、国立大学も含め、国の制度や支援の在り方についても、量の拡大ではなく、学生の能力向上を実現できているか等の質の観点を重視する方向に見直しを進めていく必要。**



(出所) 総務省「人口推計」、日本私立学校振興・共済事業団「令和4（2022）年度私立大学・短期大学等入学志望動向」
 (注) 18歳人口は、各年10月1日時点。入学定員充足率は、入学者数/入学定員。定員割れ大学は、入学定員充足率が100%未満の大学。

(参考) 私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(平成29年5月15日) (抜粋)

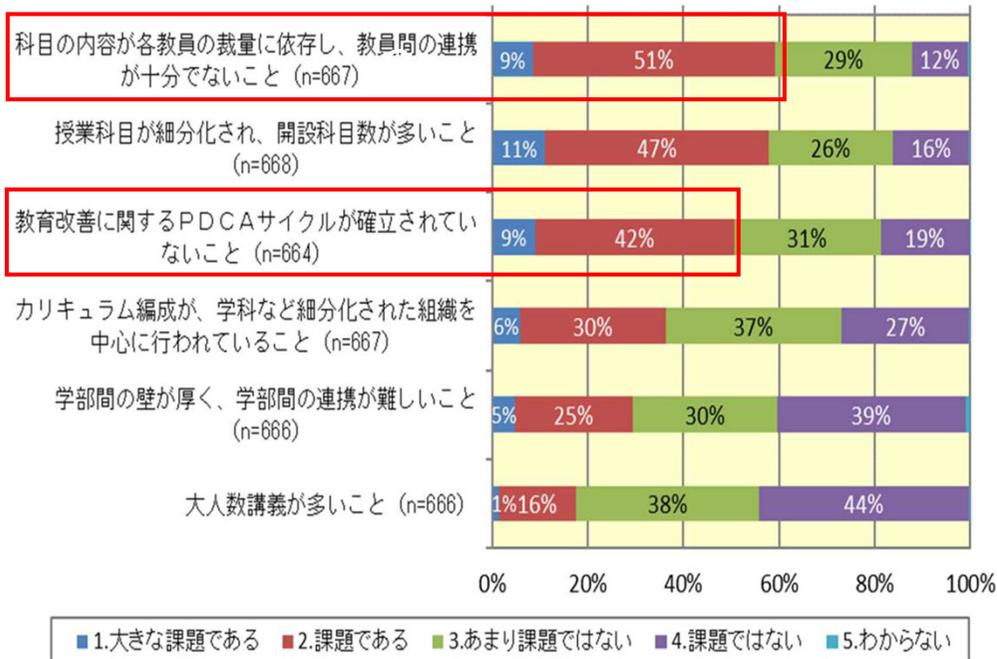
○ 我が国の高等教育を支えてきた私立大学が、18歳人口の急激な減少期において、産業構造や経済社会の高度化・変化、グローバル化の進展に対応し、今後ともその役割を果たし続けるためには、国内の18歳人口の規模の拡大を前提としたモデルから、環境の変化に即したモデルへの転換が強く求められる。

(中略)

○ これらの改革のためには、自らの強みが発揮できる分野に選択と集中を進め、大学間や自治体・産業との連携・協力を強化するとともに、教職協働等の改革を進めるための学内体制を整え、社会から信頼され支援を受けるにふさわしいガバナンスの強化に取り組むなど、より強固な経営基盤に支えられた大学づくりを進めていくことが必要である。また、それに伴い、国等の支援や制度の在り方も見直ししていくことが求められる。

- 学長は、授業内容に係る教員間の連携や教育改善に関するPDCAサイクルが確立されていないことが課題だと考えている。学生アンケートにおいても、大学での学修のチャンスが十分に活かされていない可能性が示唆されている。
- 教育内容改善に係る予算事業は既に存在するが、その成果を適切に分析し、制度等の改革につなげるべき。構造的な改善につながることを期待できない事業については、予算措置は控えるべき。

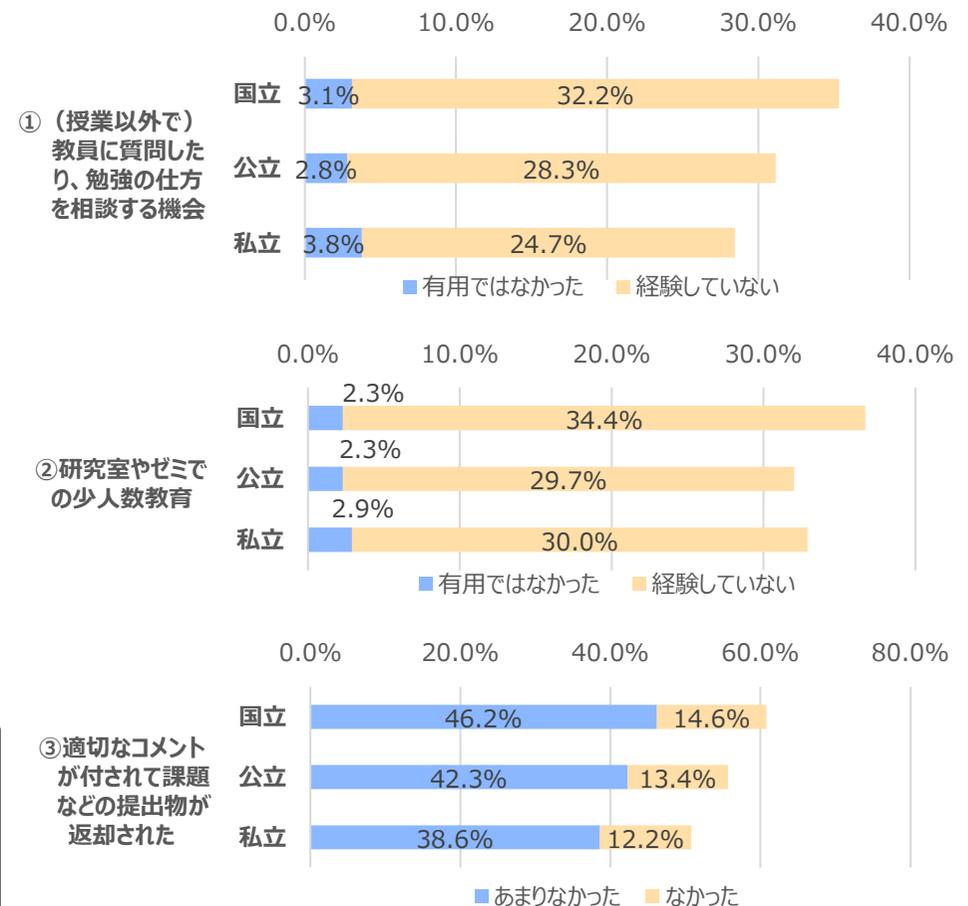
◆学長が考える、学士課程教育の課題（2018年度）



(出所) 中央教育審議会大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について（審議まとめ）～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント」（令和3年2月9日）

(参考) 「知識集約型社会を支える人材育成事業」（令和2年度～）では、学修成果・教育成果の把握・可視化や学修成果や教育成果、教育の質に関する情報の公表等が（要件でなく）評価項目とされている。大学教育については一律の要件設定による方向づけが馴染まない場面もあると思われるが、文科省として大学ごとの事業成果を適切に分析し、最低限満たすべき条件を設ける等の形で今後の支援や制度の設計に活かすべき。

◆学生の大学教育に係るアンケート結果



(出所) 文部科学省 令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」より財務省作成

日本の人材競争力を高めていく必要

- 国際経営開発研究所（IMD）の世界人材ランキングでは、日本は64か国中38位。
- 大学の国際化を進めるための施策を講じてきているが、大学の国際化は未だ道半ば。アウトカムを分析し、真に有効なものに絞って施策を講じることで、**国際競争の中で大学の教育力向上が実現していく環境を作るべき。**

◆人材に関する競争力の国際比較

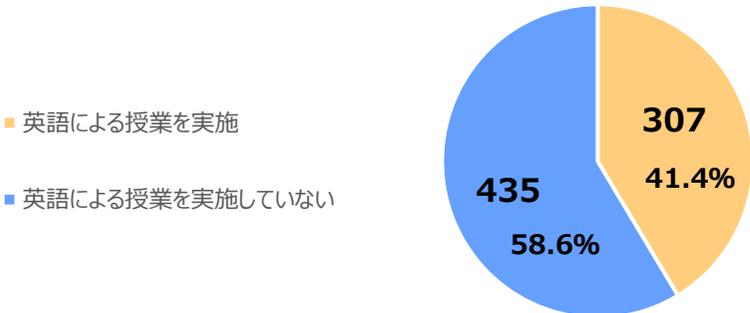
世界人材ランキング（IMD）

1位	スイス	11位	ドイツ
2位	デンマーク		⋮
3位	ルクセンブルク	15位	アメリカ
4位	アイスランド		⋮
5位	スウェーデン	23位	イギリス
6位	オーストリア		⋮
7位	ノルウェー	28位	フランス
8位	カナダ		⋮
9位	シンガポール	36位	イタリア
10位	オランダ	38位	日本

（出所）教育未来創造会議 参考データ集（令和4年9月）

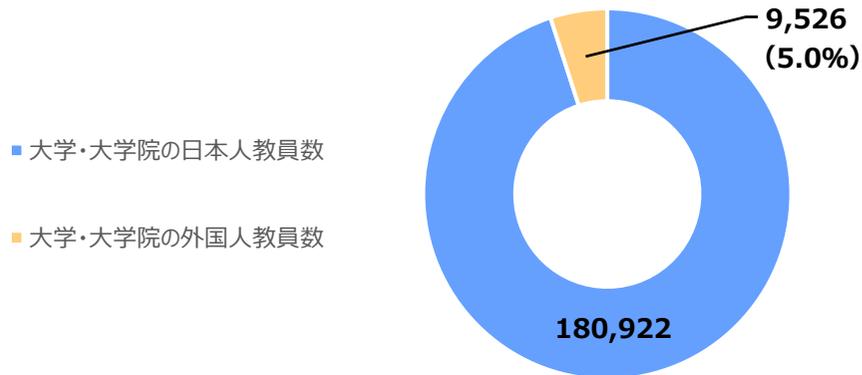
◆英語による授業を実施している大学（R元）

学部段階（校）



（出所）文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」
（注）742大学の内訳は、国立82校、公立85校、私立575校

◆全大学に占める外国人教員数・割合



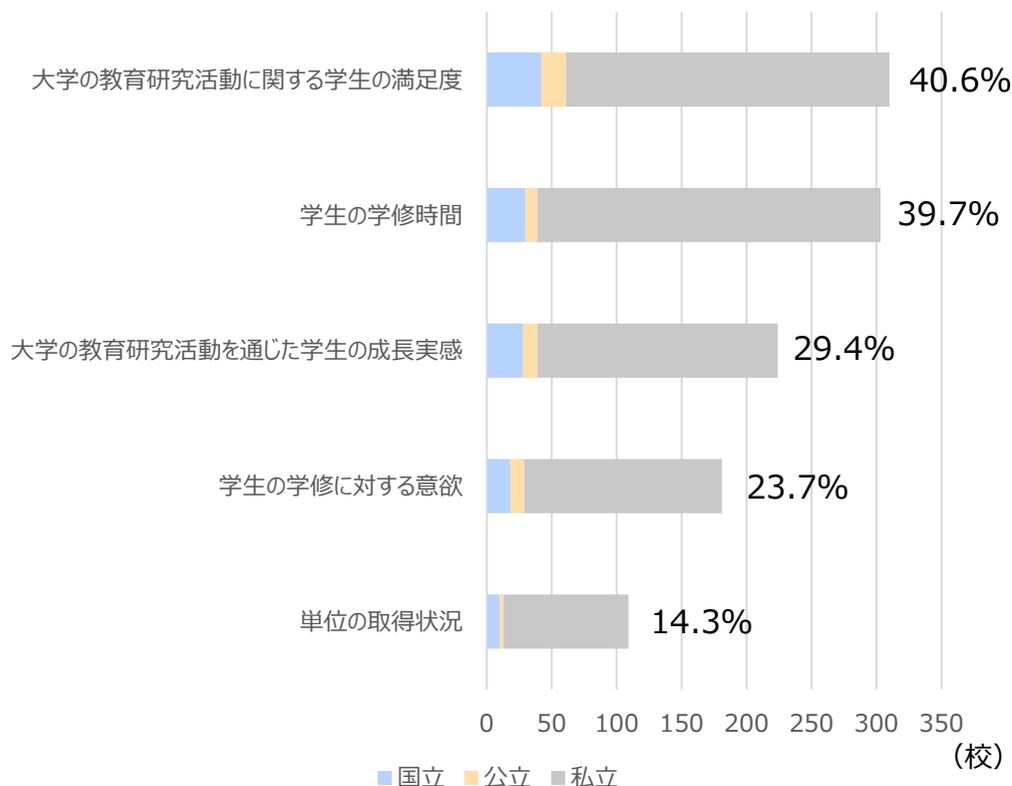
（出所）文部科学省「学校基本調査」（令和3年度）

（参考）「スーパーグローバル大学(SGU)創生支援事業」では、指定された大学が最大10年間（2014～2023年度）補助金を受け取り「大学改革」と「国際化」を進めることとされており、中長期アウトカムとして、「大学の体質改善による組織文化の変化」（大学の国際競争力強化、高等教育の国際通用性の向上）が掲げられている。

アクティビティ・アウトプット（多様な国籍の教員による授業の実施等）、初期アウトカム（SGUのブランド化、学生の流動性の向上等）の検証はもちろん、この中長期アウトカムにどう具体的につながっているか、説明責任を果たす必要。

- 大学進学率が高まると、「大学に進学し、卒業したこと」のみでは優秀な人材であることを証明できなくなり、大学においてどのような教育を受け、成長したかが、社会や企業にとって重要になる。
- 大学は、**学生の能力向上に係る取組状況等を比較可能な形で発信するとともに、学生が学修成果を具体的に説明できるようにしていく必要**。国においても、各種支援策のメリハリ付け、要件設置等により、それを後押ししていくべき。

◆公表を行った教育研究活動等の情報（令和元年度）



（出所）文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和3年10月4日）

◆大学教育に関する経団連の考え方

大学教育の質保証を評価する観点から、
学習成果の可視化・公表が不可欠

【対応策】

<大学>

- 学生自身による学びの振り返りを基礎とした学習ポートフォリオの活用を促進し、公平かつ客観的な評価指標に基づいた「ディプロマ・サプリメント」等により、学修成果の可視化を厳格に行うべき
- 認証評価期間における外部評価を活用し、評価指標のさらなる改善に取り組む必要

<国>

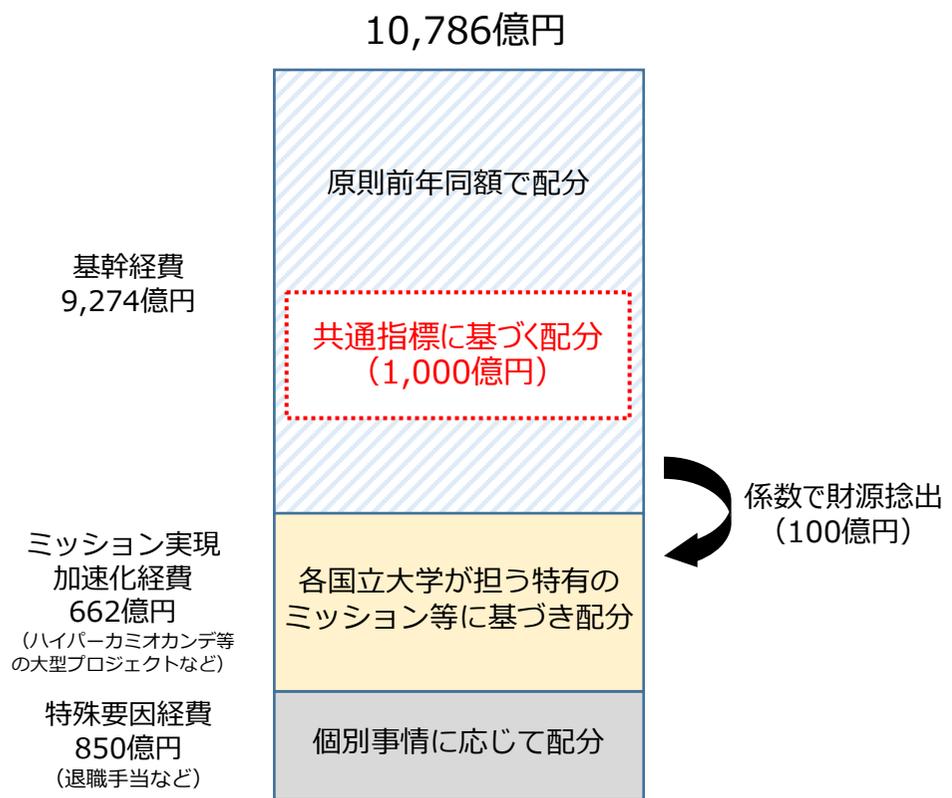
- 大学間の比較を可能とすべく、日本学術会議が策定している分野別参照基準等に基づき、各分野で学ぶべき基本的な知識や素養が身につくカリキュラムになっているか、また、カリキュラムを通じてどのような知識・素養・能力が身につくかについて、より客観的な評価が可能となるよう、検討すべき

（出所）一般社団法人 日本経済団体連合会「大学教育に対する経団連の考え方」（令和4年8月9日）

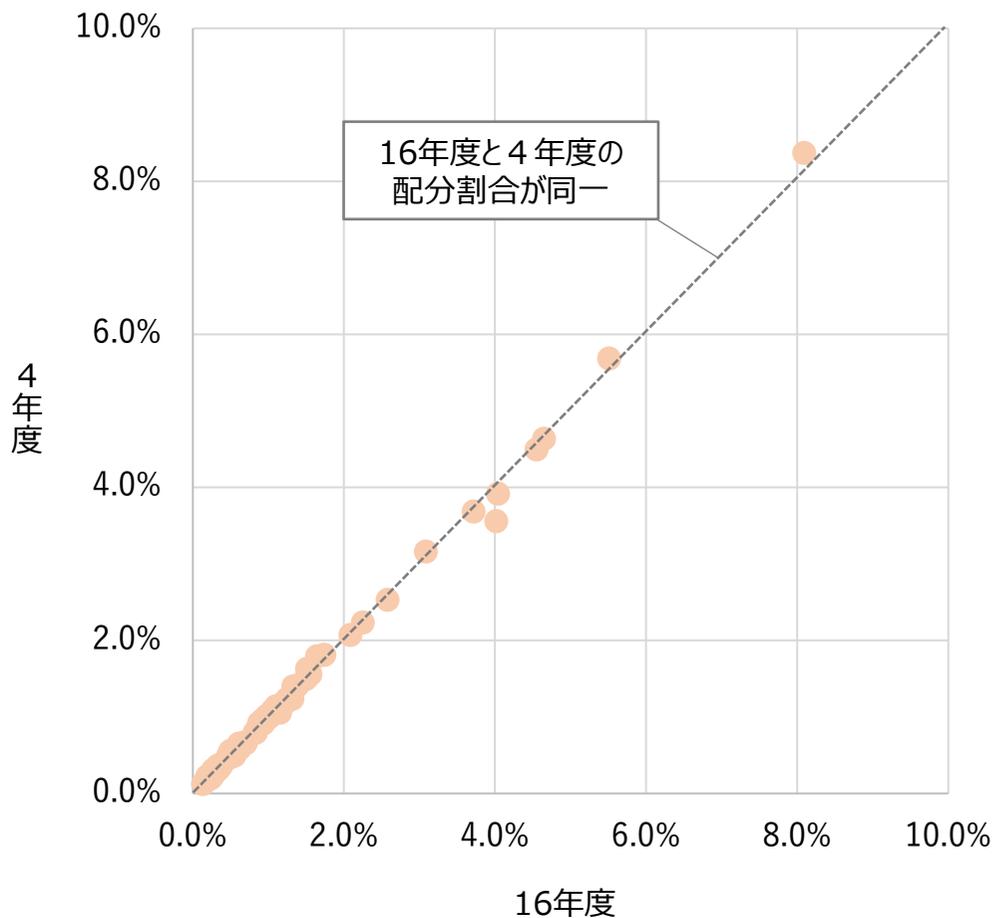
【国大運交金】大学間配分は、教育・研究の質とは無関係に前年踏襲で硬直化 資料Ⅱ - 4 - 15

○ 運営費交付金は、教育・研究の質とは無関係に、原則前年同額で配分されるため、法人化後18年が経過しても、各大学への配分シェアは当時とほぼ変わっていない。

◆運営費交付金の内訳（令和4年度）



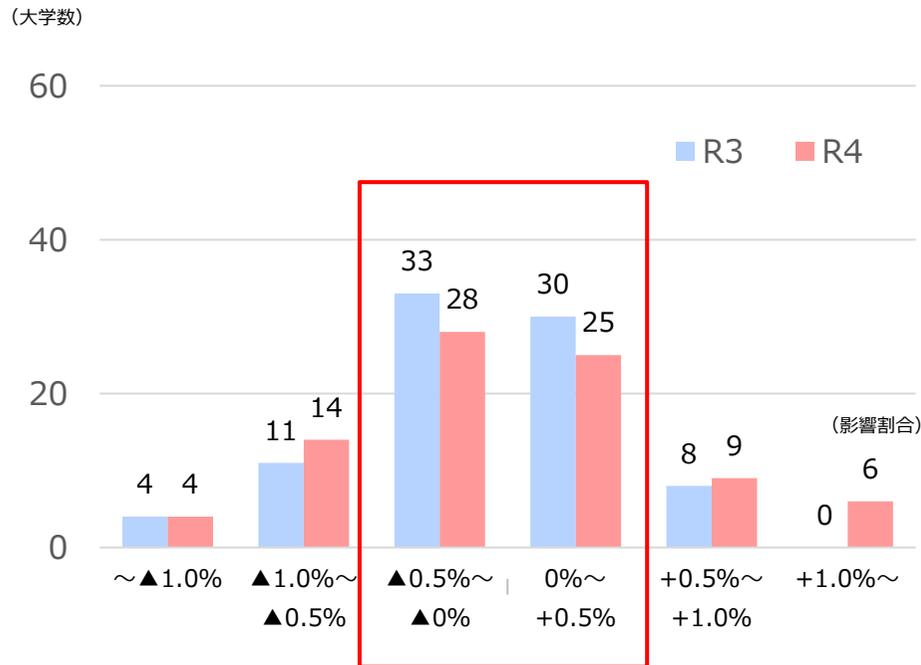
◆運営費交付金における大学別配分割合（平成16、令和4年度）



(注) 大学別配分割合における運営費交付金等の額は、特殊要因（退職手当及び附属病院の赤字補てん）を除く予算額。

- 「共通指標に基づく配分」は、**運営費交付金全体の配分に与えるインパクトが依然小さく、引き続き、再配分の幅を広げるなど、メリハリを強化する必要**。また、「共通指標に基づく配分」の評価指標は、多くの大学が達成している指標等の見直しが必要。
- メリハリ付けの結果への納得感を高めるためにも、例えば改革への取組状況関係の指標について、評価の高かった大学の取組を優良事例として横展開するなど、大学の取組の効果を高めるための工夫を引き続き行うべき。

◆ 令和3, 4年度の配分による基幹経費に対する影響



令和4年度においても、半分以上の大学が▲0.5%~+0.5%の範囲に集中している。

(出所) 文部科学省資料を基に財務省作成。

◆ 8割超の大学が達成しており見直しが必要な指標の例

1	人事給与	常勤教員の雇用財源に外部資金を活用
2	会計等	大学の独自指標による成果・実績等の予算配分への活用
3	人事給与	シニア教員に対する給与施策を通じた若手教員のポスト確保
4	人事給与	外部資金を活用した教員の能力等に応じた高額給与制度の実施
5	人事給与	クロスアポイントメント制度が適用されている教員に対するインセンティブ付与

■ は9割の大学が達成、■ は8割の大学が達成した指標。

(出所) 文部科学省資料を基に財務省作成。

(参考) 改革の取組状況に係る配分指標の例

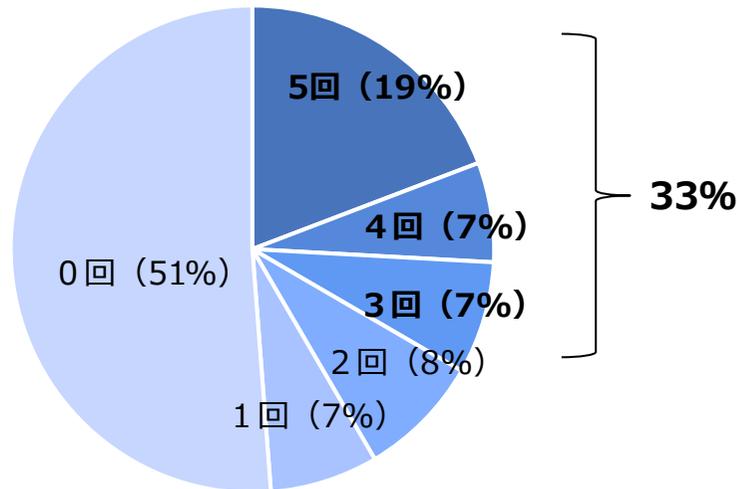
大学教育改革に向けた取組の実施状況

指標の算定方法 (簡略化して抜粋)

- ・学生ごとの学習成果を客観的・多元的に可視化し、就職活動時等に提示する取組を実施
- ・卒業者に対する追跡調査 (卒後3年以上経過後の就労・雇用状況等) を組織的かつ継続的に実施
- ・追跡調査の結果をデータベース化し教育改善につなげる組織的な取組を実施

- 令和3年度までの5年間で、3回以上、定員充足率が90%を下回った私大等は約3割存在。また、令和3年度まで、3年連続で、学生現員数が減少し続けている私大等も約2割にのぼる。
- 近年、定員割れの度合いに応じた減額措置を導入してきたものの、令和3年度においても、一般補助、特別補助ともに、学生一人当たり補助額にはメリハリが効いていない。

◆平成29年度から令和3年度までの5年間で、定員充足率が90%割れした回数



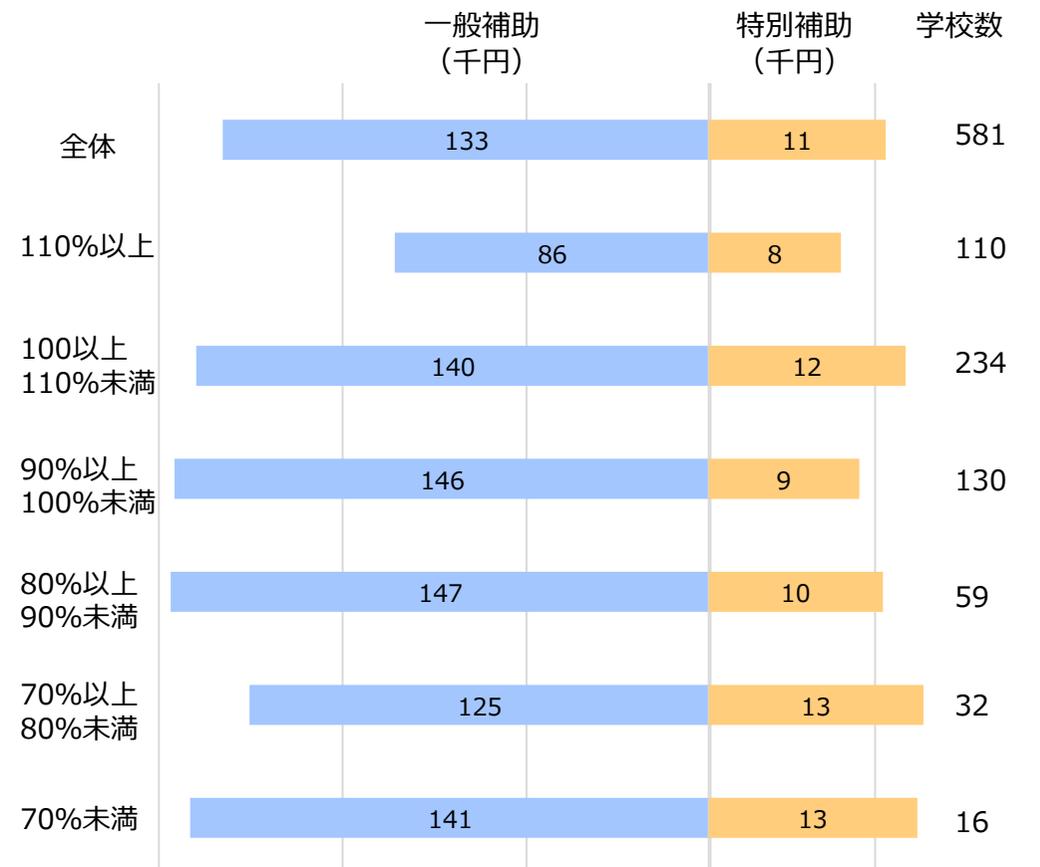
◆令和3年度まで複数年連続で、学生現員数が減少し続けている割合

3年連続で減少	21%
5年連続で減少	7%

(出所) 文部科学省資料から作成

(注) 上図は平成29年度～令和3年度、下図は平成28年度～令和3年度の全ての年度で私立大学等経常費補助金が交付された私立大学等(短期大学、高等専門学校含む)を母集合としている。

◆私立大学の学生現員一人当たり補助額(令和3年度)



(出所) 文部科学省資料から作成

(注) 短期大学、高等専門学校は除いている。

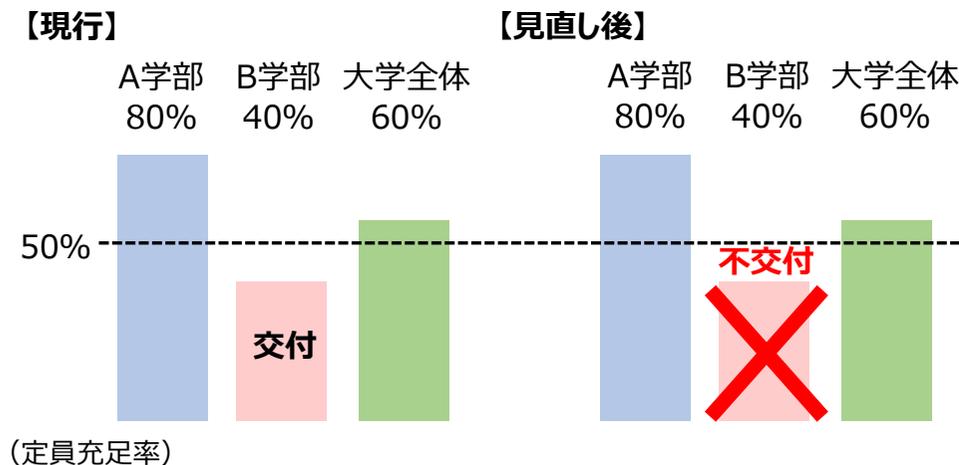
○ 私学助成についても、学部ごとの不交付判定の見直しや、複数回、定員充足率が一定水準を下回った場合の減額の深掘り、特別補助の要件・配分方法の見直し等により、**メリハリを強化していくべき。**

◆学部ごとの不交付判定の見直し

・私学助成は、学部ごとに金額を算定し、合計額を大学等に交付しており、定員充足率50%未満の学部は不交付とされる。

・ただし、一部学部で定員充足率が50%未満であっても、**大学全体で50%を満たしていれば**、当該学部についても**私学助成が支給される**仕組み。

→学部再編を促すため、**学部ごとに不交付を判定する、充足率の基準を引き上げる等の見直しが必要。**



◆直近5年間で複数回、定員充足率が一定水準を下回った場合の減額の深掘り（イメージ）

回数	3回	4回	5回
減額率	▲α%	▲β%	▲γ%

※通常の定員割れの減額を深掘り

◆定員割れ大学への補助額が大きい特別補助メニューの要件の見直し

メニュー名	定員充足率90%未満校への交付額割合
改革総合支援事業 『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開	26.1%
数理・データサイエンス・AI教育の充実(※)	20.8%

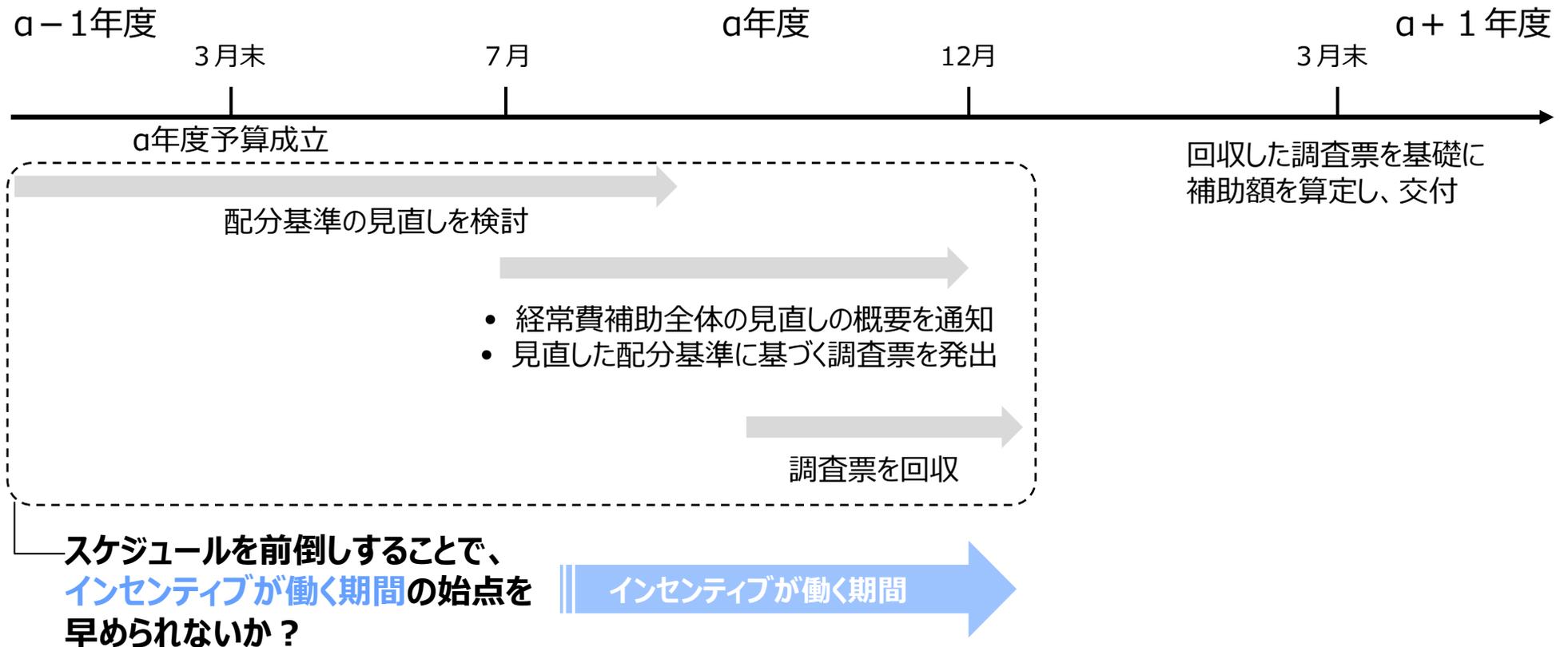
→ **要件の見直し、厳格化をすべき**

(※) メニューの一つである、「社会における実課題や実データを活用した実践的な教育を全学的に開講する大学等に対する補助」について、当初は、**9校に1,500万円**ずつ配分することを予定していたが、実際には、**105校に600万円**ずつ配分した。
(その分、他のメニューの単価が圧縮された。)

当初の狙い通り、質の高い取組を行う大学に対する重点的配分を行うためには、要件設定等を適切に行っておくべき。

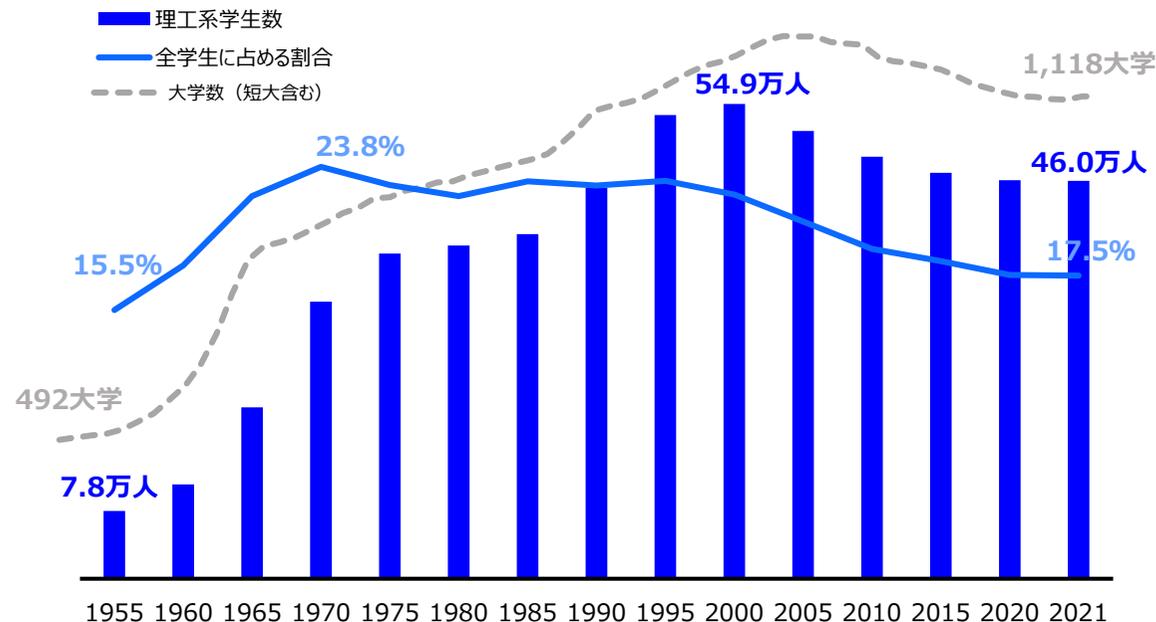
- 私大等の経常費補助においては、私大等がより質の高い教育研究に取り組むよう、毎年、配分基準を見直して、インセンティブ付けをしている。
- ある年度の配分基準の見直しは同年度の補助額算定の基礎となるが、見直しの内容が私大等に通知されるのは7月以降となっており、私大等に同年度中の行動変容を促す効果が最大化できていない。**特に、新規事業については、初年度のインセンティブ付けの効果が小さくなっていると考えられる※。**
- ※ 例えば、令和3年度に、新規事業である「数理・データサイエンス・AI教育の充実」の調査票を発出したのは12月7日。
- 以上を踏まえ、**見直しのスケジュールを前倒し、調査票の発出等を、より早い時期から行うべきではないか。**

<現状の配分基準見直しのスケジュール>



- 骨太の方針2022（令和4年6月）等において、デジタル、グリーンなどの成長分野への大学等の再編促進等に向けた複数年度の支援策を検討することとされ、今般の経済対策（10月28日閣議決定）に盛り込まれた。
- 近年の高等教育行政は、大学が社会的なニーズを踏まえつつ自主的・主体的に機能強化を行うことを期待して進められてきた中、学部転換を直接的に支援する今回の措置は特殊なものと捉えるべき。**大学が中長期的な観点から責任を持って経営判断を行う、という基本構造は維持する必要。**
- 理工系人材の育成が急務であるとはいえ、**少子化の進展は現実であることから、質の低下を招くことがないよう、定員抑制の観点も踏まえた運用とし、大学による学生のニーズ把握や理系教員確保の状況等をしっかり確認するとともに、卒業後の人材供給先でもある企業や地域との連携などを求めるべき。高等学校段階における文理融合教育など、関係施策との連携を十分に図るとともに、本事業の施策効果を把握できるようにすべき。**

◆理工系学生数（学部）等の推移



(出所) 文部科学省資料を基に、財務省作成。

◆経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

未来を支える人材を含む大学等の機能強化を図る。このため、デジタル・グリーンなど成長分野への大学等の再編促進と産学官連携強化等に向け、複数年度にわたり予見可能性をもって再編に取り組める支援の検討や、私学助成のメリハリ付けの活用を始め、必要な仕組みの構築等を進めていく。

◆物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）

学校教育段階から社会で活躍し評価される人材を育成していくため、成長分野への大学・高専の学部再編等促進（※）、教員研修の高度化、部活動の地域連携や地域クラブ活動移行等を進めていく。

※デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を令和14年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。

- 奨学金制度については、①高等教育の修学支援新制度における、機関要件の厳格化及び多子世帯や理工農系学生等の中間所得層への拡大の在り方、また、②大学院段階の学生支援のための新たな制度の在り方に関し、令和6年度からの開始に向けて、文科省において、外部有識者を含めた検討が進められている。
- 奨学金制度の在り方を考える際には、給付型奨学金については**高等教育を受けていない者も含めた国民全体の負担**となること、貸与型奨学金については（無利子の場合等の国民負担に加えて）**本人の返済負担**となることを踏まえて検討する必要。**財源確保の必要性、再分配の観点からも対象は限定的である必要。**

◆修学支援新制度（令和2年度開始、令和3年度受給者：32万人）

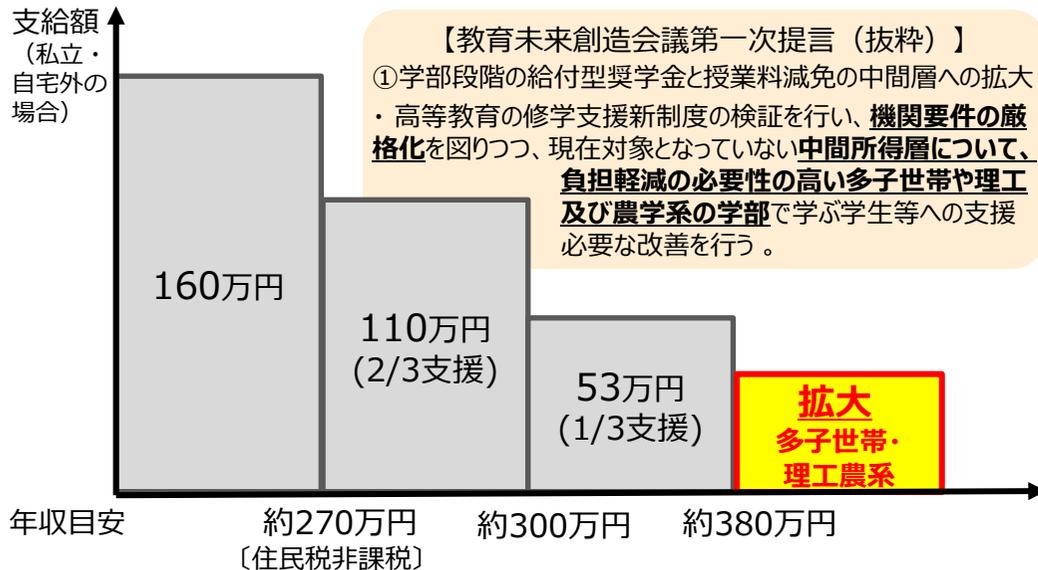
【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①給付型奨学金 ②授業料等減免

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

【対象となる大学等の要件】①3年連続赤字、②前年が負債超過、③3年連続定員充足率8割未満、のすべてに該当する場合、対象外。

厳格化



(注) 両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。

◆大学院段階の学生支援のための新たな制度

【教育未来創造会議第一次提言（抜粋）】

②ライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設

・ 現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、また現在返還中の者も含めて利用できる減額返還制度を、ライフイベント等も踏まえ返還者の判断で柔軟に返還できるよう見直すとともに、**在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して返還・納付を可能とする新たな制度**を、高等教育の修学支援新制度の対象とはなっていない**大学院段階において導入**する。これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設する。

(参考) 所得連動返還制度（平成29年度開始）

【対象となる奨学金】貸与型奨学金（無利子）

【返還額】課税所得の9%

(注1) 課税所得が26万円(年収約146万円(単身者の場合))を超えない場合、一律月額2,000円

(注2) 年収300万円以下の場合等、返還が困難な事由がある場合には、返還期限猶予が利用可能

【諸外国の所得に連動した返還制度の返還開始時期】

⇒歴史的経緯が異なる英豪は別として、米国と比べても日本の返還開始年収は低い。

	日	米	英	豪
①返還開始年収	146万円	13,590ドル	27,300ポンド	48,361豪ドル
②平均賃金(年収)	444万円	74,738ドル	39,184ポンド	88,929豪ドル
比率(①/②)	0.33	0.18	0.70	0.54

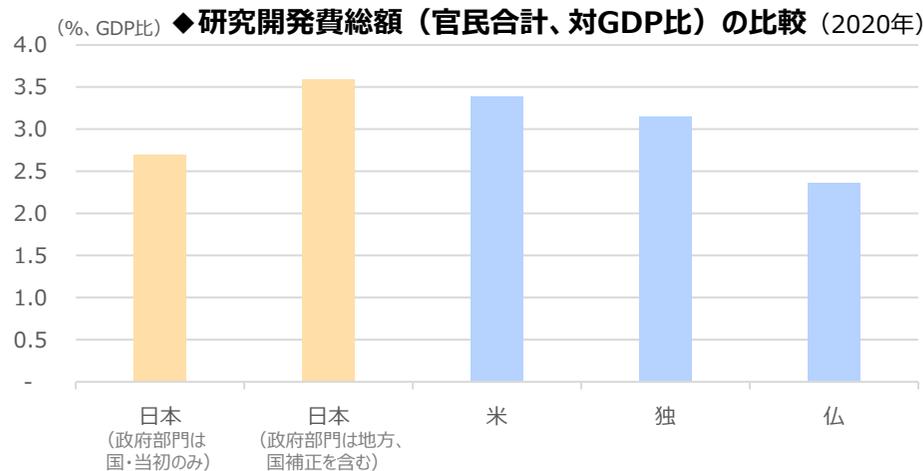
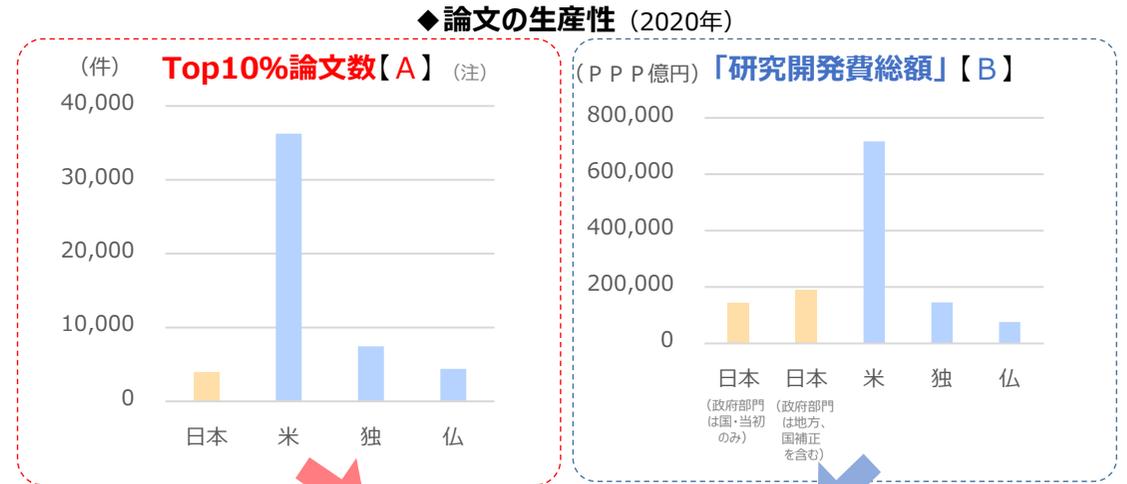
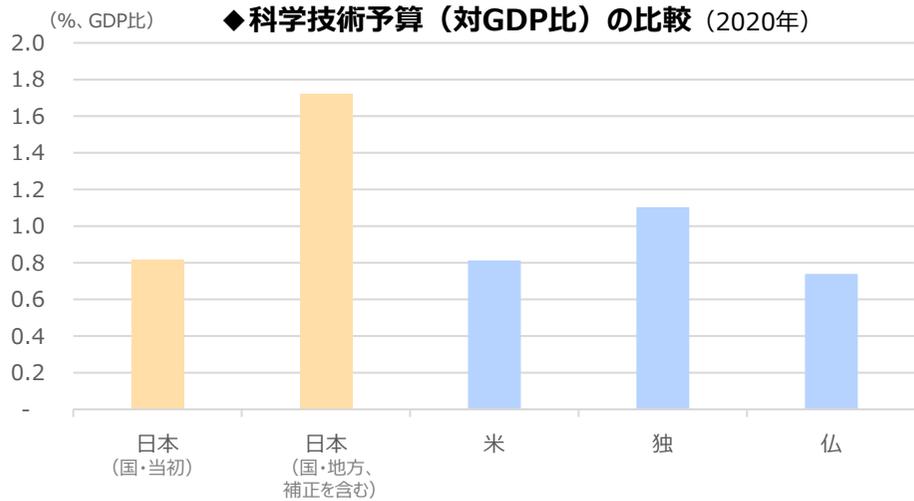
(出所) 文部科学省資料を基に財務省作成。

(注1) 単身世帯をモデル世帯とする。

(注2) 米はAdjusted gross income=年収として、基礎控除がない豪は課税所得=年収として記載。米の返還開始年収は、居住地・家族構成によって異なるほか、返還プランによっては上記の額に1.5を乗じた額。

日本の研究開発費総額と投資効果

- 日本の科学技術予算（対GDP比）は、主要先進国と比べて高く、政府だけではなく民間を含めた研究開発費総額（対GDP比）で見ても、主要先進国と比べて遜色ない水準。
- 研究開発費に対して注目度の高い論文（Top10%論文）の数が少なく、論文の生産性が主要先進国に比べて低水準となっており、研究開発の投資効果の引上げが課題。

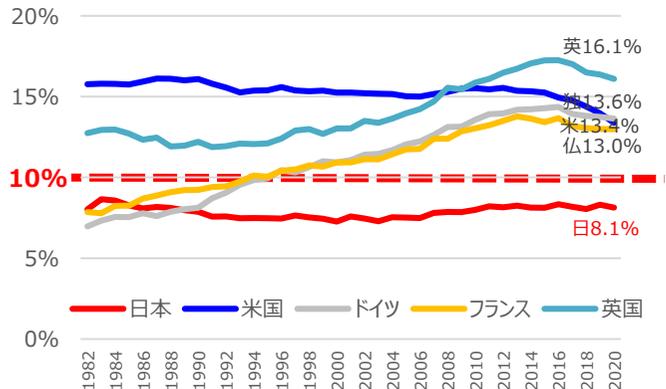


(出所) 科学技術指標2022 (2022年8月、科学技術・学術政策研究所) より財務省作成

(注) 論文数は分数カウント法による計測。分数カウント法とは、機関レベルでの重み付けを用いた国単位での集計を行うもので、例えば、日本のA大学・B大学、米国のC大学の共著論文の場合、各機関は1/3と重み付けし、日本2/3件、米国1/3件と集計する方法。

- 日本では、論文の執筆数に比して、**Top10%論文の輩出が少ない（生産性が低い）**背景として、研究活動における**国際性の低さ**（国際共著の少なさや人材の国際流動性の低さ）が指摘されている。
- 例えば、**科研費などの研究費助成事業**において、採択時の国際性評価の強化（海外研究歴の審査における活用等）、採択後における研究成果の国際発信をルール化するなど、**国際化の取組を促す政策誘導を特定の国際共同研究事業に限らず、全体的に強化すべき。**

◆ 各国の論文数に占める Top10%論文の割合
（日本は論文の執筆数に比してTop10%論文が少ない）



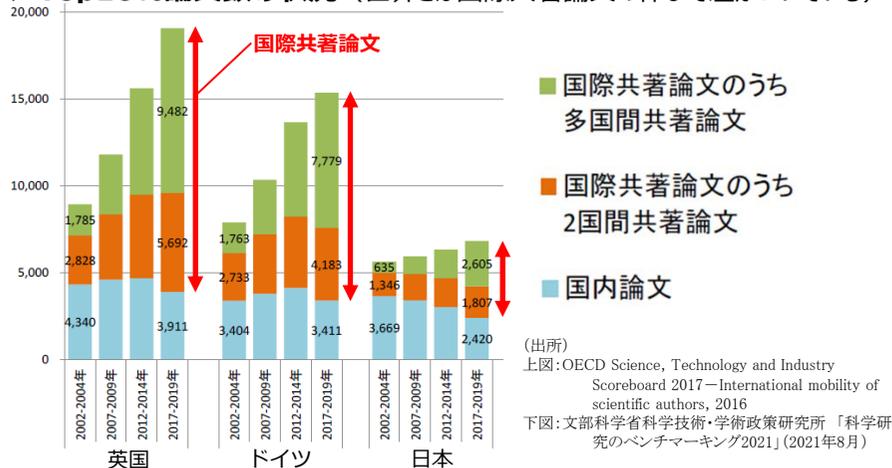
（出所）科学技術指標2022（2022年8月、科学技術・学術政策研究所）より財務省作成（出所）OECD「Science, Technology and Industry Scoreboard 2017」

◆ 研究者の国際移動

（日本はOECD諸国41か国中39位と極めて低い）



◆ Top10%論文数の状況（世界とは国際共著論文の伸びで差がついている）



◆ Nature誌掲載論文における指摘（抜粋・和訳）

- **研究開発に対する政府支出は、論文の生産数とは相関するものの、少なくとも数少ない実践的な基準である論文引用数により評価された、科学的なインパクトとは相関しない**ことを発見した。
- 研究のインパクトと相関するのは、国を越えた論文共著及び研究人材の流動性により近似された、その国の開放性（openness）。
- 特に、日本においては、論文産出と引用のインパクトが2000年以降横ばいに留まっている。**日本は、主要国の中で最も国際化していない国の一つであり、このことがパフォーマンスの妨げになっている可能性がある。**高度人材の流動性の無さや、言語の壁が、関与の邪魔をしているのかもしれない。

（出所）Wagner, C, S., Jonkers Koen, "Open countries have strong science", Comment, October 5, 2017 Nature Vol.550

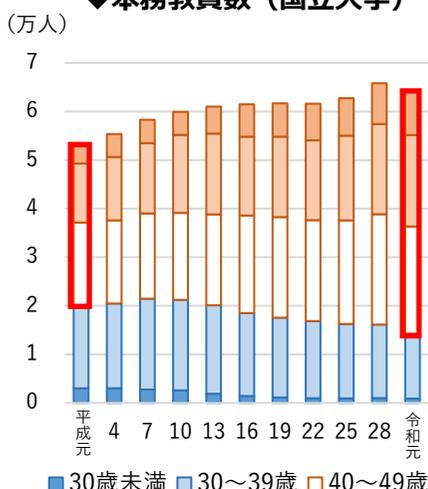
研究人材の流動性・若手研究者の機会確保

- 国立大学教員について、毎年の採用数・在籍数ともにシニア層割合が増加、若手の割合が低下傾向。また、大学間の人材流動性が低く、生産性低下の要因の可能性も指摘される。大学への研究支援については、優秀な若手研究者等が研究に専念できるよう、人事改革等に取り組む大学を評価して採択すべき。
- 大学と産業界の人材流動性も低い。産学連携は、大学の民間資金獲得に加え、若手研究者の活用を通じた多様なキャリアパス開拓に繋がることが期待され、産学間の人材流動性拡大の観点からも重要。

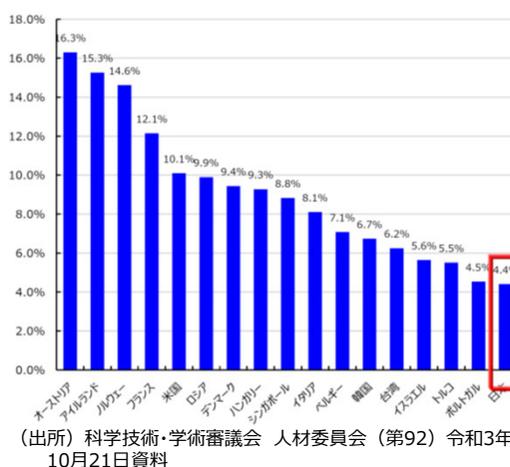
◆本務教員の採用数（国立大学）



◆本務教員数（国立大学）



◆企業の研究者に占める博士号取得者の割合



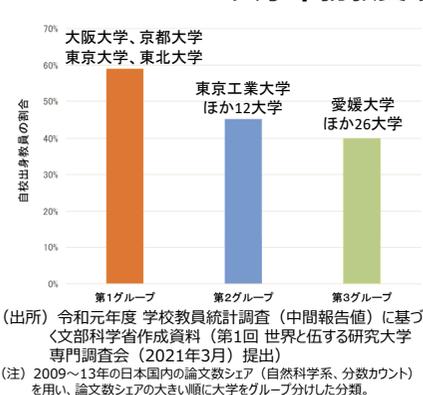
◆給与待遇の差



(出所) 産労総合研究所「2022年度 決定初任給調査」、National Association of Colleges and Employers「Salary Survey WINTER 2022」、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」（令和4年4月分）
 (注) 米国における初任給は、数学・科学専攻（ボーナス等を除く）における初任給、日本における初任給の年額は、平均初任給（月額）の12か月分とした。

◆大学間の人材流動性

大学本務教員の自校出身者比率



【各大学への文科省聞き取り結果】

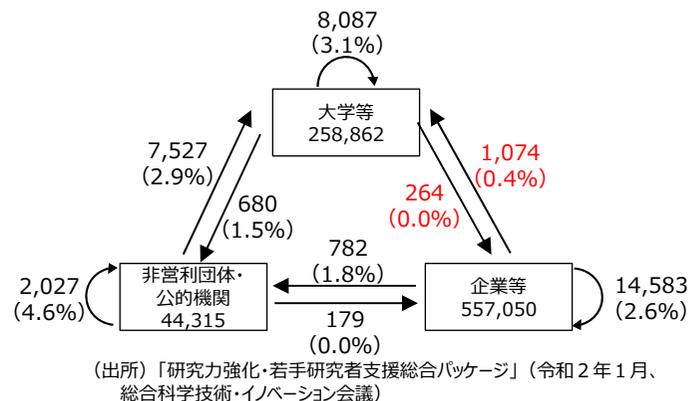
大学	自校出身教員割合
大阪大学	44%
京都大学	63%
東京工業大学	35%
東北大学	48%
(参考) 東京大学	78%
(参考) カリフォルニア大学	22%

(出所) 第1回 世界と伍する研究大学専門調査会 (2021年3月) 資料
 (参考) 東京大学は「日本の大学研究室の継代方式に関する研究」(森近・柴山, 2011) による平成15年の数値。また、カリフォルニア大学は、科学技術・学術審議会人材委員会 第二次提言 (平成15年6月) による。

内部からの人材登用（アカデミック・インブリーディング）に関する実証分析

- ・ 自らの研究室の卒業生の割合が高いほど、その研究室の論文生産数は低くなる傾向
 - ・ 外部出身者は、教授に昇進して以前の研究室の主催者（PI）から独立する年に大きく研究課題が変化するのに対し、研究室内部の出身者は、PIの地位を得た後も過去の研究課題の慣性が働く傾向
- (出所) Morichika, N., & Shibayama, S. (2015). Impact of inbreeding on scientific productivity: A case study of a Japanese university department. Research Evaluation, 24(2), 146-157.
 (注) 論文生産や研究課題に関し、東大薬学部の研究室メンバーの経歴を用いて実証分析。

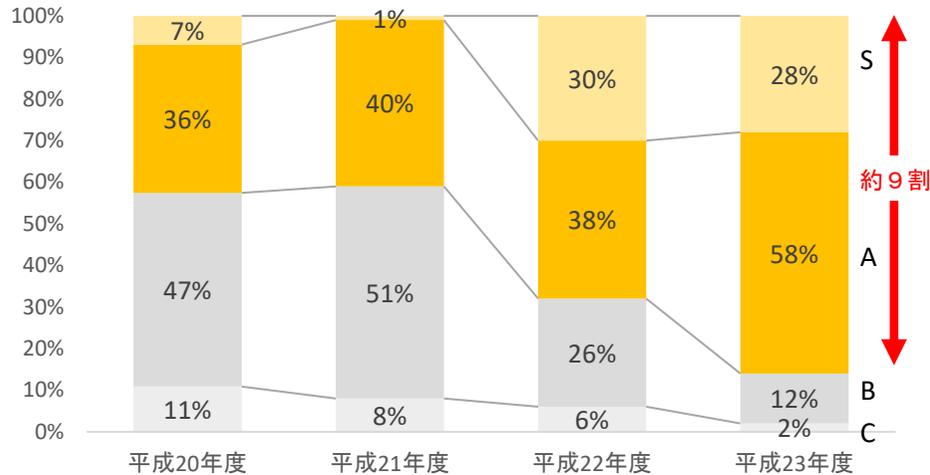
◆産学官の研究者の流動性（平成29年）



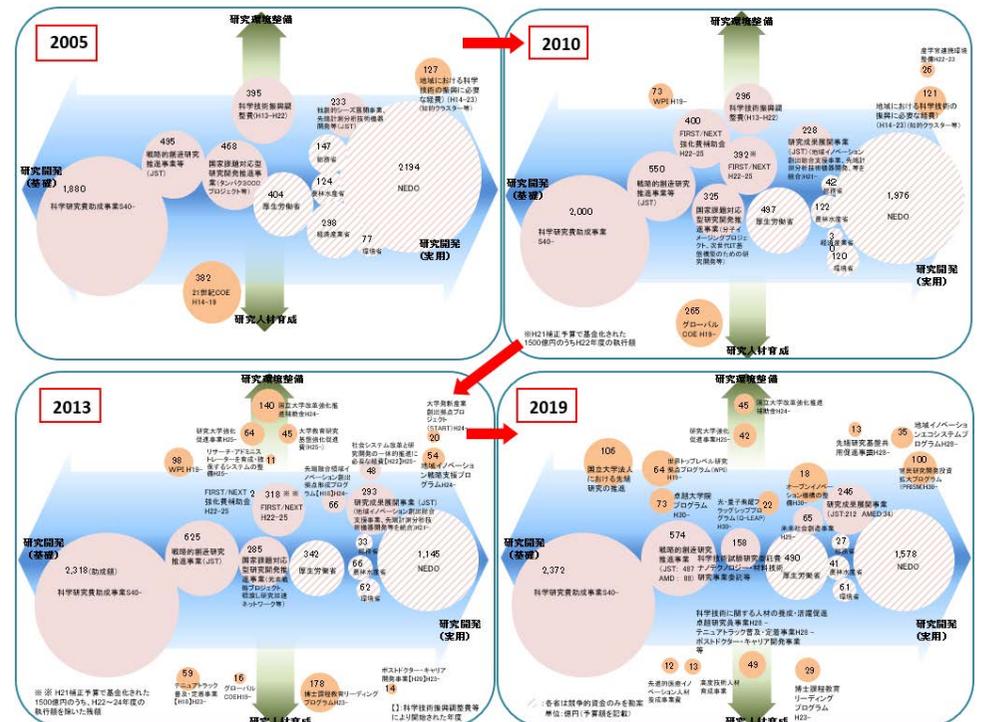
科学技術政策の優先順位付け・整理

- 総合科学技術会議（現在の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の前身）による**科学技術予算の「メリハリ」付け**（いわゆるSABC）は形骸化し、**平成24年度予算以降は行われておらず**、毎年度の統合イノベーション戦略等により重点化施策を特定する、**いわば「ハリ」だけを強調した仕組み**。
- 研究開発の投資効果向上の観点から、日本の研究現場が抱える研究領域の硬直性などの課題の解決に資するよう、**優先順位付けを通じて施策面から誘導**をかけていくことが有効。
- **競争的資金が増加・複雑化**しており、全体像を整理し、限られた政策資源の効果を高めることも重要。
- CSTI（及び同事務局）は、施策の優先順位付け、更には省庁間の施策の整理など、**本来期待されている関係省庁に対する司令塔機能を発揮することが求められる**。

総合科学技術会議における優先度判定の推移（新規事業）



競争的資金の林立



(参考) 「統合イノベーション戦略2022」における「戦略的に進めていくべき主要分野」

【基盤技術】

- 新たなAI戦略・量子戦略に基づく社会実装や経済安全保障の強化、バイオコミュニティやバイオものづくりを核とした市場拡大、マテリアルDXプラットフォームの実現など、世界最先端の研究開発や拠点形成、人材育成等の推進

【応用分野】

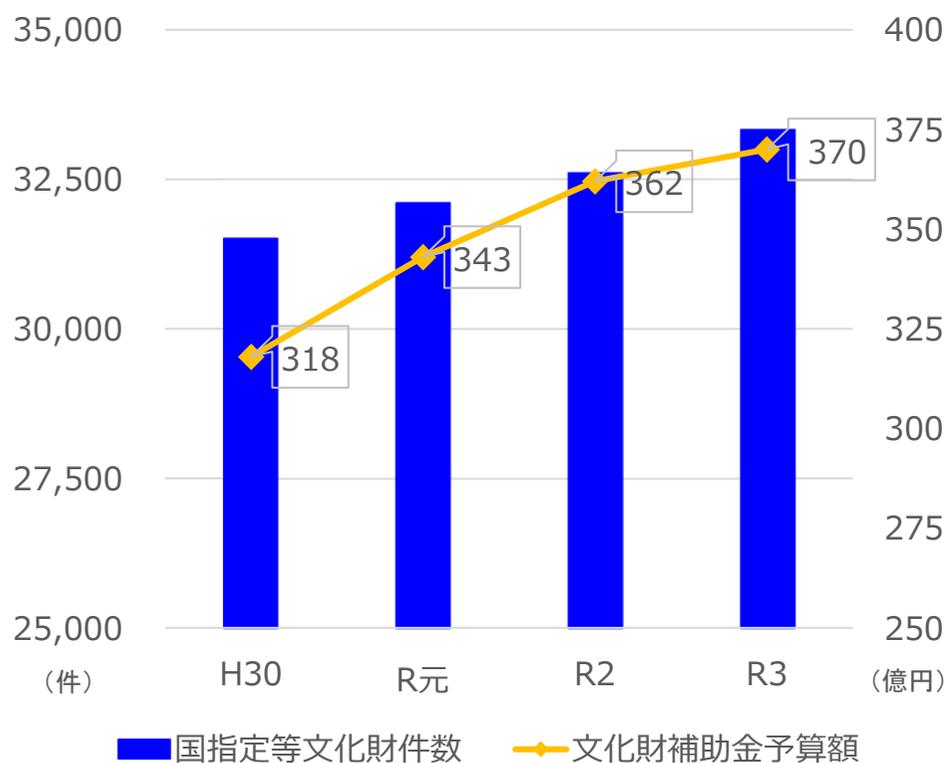
- 健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産業など、産学官連携による出口を見据えた取組の推進

(出所) (国研) 科学技術振興機構 研究開発戦略センター「日本の科学技術イノベーション政策の変遷2020」

文化財の保存修理・公開活用等に係る多様な資金調達の促進について① 資料Ⅱ－４－２７

- 国指定等文化財の件数は年々増加しており、それに伴って保存修理、公開活用等（以下「保存修理等」）に必要な補助金も増加している。
- 国指定文化財の保存修理等に係る費用について、現在はその事業費の50%～85%を国が補助金で負担する形で賄われている。

国指定等文化財件数と文化財補助金予算額の推移



(出所) 文化庁資料を基に財務省作成
 (注) 当該年度の補助金額は各年度の当初予算額 + 補正予算額

[国指定等文化財所有者別件数一覧 (R4.4.1時点)]

	国 (注1)	地方公共団体		宗教法人	その他 法人	個人	その他 (注2)	合計
		都道府県	市町村					
国指定等文化財	1,989	732	3,111	10,801	5,180	7,582	4,373	33,768

※他区分の所有者との共有を含む。

- (出所) 文化庁資料を基に財務省作成
 (注1) 上記の所有者別一覧における「国」とは国のほかに独立行政法人と国立大学法人を含む。
 (注2) 史跡名勝天然記念物、重要無形文化財、登録無形文化財、重要無形民俗文化財、登録無形民俗文化財、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区、選定保存技術、登録記念物を含む。

[国指定文化財の国庫補助の状況]

	原則	災害復旧
国指定文化財	50%～85%	70%～85%

(注) 国所有の建造物の大部分は、国が管理団体（地方自治体、公益財団法人等）を指定し、当該団体が文化財の保存修理等の実施を国に代わって行っており、その費用は当該団体が文化庁に補助金の交付申請を行い、補助金の交付（最低65%）を受けることで賄っている。

- 文化財は後世に引き継ぐべき国民全体の宝。今後ますます文化財の保存修理等に係る費用の増加が見込まれる中、今後も適切な保存修理等を遅滞なく実施するためには、国の補助金のみならず**多様な資金調達を通じて、国民全体で文化財を支えていくことが不可欠。**
- 一部の地方公共団体において、クラウドファンディングにより文化財の保存修理等に係る費用の一部を賄う取組が始まっている。こうした取組は単に資金を調達するのみならず、**文化財に対する国民の意識を高めるものであることから、更に促進していくことが重要。**
- また、文化財の保存修理等に係る費用を賄うためには、文化財の公開活用による自己収入の拡大が不可欠であるが、例えば、文化財の入場料を国際比較すると、日本の文化財の入場料は低水準に留まっており、**自己収入拡大の余地が十分にある。**

クラウドファンディングによる保存修理等の活用事例（青森県黒石市）

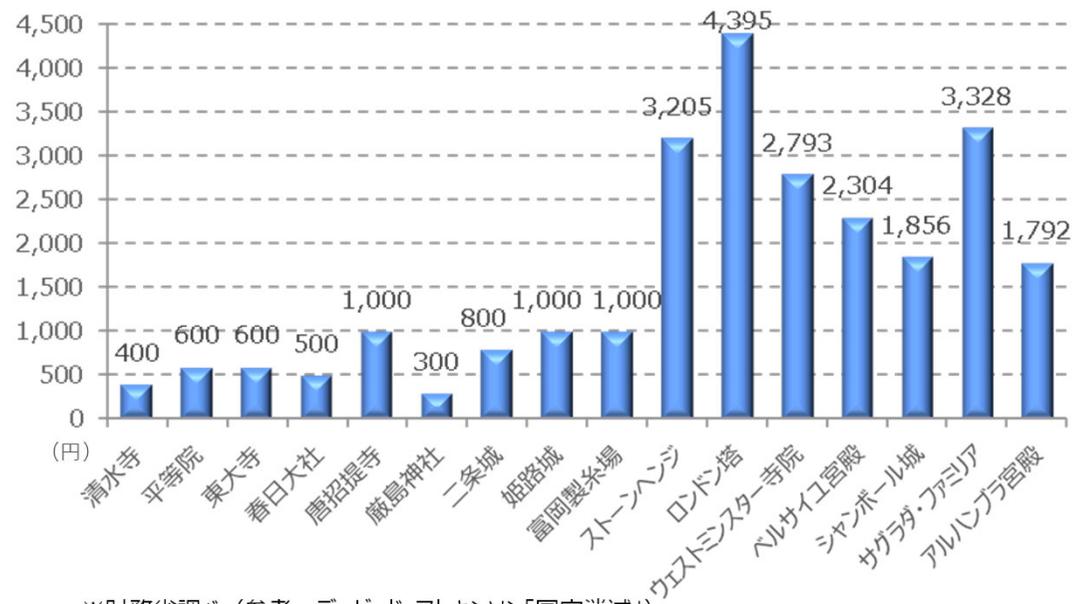


文化元年（1804年）に建てられた酒蔵の保存と活用に取り組む中で、2016年度にこの建物を活用するために必要な上下水道工事の費用をクラウドファンディング（以下、「CF」）で募った。

購入型のスキームで、リターンに「支援者の名前を主屋玄関口に掲示」「カフェのランチ無料券」などを設定し、目標金額100万円を超える支援が集まり、工事が可能となった。

（出所）文化庁「文化財保護のための資金調達ハンドブック」

文化財の入場料の国際比較



※財務省調べ（参考：デービッド・アトキンソン「国宝消滅」）
日本円への換算は、令和4年度支出官レート（128円/€、147円/£）による。